

事 務 連 絡
令和3年1月28日

委 員 各 位

葉山町福祉課長

第8回葉山町介護保険事業計画等運営委員会について

日頃より、葉山町介護保険事業計画等運営委員会にご出席いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令下の状況を考慮し、今回の委員会は書面会議で開催となります。

つきましては、別添「第8回葉山町介護保険事業計画等運営委員会説明」により事務局からの説明に代えさせていただきますので、令和3年2月5日(金)までに意見票を事務局までご送付ください。

ご意見等ない場合も意見票をご送付ください。

- 議 題
- (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について
 - (3) 第8期葉山町介護保険料(案)について
 - (4) 今後のスケジュールについて

【問い合わせ先 介護高齢係 大渡
電話 046(876)1111 内線 232】

第8回葉山町介護保険事業計画等運営委員会説明

議題1 パブリックコメントの結果について

令和2年12月15日(火)から令和3年1月13日(水)までの間、町ホームページ、役場1階情報コーナー、1階福祉課窓口、図書館、福祉文化会館に意見募集案内と計画素案を掲示し意見募集を行いました。意見はありませんでした。

議題2 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について

令和2年12月8日(火)に神奈川県に対し見える化システム(国システム)により給付費推計等を報告しました。

また、令和3年1月21日(水)に神奈川県高齢福祉課による計画策定ヒアリングを受け、計画書の記載事項について指摘を受けました。

介護給付費の推計及び神奈川県からの指摘事項を踏まえ、第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について追記させていただきます。なお、パブリックコメントで掲示した素案にも「本案は、現段階で考えられる事項を取りまとめたものであり、今後、介護保険制度の見直し状況等により変更することがあります。また、発行までの間に、掲載しているデータを最新の数値に更新する場合があります。」と記載させていただいていることから追記するものです。

資料2 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)をご覧ください、

①追記箇所1

P. 117

見える化システム(国システム)により見込量を算定し、第8期計画で新規開設する「(7)看護小規模多機能型居宅介護」を追記しました。

②追記箇所2

P. 125-129

見える化システム(国システム)により推計した介護給付費を追記しました。介護報酬改定(今回の改定率は0.70%増(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.05%(令和3年9月末まで)を含む))を踏まえた給付費になっています。

ただし、この数値も今後の国・神奈川県との調整で3月まで間、多少の変動がある可能性があります。(最終的に国に報告するのは3月です。)

また、今回の計画は令和7年度(2025年度)、令和22年度(2040年度)を見据えた計画となっていることから、長期的な視野に立って数値を記載しています。

そのため、令和7年度(2025年度)及び令和22年度(2040年度)は現段階の数値であ

り、今後の高齢者数、給付費の状況で変動がある旨を記載しています。

全体的な傾向としては、葉山町は比較的介護度が軽度の方が多いことから、在宅サービス費の伸びが大きくなっています。(P. 129)

③追記箇所3

P. 132-135

見える化システム(国システム)により算定した第8期介護保険料を追記しました。

第8期介護保険料については、議題3 別紙「第8期葉山町介護保険料(案)について」で詳細をご説明しますが、P. 133、134をご覧ください。

第8期計画期間中の後期高齢者数の増加見込み、給付費の増加傾向を踏まえると介護保険料は上昇してしまいますが、保険料段階を細分化し所得に応じた新しい段階を設定するとともに(P. 135)、介護給付費準備基金3億2千万円のうち2億円取り崩す対応をすることで(P. 132 1(1)③)、月額基準額4,800円から第8期は4,900円(P. 134)とさせていただきました。

また、今回の第8期計画は、令和7年度(2025年度)、令和22年度(2040年度)を見据えた計画となっていることから、令和7年度(2025年度)の介護保険料推計値、約5,000円も記載しました。

ただし、この数値は、今後の高齢者数及び給付費の状況によって変動しますので、「現段階での推計値」という注釈を付して記載しております。

また、令和22年度(2040年度)の介護保険料の見込みについては、現段階では不確定要素が多いこと、神奈川県からも記載の必要はない旨を確認したことから掲載していません。

④追記箇所4

P. 147-148

今回の計画においては、地域密着型サービスの圏域ごとの見込量も掲載するよう、令和3年1月に神奈川県より全市町村に指導がありました。

そこで、P. 115-117の地域密着型サービスの延べ利用件数を再掲にはなりますが、圏域別の施設数を追加して掲載しました。

⑤追記箇所5

P. 140

施設サービスの整備方針について、令和3年度以降の数値を追記しました。

上記のとおり、介護給付費見込量及び神奈川県による指導事項を踏まえ、5点について追記しました。

なお、令和3年1月末には、本計画書(案)を神奈川県に提出し調整する予定となってい

ます。

今後、計画書（案）の修正が発生する可能性があります、その際は事務局と委員長と調整という形で一任いただければと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題3 第8期介護保険料（案）について

資料3 第8期（令和3年度～5年度）葉山町介護保険料（案）をご覧ください。

可能な限り介護保険料の上昇を抑えるために、所得に応じた負担割合の見直し、介護給付費準備基金の取り崩しを行うことにしました。

現行の第7期介護保険料は14段階でしたが、第8期介護保険料では16段階に細分化するとともに、負担割合を一部改正しております。

（1）第9段階の細分化。

第7期介護保険料では、第9段階として所得が200万円から400万円未満の区分を設定していました。

第7段階、第8段階の区分が国基準を参照して40万円の幅なのに対し、第9段階が200万円の幅であることから、負担感の公平化を考慮し、第9段階を細分化することにしました。

第7期介護保険料		第8期介護保険料	
第7段階	120万円～160万円未満	第7段階	120万円～160万円未満
第8段階	160万円～200万円未満	第8段階	160万円～200万円未満
第9段階	200万円～400万円未満	第9段階	200万円～300万円未満
		第10段階	300万円～400万円未満

さらに、200万円から300万円未満の方々の負担割合を低く設定し、負担感の軽減を図りました。

第7期介護保険料			第8期介護保険料		
段階	基準段階に対する割合	年額保険料	段階	基準段階に対する割合	年額保険料
第9段階 (200万円～400万円未満)	1.53	88,128円	第9段階 (200万円～300万円未満)	1.52	89,376円
			第10段階 (300万円～400万円未満)	1.54	90,552円

(2) 第13段階の負担割合の見直し。

第7期介護保険料では、第10段階(89,856円)と第11段階(100,800円)の介護保険料の差が10,944円なのに対し、第11段階(100,800円)と第12段階(102,528円)の差が1,728円となっていることから、年間800万円～1,000万円未満の比較的所得の高い方々の負担割合を見直すことにしました。

第7期介護保険料		第8期介護保険料	
第10段階 (400万円～600万円未満)	(1.56) 89,856円	第11段階 (400万円～600万円未満)	(1.57) 92,316円
第11段階 (600万円～800万円未満)	(1.75) 100,800円	第12段階 (600万円～800万円未満)	(1.75) 102,900円
第12段階 (800万円～1,000万円未満)	(1.78) 102,528円	第13段階 (800万円～1,000万円未満)	(1.90) 111,720円

(3) 高所得段階の設定

第7期介護保険料の最高所得段階は1,500万円以上としていましたが、今回新たに2,000万円以上を設定するとともに、両段階の負担割合を見直すこととしました。

第7期介護保険料		第8期介護保険料	
第14段階 (1,500万円以上)	(2.12) 122,112円	第15段階 (1,500万円～2,000万円未満)	(2.30) 135,240円
		第16段階 (2,000万円以上)	(2.50) 147,000円

(4) 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は第8期当初見込みで328,046,457円となっており、200,000,000円を取り崩すことで介護保険料の上昇を抑えることにします。

(5) まとめ

所得に応じた介護保険料の設定及び介護給付費準備基金の活用を図ることで第8期介護保険料基準額は月額4,900円と、第7期介護保険料基準額4,800円に対し100円の上昇で抑えることとします。

議題4 今後のスケジュールについて

介護保険事業計画等運営委員会は今回で最終回とさせていただきます。

今後、3月の計画策定に向け、神奈川県を通じて国と調整していく中で、神奈川県から計画書に対し指摘があった際は適宜修正していきますが、その内容については事務局と会長との対応に一任していただければと考えます。

最終回はコロナ禍の影響で残念ながら書面会議となりました。

今回の議題に対し、ご意見をいただきたいと考えますので、「意見票」を令和3年2月5日までに返信用封筒にてご提出ください。（意見が特段ない場合もご提出願います。）

長丁場の委員会になりましたが、会長、副会長、各委員の皆様のご尽力により今回を迎える事が出来ました。

計画書の完成は、3月を予定しております。その後、製本が済みましたら、委員の皆様には郵送させていただくことを予定しております。

今後もいろいろとお世話になる機会があると思いますが、その節はどうぞよろしくお願い致します。2年間本当にありがとうございました。

第8回 葉山町介護保険事業計画等運営委員会次第

令和3年1月28日

形式：書面開催による

- 1 パブリックコメントの結果について
- 2 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
- 3 第8期葉山町介護保険料（案）について
- 4 今後のスケジュールについて

(配布資料)

- 資料1 第7回葉山町介護保険事業計画等運営委員会会議録（概要）
- 資料2 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）
- 資料3 第8期葉山町介護保険料（案）について

第 7 回 葉山町介護保険事業計画等運営委員会 会議録 (概要)

日時：令和 2 年 11 月 19 日（木）

14：00～15：00

場所：葉山町役場 3 階協議会室 2

委員会の概要

- 1 あいさつ
- 2 第 8 期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
- 3 今後のスケジュールについて

配布資料

資料 1 第 6 回葉山町介護保険事業計画等運営委員会会議録（概要）

資料 2 第 8 期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）

出席者等（敬称略）

- 会 長…… 山本恵子
副会長…… 二瓶東洋
委 員…… 加藤智史、小宮和子、柴田元子、沼田謙一郎（欠席）、松本千恵、
宮田路子、守谷勝
事務局…… 高階福祉部長、鹿島福祉課長、坂口担当課長、大渡課長補佐、
松井主査

会議録（概要）

1 あいさつ

（省略）

2 2 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について

（主な説明）

- 「本案は現段階で考えられる事項を取りまとめたものであり、今後、介護保険制度の見直し状況等により変更することがあります。また、発行までの間に、掲載しているデータを最新の数値に更新する場合があります。」と今回のパブリックコメントに追記する。
- 人口について令和2年10月1日現在で高齢者人口が10,271人、高齢化率が31.2%と数値が確定したので記載した。
- 65歳以上の高齢者数について、令和2年10月1日現在、木古庭から長柄までの高齢者数が確定しているため記載した。
人口を見ると、一色は2,700人と多い印象を受けるが、木古庭、上山口、下山口、それぞれに地域性がある。また、堀内、長柄でも山の上の部分や下の部分など様々な地域性がある。
- 令和2年10月1日現在で、要支援・要介護認定者数について、上山口では、要支援認定者数が44人に対し、要介護認定者数が101人と少し多いように見えるが、上山口には特別養護老人ホームがあることの影響があると考えられる。
- 要支援の認定者数を見ると、木古庭から一色までの要支援認定者数が257人、堀内と長柄が265人なので、ほぼ均等にわかれている。
- ③「葉山町の要支援・要介護認定者数」の年代別について、80歳～85歳未満が急増している。葉山町においては、80歳以上が1つのキーポイントになるため、早い段階での介護予防が非常に重要になる。
- ④「横須賀三浦地域の要支援・要介護認定者数」について、この近隣では葉山町が一番低い数値となっている。
- 調整済み認定率とは、要介護・要支援認定率の多寡に大きな影響を及ぼす第1号被保険者の性別、年齢構成の影響を除外した認定率となるが、葉山町は16.4%ととても低い数字になっている。
- 重点目標について、①介護予防・重度化防止の推進がある。
4行目には「葉山町では、2016年度より開始した地域づくりによる介護予防事業、貯筋運動による、通いの場づくりが町内全域に広がっていることを踏まえ介護予防事業の推進に加え、通いの場に応じ適切なサービスにつなげてい

く、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に着手していきます。」とあり、介護予防について、より重点を置いていくことを記載している。

②住民主体の生活支援体制の構築については、「生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員や協議体による地域ニーズや社会資源の把握、出てきた課題の解決を図るとともに、住民同士のつながりづくり、地域福祉の担い手の発掘を行ってまいります。」とあり、協議体などを中心とし、住民同士の支え合いを強化していく。

・ 15ページ目、③認知症施策の推進。

上から6行目付近「認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする」とあり、これから大事な課題になってくるため、8行目付近の「認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスによる認知症に関する理解促進や相談先の周知、オレンジカフェの開催等による認知症の人本人からの発信支援に努めてまいります」といったことを記載した。

④介護サービスの充実・強化、在宅生活への支援について、3段落目、2行目辺り「自立支援型ケアマネジメントが必要である」では、前回の委員会でも意見があったが、必要なサービスを必要なだけ付けるといった部分については、自立支援型のケアマネジメントが重要であるということで記載した。

下から4行目、「看護・小規模多機能型居宅介護支援事業所の創設を目指してまいります」と記載した。

最後の行、前回の委員会でも説明した、「地域共生社会を目指す観点から、施設の中で高齢者の生活が完結するのではなく、地域住民との交流、子どもと高齢者との交流を図ることでの高齢者の生きがいづくりを促進することを目標に、特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設と近隣の保育施設との交流促進、さらには地域防災の観点から地域住民の一時避難場所としての施設の役割について、検討し実現を目指していきます。」といった記載をすることで、施設と介護事業所と地域との共生についても記載した。

前回の資料に少し追記したところが、2行目、「等の介護施設」を追記した。重点目標、1～4を書いているが、これは優先順位ではなく、あくまでも四つの重点目標がありますとのことで記載した。

・ 17ページ。

地域包括ケアシステムの構築について、下から3行目、「生活支援第2層協議体を通じた、我が事・丸ごとの包括的な支援体制を構築することで、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携の下で支援する重層的支援体制整備事業の構築を目指してまいります」と記載した。葉山町としては、来年度策定する地域福祉活動計画の中で具体的な活動内容の記載を検討している。

- 22ページ。

高齢者人口等の推移及び推計について、令和2年10月1日時点での人口が出ているので修正した。

前期高齢者は、徐々に減少しているが、令和17年度ではまた伸びは始めている。理由としては、第2次ベビーブーム、つまり団塊ジュニアの世代が65歳に近づいているので、前期高齢者が増加する推計となっている。

また、後期高齢者について、令和7年度まで増加する見込みだが、令和7年度を過ぎると少しずつ減少する傾向となっている。

ただ、葉山町では前期高齢者、後期高齢者ともに、それほど大きな伸びが今後も見込まれておらず、予防施策が重要になっていく。

課題としては、総人口がやや減少していく上で生産年齢人口が減っていく、いわゆる社会の担い手が減り、介護者の人材不足などが今後もより深刻化することである。

- 23ページ。

要支援・要介護の認定者数の推計について、認定率は徐々に伸びていき、2040年には認定率が19.7%になるが、これは現在の鎌倉市、逗子市の認定率と同等である。

将来的には、現在の逗子市、鎌倉市のレベルまで伸びてくることが想定されるが、大きな伸びではないことが分かる。

また、認定を細かい部類に分けると、要介護1が平成30年の353人に対して、令和22年度が562人となり209人増加している。表内では要介護1がほかの要支援、要介護より増加率が高いことが分かる。

- 24ページ。

前回計画値と実績値との比較について、計画の範囲における認定者数も下がってはいるが記載した。要介護1の方々は計画値よりも少し伸びて、ほかの要介護3以上の方々については計画値を下回っているため、第7期計画の結果として、重度化は大きく進まなかったことが分かる。

- 54ページ。

「お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち、はやま」を基本理念とし、基本目標1「元気で健康な状態を維持する」、基本目標2「地域でお互い助け合いながら暮らしていく」、基本目標3「認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる」、基本目標4「年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする」という目標を掲げているが、この基本目標1～4については優先順位ではなく、それぞれが重要な目標と考えている。

- 56ページ。

下線部の箇所「居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、積極的に地域の高齢者への相談支援を行い介護予防、重度化防止に努めてまいります。」について、今後、各支援機関との連携を強め、地域包括支援センターが地域に出向くことを記載した。

- 78ページ、79ページ。

総合事業における多様なサービスの創出について、現行相当の訪問介護サービス、現行相当の通所型サービス、介護予防ケアマネジメント。これらは、地域支援事業だが、現段階だと推計値を出していないため、直近の数値を参考にし、より実態に合わせた数値を出したいと考えている。パブリックコメントにおいても空欄とする予定である。

- 80ページ。

【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】については、令和3年度から一つ増やしていく方向で動いている。

- 105ページ。

介護給付については、現在、集計・推計中のため空欄にしている。理由として、12月の中旬に市町村が国に地域包括ケア「見える化」システムを使って数値を報告する際算定するので、給付の数値に関してはパブリックコメントの段階では空欄としている。

- 143ページ目。

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備方針について、それぞれのサービスは届け出制をとっている施設なので、現状について2020年4月1日時点での定員数と戸数を記載した。住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護サービスの受け皿になっている状況を踏まえ、介護サービスの質の向上に向け、神奈川県と連携することを新たに記載した。

(主な意見及び質疑応答)

- 11ページ、12ページに関して、説明の中で何度か社会福祉協議会、地域包括が出ていたが、6つの地域の中でも非常に大きな違いがあると思う。特に長柄地区は、介護に関することについて温度差があると感じている。高齢化率も非常に高く、先ほどの説明で80歳以上の介護認定を受ける方が多くなるということだが、最近目立つのは、老夫婦世帯だと、町外や町内にいらっしゃるご家族から認定のお願いができないかとの相談が非常に多くなっている。堀内についても、住民活動の違いが非常に大きく、つながりをどういった形で作っていくか、住民同士の助け合い、顔と顔が見える地域の中でどういった助け合

いをして良いのかが議論になる。

また、17ページについて、総合相談を住民福祉センターという部署で行っているが、その中で地域支援と個別支援を具体的に進めていかなければならないという課題が上がる。地域づくりとそれぞれ個々の相談について、具体的に進めていかないと地域の助け合いはうまく進まないと話が出た。今後も包括を含め、地域に出向いた相談の支援体制を強化していく必要があると考えている。次に23ページについて、先ほど介護予防、担い手の発掘が非常に大事だと説明があった。また、貯筋運動による介護予防、および協議体による地域の支え合いが今後も必要になると話があったが、地域の中に埋もれている担い手がたくさんおり、専門職、福祉に関して、介護や地域福祉に加え、役割を分担しながら包括的に地域の福祉を支えていかなければいけないと考えている。特に担い手の部分に関しては、長柄地区の中で、アンケート調査を実施した際、地域のために役割を持って何かをしたい、地域の中でボランティア活動や助け合いの活動をしたいと回答された方が多くいるので、将来的には地域の中の支え合いを担う人材として活動していただきたいと考えている。

最後に56ページだが、先ほどヘルパーの介護保険事業所や地域資源と連携し介護予防、重症化の防止を図ることが重要になると説明がありましたが、今後、介護保険の中で、重度化を防止することは、貯筋運動をはじめ、予防策に力を入れていくことが非常に大切だと考える。重度化は、施設を圧迫することにもつながり、財源の部分にもかかわることなので、住民、行政、社協や施設も含めて予防に関することを重点的に取組んでいくことが必要になると思う。

→（事務局）

- 22、23ページ目。具体的な3か年、第8期の計画だけを見るのではなく、2040年度とその先までを見越した中で総人口がどうなっていくのか、高齢者人口がどうなってくるのかといったことでは、やはり予防や地域での支え合いが重要になると考える。それは、決して地域に押し付けることではなく、地域の方々と他府県事業所と一緒に、今後の高齢化に対応していきたいと考えている。また、人口減少による担い手不足に対応するというのも重要だと考えるので、今回、地域包括支援センターを2つに分けたこともあり、より親密にやっていきたいところである。
- 予防に関して、住民全体でやる予防がすごく大切だが、やはり地域の特性があるので、その地域に合った予防の取組が必要になると思う。
例えば、上山口や下山口、一色はコミュニティーができあがっている地域であ

り、少し話をすると、その地域全体に広がっていくことが見受けられる。

しかし、長柄とかだと、顔と顔の見える関係があまり構築されていないのも見受けられる。例えば認知症カフェをやった場合は、1件1件お迎えに行ったほうが出ていきやすい特徴がある。その辺りを全体で行うのか、それとも個々に対応してやるのかを考えていかなければならないと思う。

- 地域性がかなり違うとのお話だが、木古庭、上山口、下山口地区については近隣との結び付きが非常に強い所だが、内々で話をして悩みなどを外に広げていくことが少ない部分もある。また、一色に関しては、高台にも住宅街があるため、その方たちが下まで降りてくるのが難しく、交通の問題や体力的な問題があり、そういった困っている方たちを見つけるためにも出向いていくことが第一だと思う。それぞれ違ったやり方や予防の仕方といった話もあったが、地域の結び付きが強い地区だと、福祉サービスを使うことに抵抗感がある地域もある。例えば予防を行うにしても、あまり福祉色を出していくと、倦厭されることもあるため、その辺りはうまく福祉色を見せないような形で試行錯誤していく必要があると思う。ただ、一番重要なのはこちらから積極的に伺って、様々な話を聞いていくことが大切だと思う。

最後に、労働人口や生産年齢人口が減少するとの話だが、担い手が減っていってしまうことが大きな問題だと思う。現在、働いている方の離職をなるべく防いでいくことが一つ。そして、様々な方に福祉の仕事を知っていただくようなシステムをつくっていかないと、なかなか選んでもらえないのではとっており、賃金の格差などを解消していく方向になればいいと感じる。

- 担い手という点では、町会長をはじめ、町内会の役員の方も後期高齢を過ぎて、またその方たちが10年変わらずにやらなければならないという現実を抱えている。その中間の方々にお声を掛けても様々な事情で参加できないのも現実である。その辺りを改善していかないと前に進まないと思う。
- 共生社会をつくっていくことについて、例えば保育園や施設、グループホームがあり、そういったものを広げていくことによって、見てもらう機会が増えていくと思う。また、災害時だが、避難場所を考えると集約しておいたほうが地域住民のためにもなるし、また、そこに集まることによって、様々な施設や保育園を知る機会にもなると思うので、そういった機会を設ける意味でも集約していくべきだと思う。
- 33ページ目の介護・介助が必要となった方という箇所について、10年前も同じような、アルツハイマー、高齢者の衰弱、骨折の順番は変わってないように思う。この中で、手助けできるのは高齢の衰弱と骨折ぐらいだと感じる。骨折、転倒しないように介護や治療をすることができ、高齢者の衰弱も、自分の年齢よりももっと高齢者になっている人は余力のあるところを見つけてあげ

ればいいと思う。その他は医療的な問題が多いため、医療と介護の連携が大切になると考える。また、個人個人が、自分の体が介護されなくてもいいように自覚を持ってもらう呼び掛けも必要だと感じる。本当に介護だけの問題になってくると、骨折や高齢者の衰弱ぐらいしか手助けすることができないが、かなりの効果はあると思う。

認知症の問題は難しく、自然発症型のような形で認知症が始まり、40代～50代の方も認知症になる傾向があるので医学的にその部分が解明できれば予防できるが、そこまで医学は発達していない。

50代で認知症になり、20年、30年後に自分がアルツハイマーになっているかもしれないといったことが頭にあっても、自分が発症しているかが判断できない。

最後に23ページの認定率の構造について、認定率が2040年には20%近くになるが、要介護1では少しずつ増えてから一気に増える率が高くなることが分かる。やはり、介護した結果が表されており、要支援の段階で十分な手当てをし、要介護1になるまでの時間を長くすることによって、少しでも介護率が改善できるのではと思う。要支援から要介護認定になるまでが大切な介護予防の役割だと感じる。

→（事務局）

- 33ページ目については、3年前のアンケート調査の項目・内容が同じであり、第1位が認知症、第2位が高齢による衰弱と結果も同じである。
骨折・転倒の部分については、現在、貯筋運動のイベントを広げており、年に1回、健康測定、太ももの筋肉の厚みを測らせていただいている。その際に、骨折・転倒が介護に直結する箇所でもあるため、貯筋運動を各地域26か所でやらせていただいている。また医療との連携も今後、必要になってくると考える。
- 貯筋運動を10月から再開したが、以前にも筋肉量の測定は6回行っている。
葉山町の中でも、木古庭は筋肉量のある方が多く、その理由として木古庭は畑をやっている方や山があり会館まで来るのに歩いて来られる方もいるからだと思う。
また、イベントやお食事会を行う際に、子ども会のお子さんと合同で行うが、お年寄りの方もたくさん参加していただく。そして、11月に文化祭を行っており、自分たちで作った作品を展示するため隣近所との良好な関係を築き、困りごとがあれば隣の人が面倒を見ていることなども関係してくるかと思う。
カモメ体操について、清寿苑にて習ったことを皆さんと共有している。口の体

操として、健口体操なども行っている。10月から始めて、32名ほどの会員がいるが、その中でも20名ほど参加していただき楽しくやっている。

5 今後のスケジュールについて

(主な説明)

- 12月15日～1月13日までの30日間、町民の方々からご意見をいただく場としてパブリックコメントを設けさせていただく予定である。

12月号の「広報葉山」、町のホームページでも掲載をさせていただく。

その際には、本日いただいたご意見の中で、修正する部分や数値の関係で、最新のものを取り入れたりする場合は微修正する可能性はありますが、基本的にはこの資料を素案として提出させていただく。

そしてご意見をいただいたものについて、第8回目の介護保険事業計画等運営委員会として、2021年1月28日木曜日の13時もしくは14時に開催する予定である。

地域包括ケア「見える化」システムについては、第2回目の各市町村における地域状況、認定率の状況、介護・高齢者の状況を国に報告する予定である。その後、年明けに介護報酬の改定が入る。

さらに、1月28日木曜日の本委員会におきましては、パブリックコメントで寄せられたご意見を基に議論させていただくと同時に、最終的には介護保険料につきましても委員の皆さまにご提示してご意見をいただきたいと思います。前回、基準額4,800円と非常に低い数字を出しております。可能な限り介護保険料を重複しない、かけない方向で現在調整をさせていただいているが、まだ介護報酬の改定が出されていないため、数字を出すことができないことをご承知いただきたいと思います。

第8期（2021年度（令和3年度）
～2023年度（令和5年度））

葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）

2021年（令和3年）3月

葉山町

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	3
1 計画の目的.....	4
2 計画の位置づけ.....	5
(1) 高齢者福祉計画 介護保険事業計画.....	5
(2) 総合計画、地域福祉推進プランとの位置づけ.....	7
3 計画期間.....	8
4 計画策定にあたって.....	9
(1) 計画策定のための体制.....	9
(2) 日常生活圏域の考え方.....	9
(3) 重点目標.....	14
5 計画の推進に向けて.....	17
(1) 地域包括ケアシステムの構築.....	17
(2) 国・県との連携.....	19
(3) 町内組織との連携.....	19
(4) 町各種施策との連携.....	20
第2章 葉山町における高齢者の現状.....	21
1 高齢者数等の推移.....	22
(1) 高齢者人口等の推移及び推計.....	22
(2) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移及び推計.....	23
(3) 要支援・要介護認定者数の前回計画値・実績値との比較.....	24
2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況.....	25
(1) 介護給付サービスの利用状況.....	25
(2) 予防給付サービスの利用状況.....	29
3 アンケート調査結果のポイント.....	32
(1) 調査の概要.....	32
(2) 調査結果のポイント.....	33
4 在宅介護実態調査のポイント.....	49
(1) 調査の概要.....	49
(2) 調査結果のポイント.....	50
第3章 基本理念と基本目標.....	53
1 基本理念.....	54
2 基本目標.....	54
3 第7期計画期間中の実施状況及び第8期の目標.....	55
4 施策の体系.....	61
第2部 各論.....	63
基本目標1 元気で健康な状態を維持する.....	65
1 貯筋運動（地域づくりによる介護予防推進支援事業）.....	66

2	介護予防事業	67
3	介護予防ケアマネジメント事業	68
4	包括的・継続的ケアマネジメント事業	68
5	外出支援事業	69

基本目標2 地域でお互い助け合いながら暮らしていく..... 71

1	地域福祉活動への支援	72
2	生活支援協議体・コーディネーターの設置	73
3	地域ケア会議の開催	77
4	生きがいミニデイサービス事業	77
5	総合事業における多様なサービスの創出	78
	（1）訪問介護・通所介護	78
	（2）一般介護予防事業	81
	（3）ボランティアポイント	81
	（4）多様なサービスの創出について	81
6	高齢者虐待防止への取り組み	82
7	災害時における対策	83
8	社会参加の促進	84
9	就業の支援	88

基本目標3 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる..... 89

1	認知症について理解する	90
2	認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員	90
3	認知症予防事業の実施	94

基本目標4 年齢を重ね介護が必要な状態となっても可能な限り、

葉山町で暮らしていけるまちとする..... 97

1	ひとり暮らし高齢者等への支援体制	98
2	要介護高齢者の把握	102
3	日常的な見守り活動や助け合い活動の推進	102
4	介護給付等費用適正化事業	103
	（1）ケアマネジメント適正化推進事業	103
	（2）地域ケア個別会議（介護予防普及展開事業）	103
	（3）国民健康保険団体連合会との連携	103
	（4）住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与	104
	（5）要介護認定の適正化	104
	（6）介護給付費通知	104
5	予防給付サービスの推進	105
	（1）介護予防サービス	105
	（2）その他サービス	108
6	介護給付サービスの推進	109
	（1）居宅サービス	109
	（2）施設サービス	113
	（3）その他サービス	114
7	地域密着型サービスの推進	115
8	その他サービスの推進	118

9 医療と介護の連携.....	119
第3部 介護保険事業の適正な運用について.....	121
第1章 介護保険サービス事業の見込み.....	123
1 被保険者数等の今後の見込み.....	124
(1) 被保険者の推計.....	124
(2) 要支援・要介護認定者の推計.....	124
2 介護サービスの利用見込量の推計.....	125
(1) 予防給付サービスの見込量.....	125
(2) 介護給付サービスの見込量.....	127
3 介護保険事業にかかる総費用の見込み.....	129
第2章 葉山町の介護保険料.....	131
1 保険料の設定.....	132
(1) 介護保険料設定の考え方.....	132
(2) 保険料収納必要額.....	133
(3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定.....	133
2 保険料段階の設定.....	135
第3章 介護保険事業の適正な運営.....	137
1 サービスの質の向上.....	138
(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み.....	138
(2) 各種介護保険サービスの充実.....	138
(3) 苦情相談等への対応.....	138
(4) 高齢者への権利擁護への取り組み.....	139
(5) 施設サービスの整備方針について.....	140
(6) 居住系サービスの整備方針について.....	145
(7) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの見込量について.....	145
2 サービスの適切な利用の促進.....	148
(1) 事業者間の連携.....	148
(2) 介護給付等の適正化.....	148
3 利用者への情報提供.....	149
(1) 情報提供・公開.....	149
(2) 制度の周知.....	149
4 低所得者への配慮.....	150
5 事業評価の仕組み.....	151
(1) 介護保険事業.....	151
(2) 介護予防事業.....	151
第4部 資料編.....	151
1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会.....	154
(1) 葉山町介護保険事業計画等運営委員会規則.....	154
(2) 関係機関との連携.....	155
(3) 委員名簿.....	155
(4) 委員会の経過.....	156
2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設.....	157

第 1 部：総論

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超えて 550 万人に達しており、介護サービスの提供事業所も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきております。

その一方、2025 年（令和 7 年）にはいわゆる団塊世代全てが 75 歳以上となるほか、2040 年（令和 22 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

葉山町においても、介護保険制度が創設された年である 2000 年（平成 12 年）10 月 1 日時点では 65 歳以上人口は 6,312 人、高齢化率 20.1%であったものが、2020 年（令和 2 年）10 月 1 日時点で 10,271 人、高齢化率 31.2%まで上昇しており、今後 75 歳以上人口を中心に高齢者数は増加していくものと見込まれます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスを確保するだけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進し、時代に即して進化させていく必要があります。

本計画において、2025 年（令和 7 年）及び 2040 年（令和 22 年）を見据えた上で、「お互いに支え合い いきいきと健康に過ごせるまち はやま」を基本理念として 2023 年度（令和 5 年度）までの高齢者福祉及び介護保険事業の計画目標を盛り込んだ「第 8 期（2021 年度（令和 3 年度）～ 2023 年度（令和 5 年度））高齢者福祉計画 介護保険事業計画」を策定することで、年齢を重ねても葉山町でいきいきと暮らしていける町づくりを行ってまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

本計画は、市民の皆さんが年齢を重ねても住み慣れた葉山町で生き生きと暮らしていけるよう、目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしてまいります。

○高齢者福祉計画とは

老人福祉法第20条の8に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。

○介護保険事業計画とは

介護保険法第117条第1項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施について定めるものです。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

【介護保険事業計画における国の基本指針】

① 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ・基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ・要介護者等地域の実態の把握
- ・市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ・2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標
- ・目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ・日常生活圏域の設定
- ・他の計画との関係
- ・その他

② 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

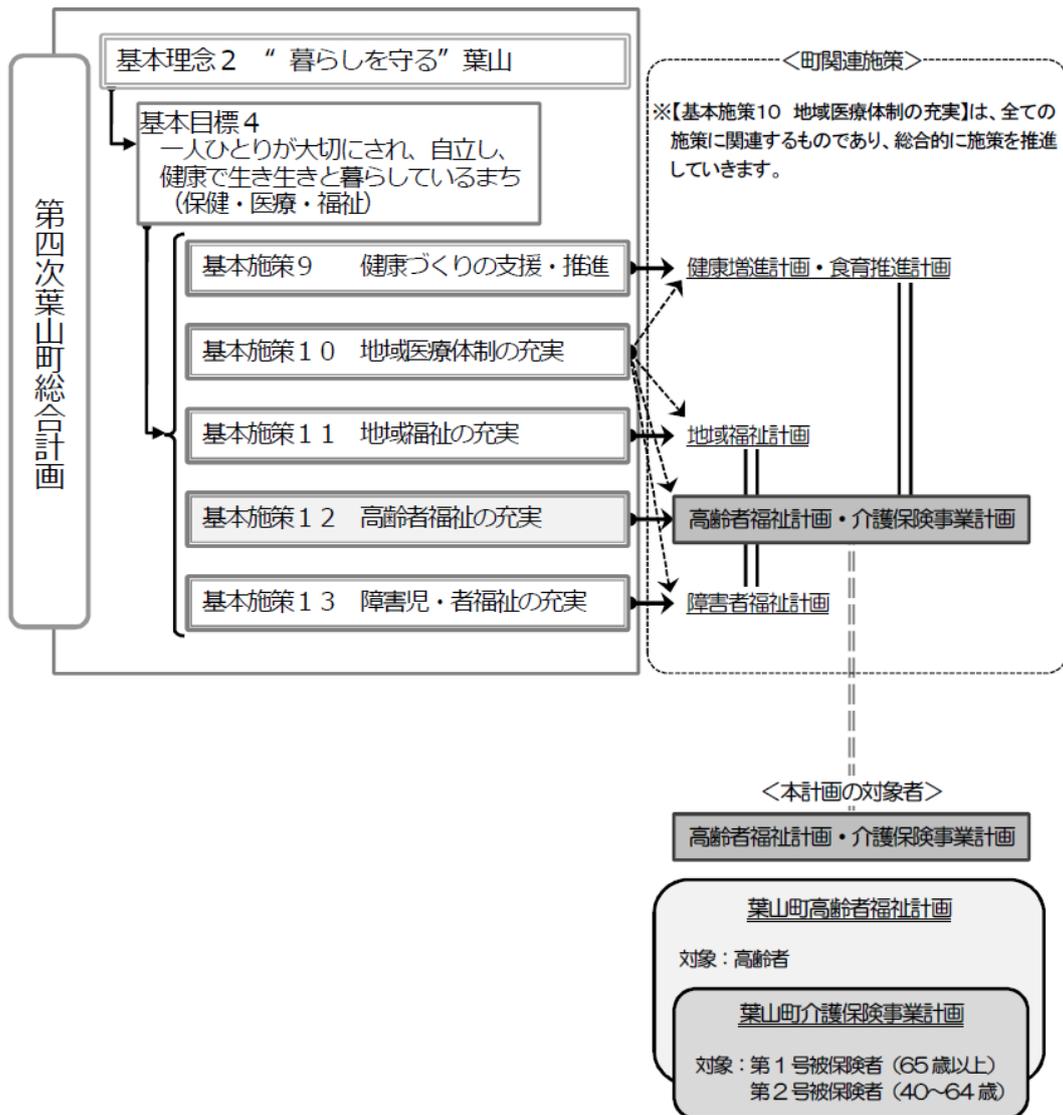
- ・日常生活圏域
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

③ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 認知症施策の推進
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 市町村独自事業に関する事項
- 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 災害に対する備えの検討
- 感染症に対する備えの検討

(2) 総合計画、地域福祉推進プランとの位置づけ

本計画は、「第四次葉山町総合計画基本構想」における保健・医療・福祉分野の基本目標である「一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち」を踏まえて計画策定を行うことで、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図りました。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3か年の計画とします。

今後、介護需用の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進行管理を行いながら、2023年度（令和5年度）中に再度見直しを行ってまいります。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
2000年								
2001年								
2002年								
2003年								
2004年								
2005年								
2006年								
2007年								
2008年								
2009年								
2010年								
2011年								
2012年								
2013年								
2014年								
2015年								
2016年								
2017年								
2018年								
2019年								
2020年								
2021年								
2022年								
2023年								

4 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

① 住民参加による計画策定

計画策定にあたっては、保健医療関係者及び被保険者代表からなる委員で構成する「葉山町介護保険事業計画等運営委員会」(以下「運営委員会」)において計画案を検討しています。

② 高齢者の実態把握

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を把握するために、各種アンケート調査を実施しました。

③ 住民への意見募集（パブリックコメントの実施）

計画策定にあたっては、計画の素案を住民に公開し、広く意見募集を行いました。意見募集の方法としては、町ホームページ、町役場1階福祉課窓口、町政情報コーナー、保健センター、図書館及び福祉文化会館に意見募集案内と計画素案を掲示するとともに、「広報はやま」にも、意見募集のお知らせを掲載しました。

(2) 日常生活圏域の考え方

① 日常生活圏域とは

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとなっています。

② 葉山町における日常生活圏域について

日常生活圏域として2圏域を設定します。

葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部、南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面していて、面積 17.04 km²、人口 32,886 人（2020 年（令和2年）10月1日現在）の海と緑に囲まれた自然豊かな町です。

自然豊かな温暖な気候の下、比較的元気な高齢者が多いという特長はありますが、今後団塊世代全てが 75 歳以上となる 2025 年（令和7年）に向けて 75 歳以上高齢者が増加し続けていくと見込まれます。

要支援・要介護認定者は、75 歳以上、特に 80 歳を超えたあたりから急増する傾向にあり、今後ますます増加することが想定されます。

そこで、高齢者人口、要支援・要介護認定者数、地理的要因、さらには中学校区等を勘案して葉山町は日常生活圏域を2圏域とします。

軽度な状態の要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを強化していくことで状態改善を目指すこと、また、地域で身近に相談出来る場所を設置する必要があることから、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに1か所設置し、地域と一体となった高齢者福祉サービスを提供できる体制づくりを行ってまいります。

【参考資料】

①葉山町の人口・高齢化率（2020年（令和2年）10月1日現在）

	65歳以上高齢者数	地域包括支援センター 配置基準
木古庭	570人	4,825人
上山口	717人	
下山口	834人	
一色	2,704人	
堀内	2,560人	5,446人
長柄	2,886人	
町内全域	10,271人	10,271人

※ 住民基本台帳上の人数

【地域包括支援センター職員配置基準】

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（準ずる者を含む）は、担当区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ1人を専従で配置する必要があります。

（介護保険法施行規則第140条の66）

②葉山町の要支援・要介護認定者数（2020年（令和2年）10月1日現在）

	要支援認定者数		要介護認定者数	
木古庭	32人	257人	66人	561人
上山口	44人		101人	
下山口	44人		77人	
一色	137人		317人	
堀内	127人	265人	318人	669人
長柄	138人		351人	
町内全域	522人		1,230人	

※ 住民基本台帳上の人数

③葉山町の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）（2020年（令和2年）9月末時点）

区分	全体	65歳～	70歳～	75歳～	80歳～	85歳～	90歳～
		70歳未満	75歳未満	80歳未満	85歳未満	90歳未満	
人数	1,726人	53人	102人	192人	366人	502人	511人

※ 第1号被保険者数（住所地特例を含まない）

④横須賀三浦地域の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）（2020年（令和2年）7月末時点）

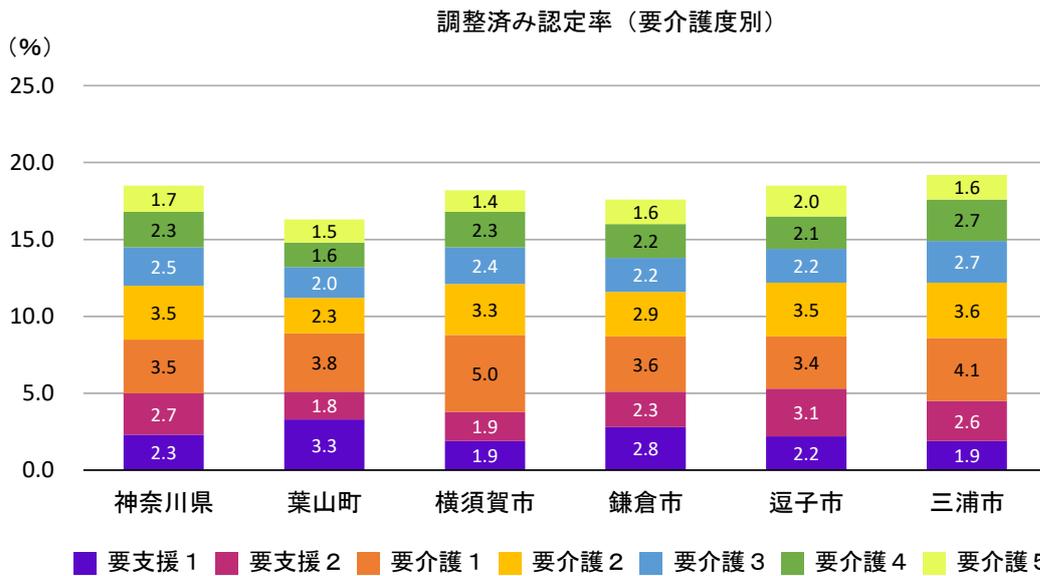
	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	要支援・要介護認定率
葉山町	10,292人	1,787人	17.4%
神奈川県	2,315,295人	417,921人	18.1%
横須賀市	126,599人	23,176人	18.3%
鎌倉市	54,269人	10,947人	20.2%
逗子市	18,830人	4,010人	21.3%
三浦市	16,502人	3,219人	19.5%

※ 第1号被保険者数（住所地特例を含む）

⑤横須賀三浦地域の要支援・要介護認定者数（調整済み認定率※）（2019年度（令和元年度））

	調整済み認定率
葉山町	16.4%
神奈川県	18.6%
横須賀市	18.3%
鎌倉市	17.7%
逗子市	18.5%
三浦市	19.2%

※ 調整済み認定率：要介護（要支援）認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者（65歳以上高齢者）の性・年齢構成」の影響を除外した認定率



（時点）令和元年（2019年）

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年のみ「介護保険事業状況報告」月報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※ 小数点第2位を四捨五入しており、合計数が⑤と合致しないことがある。

(3) 重点目標

第8期計画では、地域包括ケアシステムの実現を目指し、次の4点を重点施策として基本目標に盛り込みました。

① 介護予防・重度化防止の推進 —【基本目標1】

高齢者の心身の状態は、年齢とともに自立、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態）、要支援、要介護状態へ変動しやすいことから、連続的な支援体制の構築が必要となります。

葉山町では、2016年度（平成28年度）より開始した地域づくりによる介護予防事業（貯筋運動による通いの場づくり）が町内全域に広がっていることを踏まえ、介護予防事業の推進に加え、通いの場をさらに町内全域に広げていきます。

さらに、介護予防・重度化防止の推進を目指し、通いの場へ運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から支援することで高齢者が身近な場所で健康づくりに参加出来る体制を構築するとともに、必要に応じ適切なサービスにつなげていく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に着手してまいります。

② 住民主体の生活支援体制の構築 —【基本目標2】

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、生活支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していく必要があります。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域ニーズと社会資源の把握、発生した課題の解決を図るとともに、住民同士のつながりづくり、地域福祉の担い手の発掘を行ってまいります。

また、地域の多様なニーズに対応するため、既存の介護保険サービスだけでなく、住民主体の介護予防サービスの普及・推進を図ってまいります。

③ 認知症施策の推進 —【基本目標3】

今後、高齢者人口の増加に伴い認知症の人が増加すると見込まれることから、2019年(令和元年)に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が出来る限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。

認知症施策推進大綱では、「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることであり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と位置付けられています。

第8期計画では、認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスによる認知症に関する理解促進や相談先の周知、オレンジカフェの開催等による認知症の人本人からの発信支援に努めてまいります。

さらに、地域包括支援センターに設置した認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを中心として認知症初期段階での支援を推進してまいります。

④ 介護サービスの充実・強化、在宅生活への支援 —【基本目標4】

2020年(令和2年)に実施した日常生活圏域ニーズ調査(高齢者アンケート)によると、一般高齢者で約7割、要介護認定者で約6割の高齢者が「最期まで自宅で過ごしたい」「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」と回答されています。

可能な限り自宅で生活するためには、介護予防の充実とともに、介護が必要になった際の各種介護サービスの充実が必要です。

本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、生活課題の根本原因を探り、適切に対処する「自立支援型ケアマネジメント」が必要であり、各種介護事業所向け研修、地域ケア個別会議等による介護サービスの資質向上を目指すとともに、訪問サービスの需要の高まりに対応するために看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を目指してまいります。

また、施設サービスが必要になった際の支援としては、介護保険適用サービスのみならず、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も視野にいれてまいります。

施設サービスでは、地域共生社会を目指す観点から、施設の中で高齢者の生活が完結するのではなく、地域住民との交流、子どもと高齢者との交流を図ることでの高齢者の生きがいづくりを促進することを目標に、特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設と近隣の保育施設との交流促進、さらには地域防災の観点から地域住民の一時避難場所としての施設の役割について、検討し実現を目指してまいります。

さらに、介護職員の高齢化、人材不足が大きな課題となっており、介護職員向けの研修の実施など介護の人材確保に向けて取り組みを検討していきます。

可能な限り住み慣れた自宅で生活していくためには、介護のみならず、医療サービスを適切に利用する医療と介護の連携が重要であり、第7期計画に引き続き逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心とした在宅医療と介護の連携を推進してまいります。

5 計画の推進に向けて

(1) 地域包括ケアシステムの構築

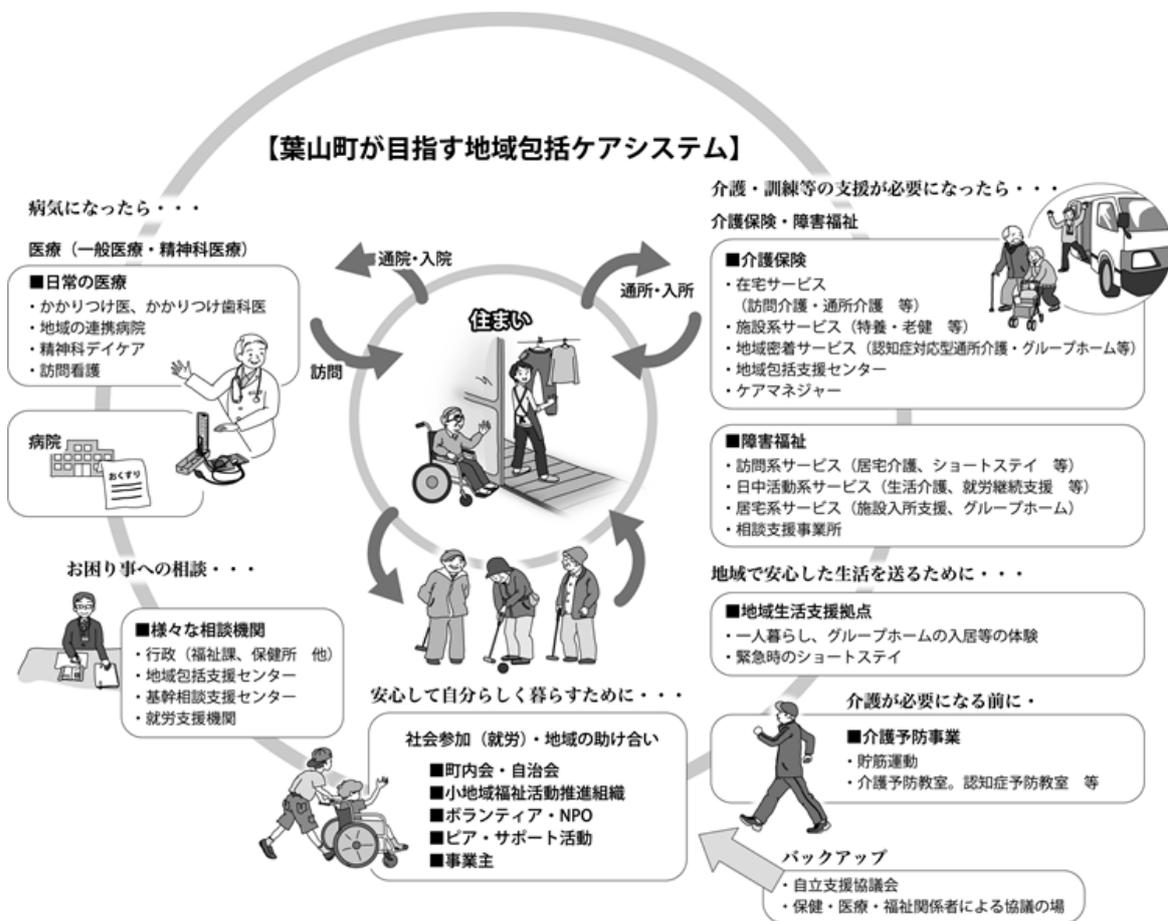
団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年（令和22年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた葉山町で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。

本町の特徴として、持ち家率が高く、現在の住まいをこのまま継続させたいと希望される方が多いことから、逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携しながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、普段から自分の健康に気をつけられる体制を構築するとともに、医療と介護が連携してサービス提供を行なえる環境づくりに努め、在宅での生活を支援してまいります。

また、介護が必要な状態になっても、可能な限り自宅で過ごしていけるよう、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の生活課題の根本を探り適切なサービスを提供する自立支援型ケアマネジメントの促進を行ってまいります。

本町では、住民主体の集いの場として町内会・自治会館や個人宅などを会場にミニデイサービスやサロン活動が活発に行われていますが、日頃の交流が希薄化・孤立化している住民の参加は少ないという課題があります。

地域住民と行政、社会福祉協議会等が協働し、公的な体制による支援とあいまって地域や個人が抱える生活課題を解決していくことが出来るよう、生活支援第2層協議体を通じた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築することで、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携の下で支援する重層的支援体制整備事業の構築を目指してまいります。



年齢を問わず、また、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行うために、地域での話し合い（第2層協議体）による新たな資源づくりを目指すとともに、既存の施設と障害者団体、保育施設との交流を促進することで、年齢を重ねてもお互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまちを構築してまいります。

(2) 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、下記の事項について、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望してまいります。

- ① 制度全般の運営
- ② 施設整備等のサービス基盤整備
- ③ サービス提供事業者の指導
- ④ 介護保険事業所情報の提供
- ⑤ その他

(3) 町内組織との連携

年齢を重ねても幸せに、笑顔で過ごしていける町をつくるために、介護保険事業所のみならず、様々な町内組織と連携を図ります。

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくことを目指す取り組みが必要になっており、生活支援第2層協議体により町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO団体などとの連携に努めてまいります。

さらに、健康管理を行うためにも逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち自分の健康状態を把握することを引き続き推奨するとともに、医療と介護が連携できる環境づくりを構築してまいります。

(4) 町各種施策との連携

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

さらに、地震や水害、火災等の災害発生時において高齢者等の要配慮者が安全かつ迅速に避難できるよう、日ごろから介護事業所と連携し、地域防災計画に基づく避難確保計画の策定を進めていきます。

本計画を確実に実施していくため、町関連各課による各種施策との連携を強化し、町ぐるみで高齢者施策の推進に取り組んでまいります。

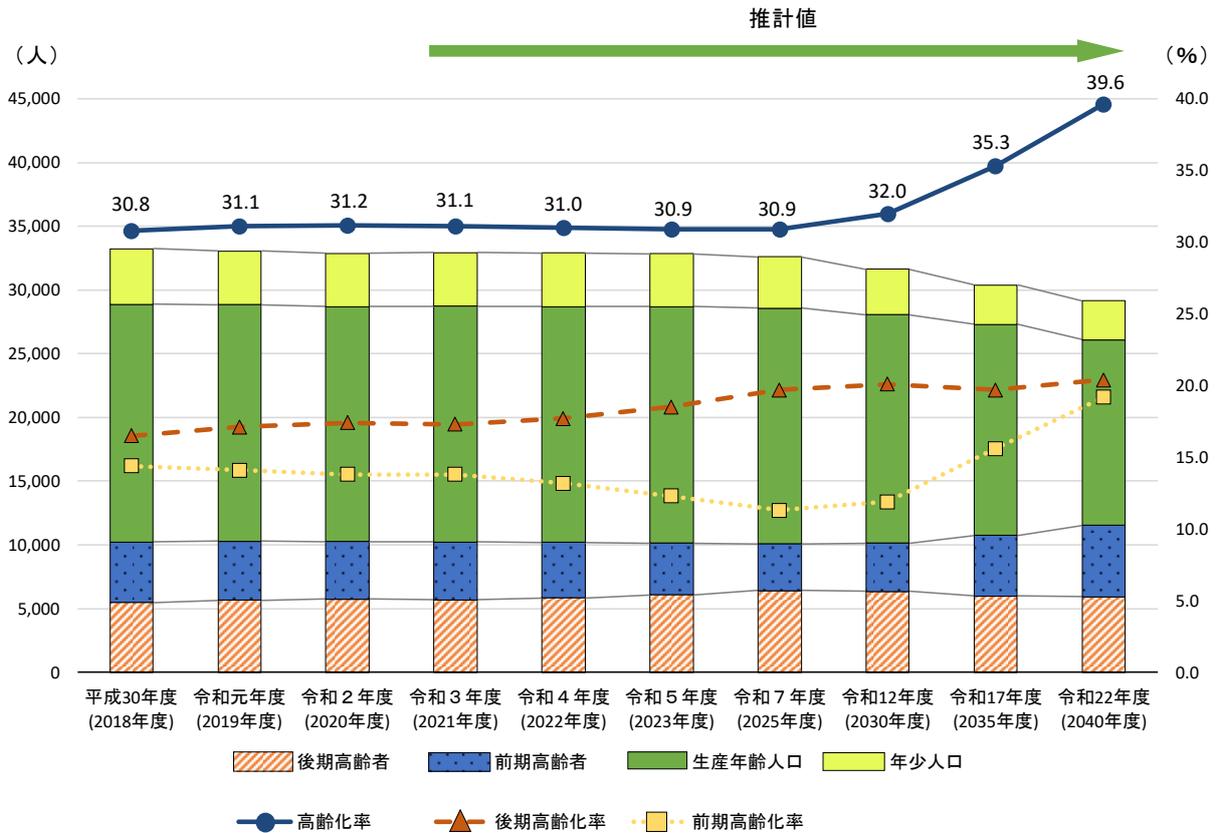
第2章

葉山町における高齢者の現状

1 高齢者数等の推移

(1) 高齢者人口等の推移及び推計

これまでの人口推移から今後20年間の人口を推計すると、総人口は緩やかに減少を続ける一方、高齢化率は上昇していくと見込まれます。2040年（令和22年）には高齢化率が39.6%、前期高齢者は5,605人、後期高齢者（75歳以上）は5,935人になると推計されます。



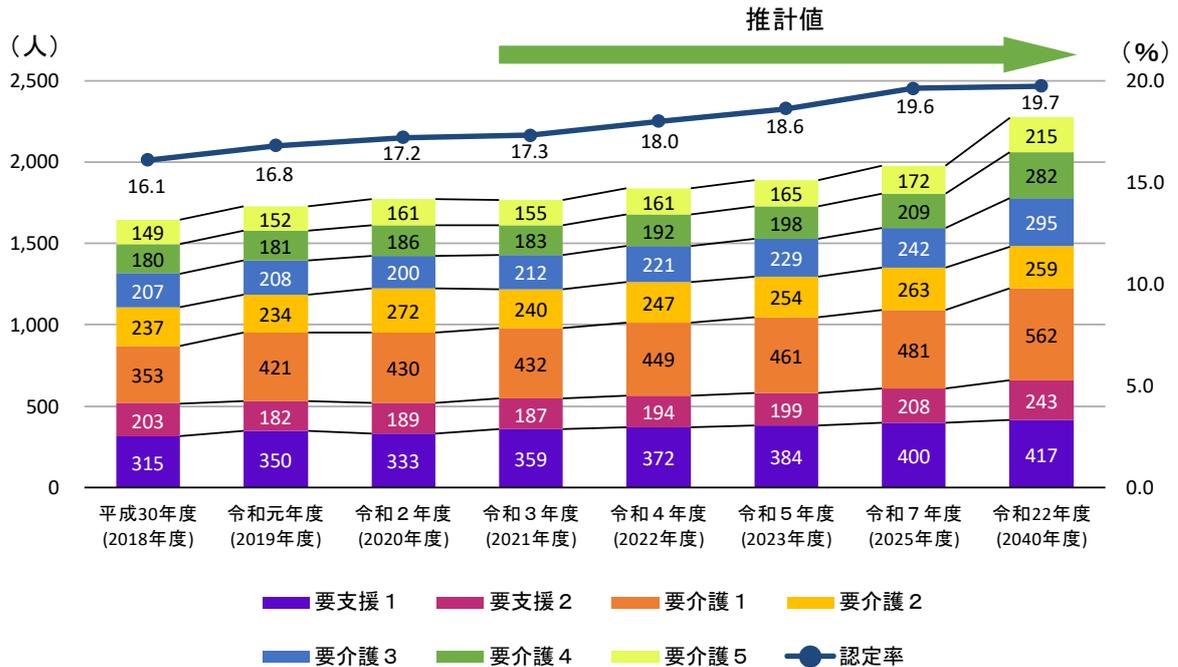
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	33,233	33,066	32,886	32,943	32,909	32,841	32,603	31,636	30,405	29,156
生産年齢人口	18,654	18,558	18,439	18,493	18,500	18,559	18,495	17,930	16,569	14,550
生産年齢人口の割合	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%	56.2%	56.5%	56.7%	56.7%	54.5%	49.9%
65歳以上の人口	10,239	10,297	10,271	10,234	10,190	10,131	10,077	10,130	10,739	11,540
前期高齢者	4,769	4,651	4,539	4,535	4,359	4,054	3,669	3,768	4,741	5,605
後期高齢者	5,470	5,646	5,732	5,699	5,831	6,077	6,408	6,362	5,998	5,935
高齢化率	30.8%	31.1%	31.2%	31.1%	31.0%	30.9%	30.9%	32.0%	35.3%	39.6%
前期高齢者の割合	14.4%	14.1%	13.8%	13.8%	13.2%	12.3%	11.3%	11.9%	15.6%	19.2%
後期高齢者の割合	16.5%	17.1%	17.4%	17.3%	17.7%	18.5%	19.7%	20.1%	19.7%	20.4%

※毎年10月1日時点

※令和3年度以降は推計値（第四次葉山町総合計画後期基本計画における人口推計値を採用）

(2) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移及び推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推計値をみると、継続的に増加していくことが見込まれます。特に認定者数の多い要介護1は2018年度（平成30年度）に対して、2040年度（令和22年度）には209人の増加が見込まれます。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）も緩やかに上昇を続け、2040年度（令和22年度）には19.7%に達すると推計されます。



※ 認定者数は、過去の認定率の平均値及び町内認定者の増減要因の分析も加味して推計しました。

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
実績値	平成30年度 (2018年度)	315	203	353	237	207	180	149	16.1%
	令和元年度 (2019年度)	350	182	421	234	208	181	152	16.8%
	令和2年度 (2020年度)	333	189	430	272	200	186	161	17.2%
推計値	令和3年度 (2021年度)	359	187	432	240	212	183	155	17.3%
	令和4年度 (2022年度)	372	194	449	247	221	192	161	18.0%
	令和5年度 (2023年度)	384	199	461	254	229	198	165	18.6%
	令和7年度 (2025年度)	400	208	481	263	242	209	172	19.6%
	令和22年度 (2040年度)	417	243	562	259	295	282	215	19.7%

※ 単位: 人 (認定率のみ%)

※ 住所地特例を含む第1号要支援・要介護認定者数であり、第2号要支援・要介護認定者数は含みません。

※ 出典: 介護保険事業報告 (9月月報値を採用)

(3) 要支援・要介護認定者数の前回計画値・実績値との比較

※ 第1号被保険者・第2号被保険者の認定者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
要支援・要介護認定者数		実績値	1,685人	1,770人	1,813人
		計画値	1,750人	1,790人	1,812人
		計画との差 (実績－計画)	▲65人	▲20人	1人
介護度別	要支援1	実績値	325人	358人	344人
		計画値	343人	351人	355人
		計画との差 (実績－計画)	▲18人	7人	▲11人
	要支援2	実績値	210人	188人	195人
		計画値	199人	203人	205人
		計画との差 (実績－計画)	11人	▲15人	▲10人
	要介護1	実績値	360人	431人	436人
		計画値	375人	384人	389人
		計画との差 (実績－計画)	▲15人	47人	47人
	要介護2	実績値	244人	240人	279人
		計画値	236人	241人	244人
		計画との差 (実績－計画)	8人	▲1人	35人
	要介護3	実績値	210人	213人	200人
		計画値	231人	236人	239人
		計画との差 (実績－計画)	▲21人	▲23人	▲39人
	要介護4	実績値	181人	182人	189人
		計画値	193人	198人	201人
		計画との差 (実績－計画)	▲12人	▲16人	▲12人
	要介護5	実績値	155人	158人	170人
		計画値	173人	177人	179人
		計画との差 (実績－計画)	▲18人	▲19人	▲9人

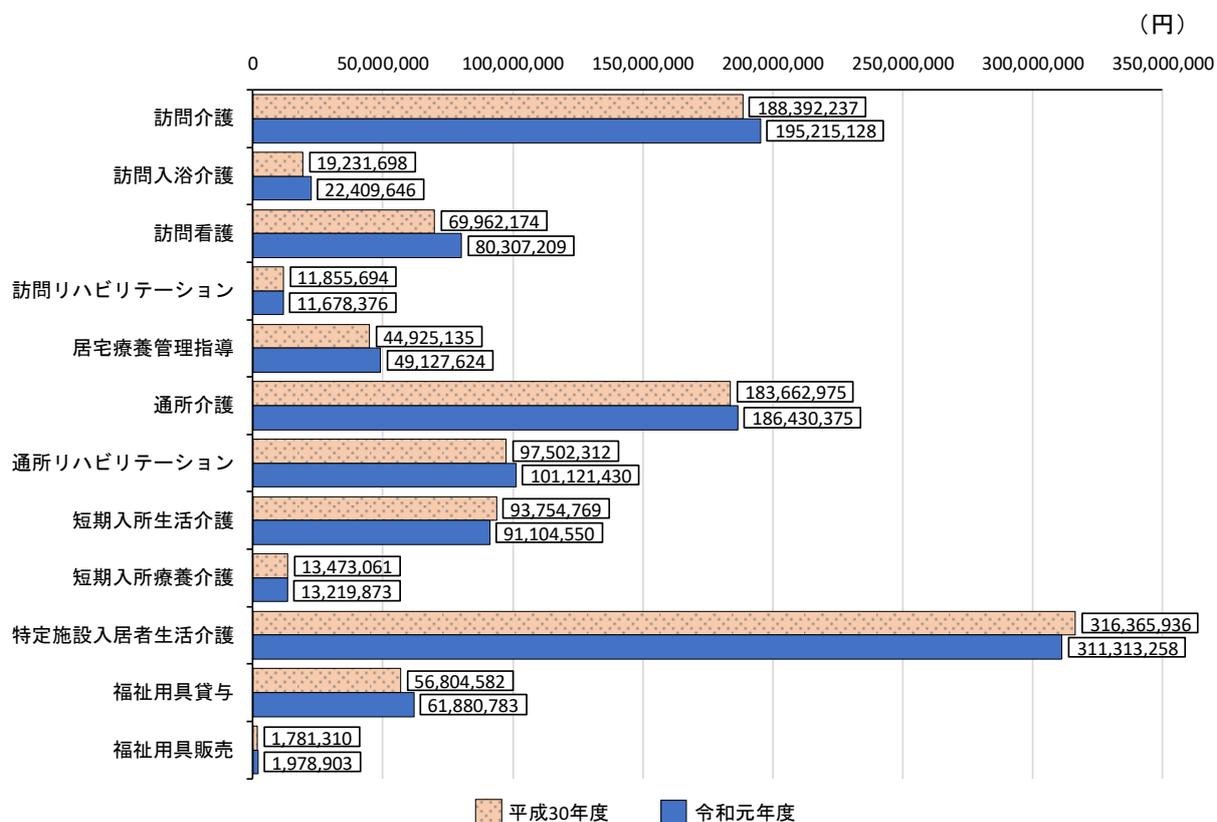
※ 出典：介護保険事業報告（9月月報値を採用）

2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）の認定者数について、前期計画における計画値との差異を検証すると、全体的に計画の想定よりも認定者が下回っています。

2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付サービスの利用状況

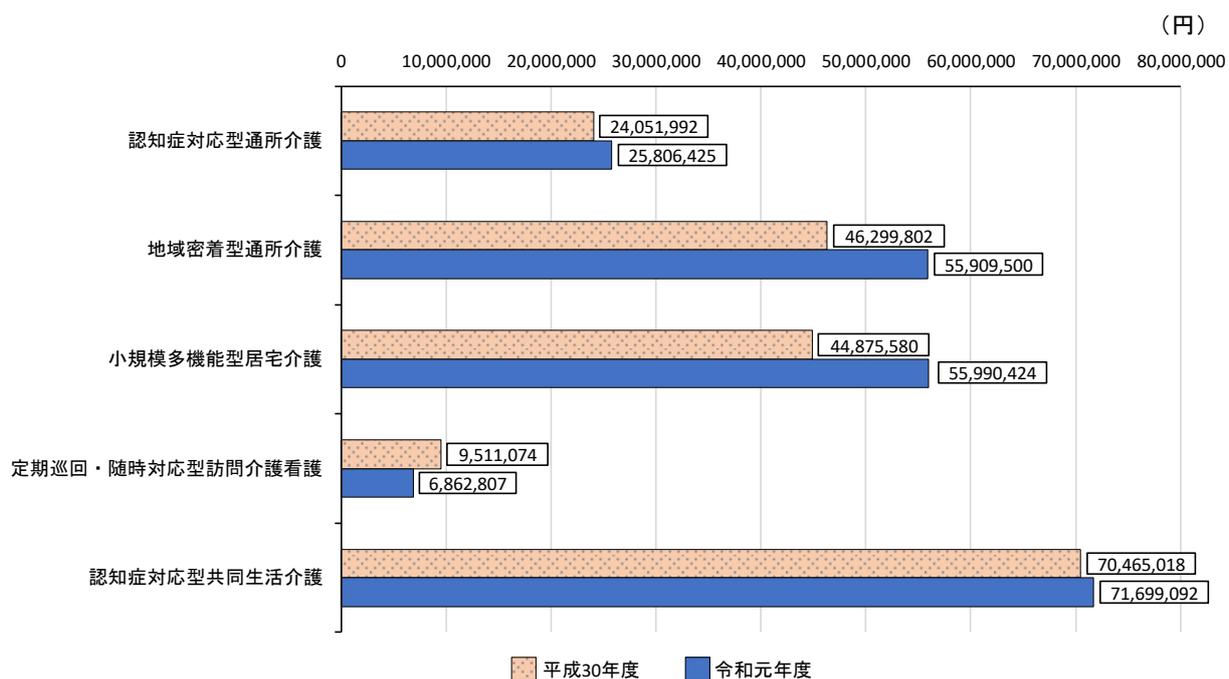
1) 居宅サービス



介護給付サービスのうち、居宅サービスについて給付費の推移を見てみると、多くのサービスは、2018年度（平成30年度）～2019年度（令和元年度）にかけて大きな変化はありませんでした。

なお、訪問看護の給付費が増加しているのは、最後まで自宅で過ごしたいと思う方の、サービス利用の需要が増えたと考えられます。

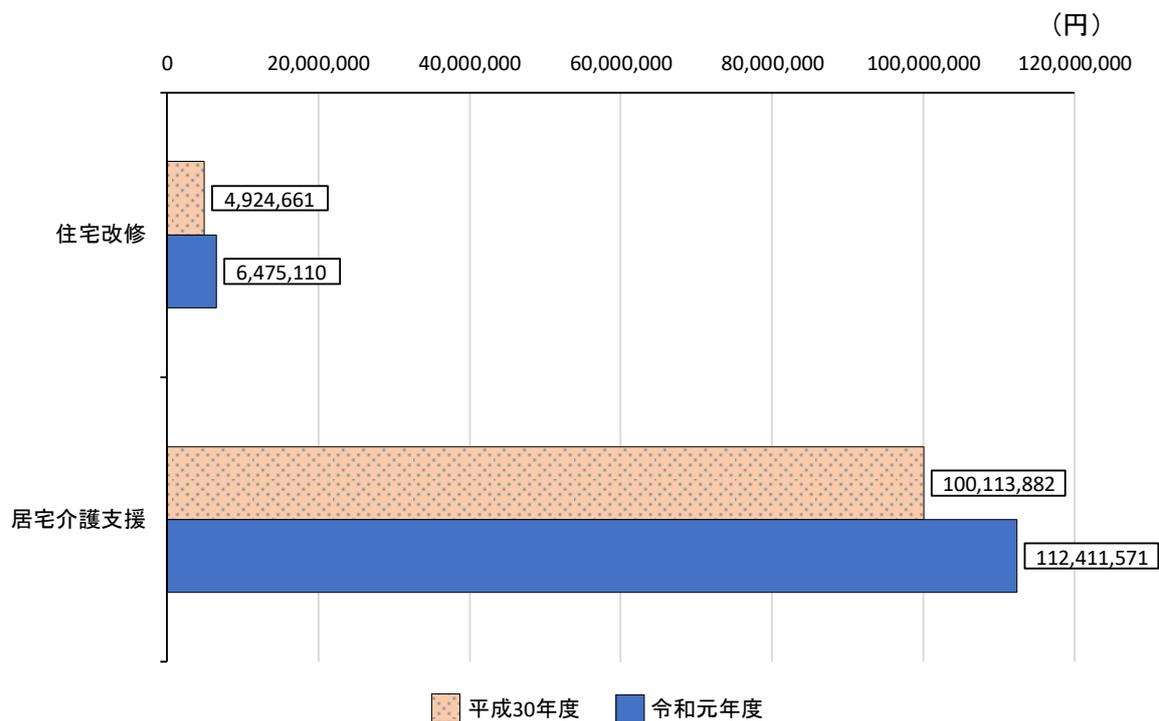
2) 地域密着型サービス



介護給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移を見ると、地域密着型通所介護と小規模多機能型居宅介護の利用が、大きく増加しており、介護者や家族の介護負担軽減の需要が増えたと考えられます。

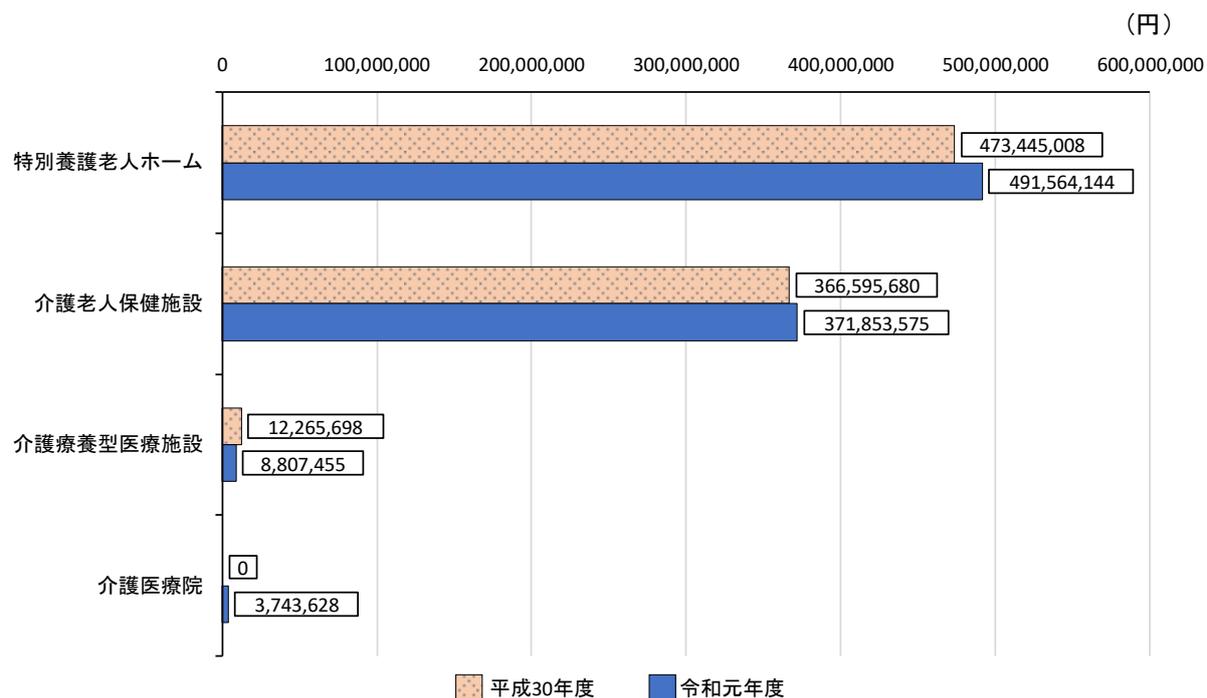
小規模多機能型居宅介護事業所については、2017年度（平成29年度）までに2事業所の整備を行い利用者数も安定化してきており、今後さらに需要が伸びる可能性があります。

3) その他サービス



介護給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移を見ると、住宅改修、居宅介護支援については、ともに2018年度（平成30年度）～2019年度（令和元年度）の給付費が増加しています。居宅介護支援は、住宅改修に比べて給付費が大きく増加しています。

4) 施設サービス

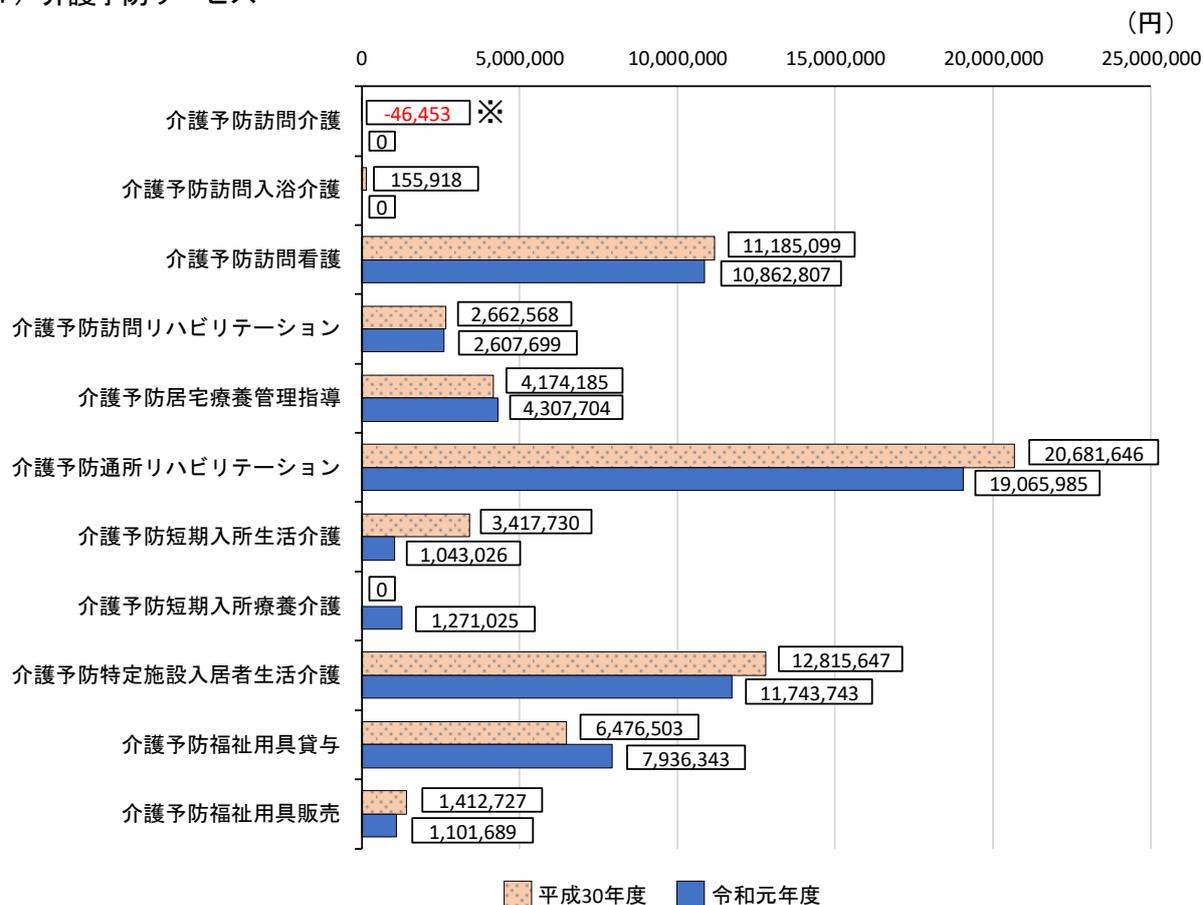


介護給付サービスのうち、施設サービスについて給付費の推移を見ると、特別養護老人ホームの給付費が増加し、増加率では3.8%の増となっています。

介護医療院は、2018年（平成30年）から4月から新設されています。

(2) 予防給付サービスの利用状況

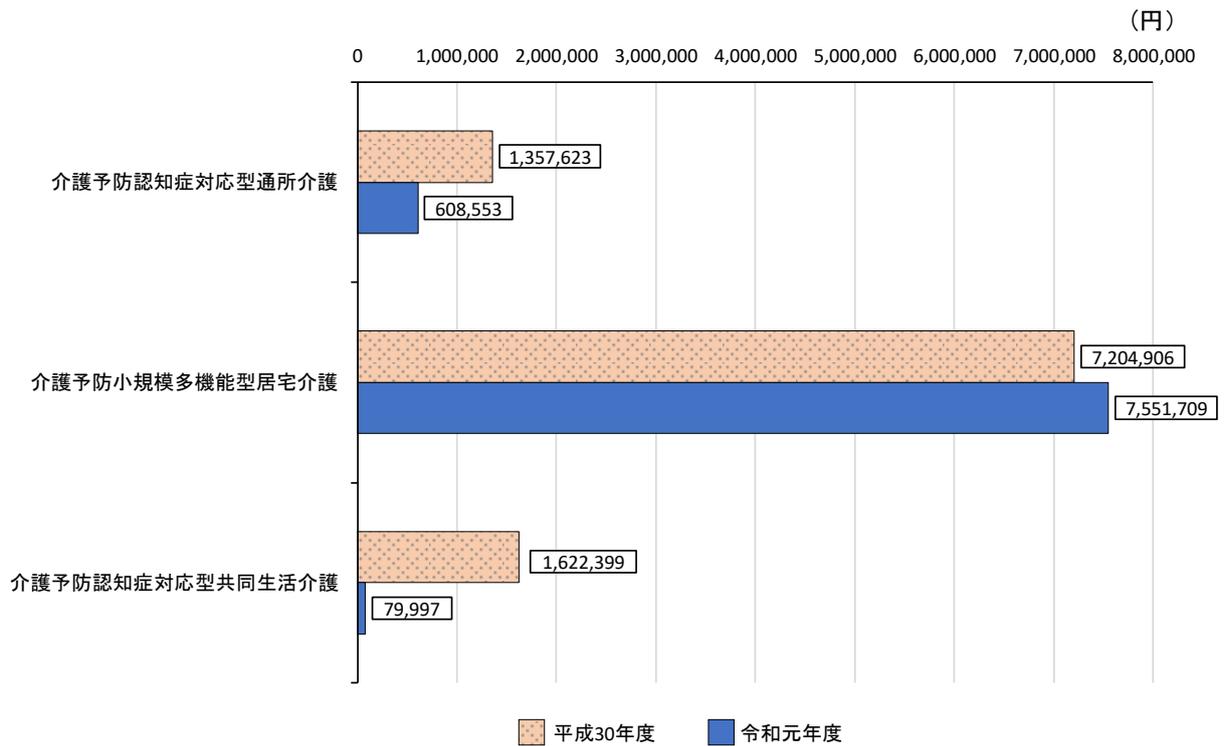
1) 介護予防サービス



※ 介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しています。

予防給付サービスのうち、介護予防サービスについて給付費の推移を見ると、介護予防福祉用具貸与が増加しており、介護者や家族の介護負担軽減の需要が増えたと考えられます。一方、介護予防通所リハビリテーションと介護予防短期入所生活介護の給付費は大きく減っています。

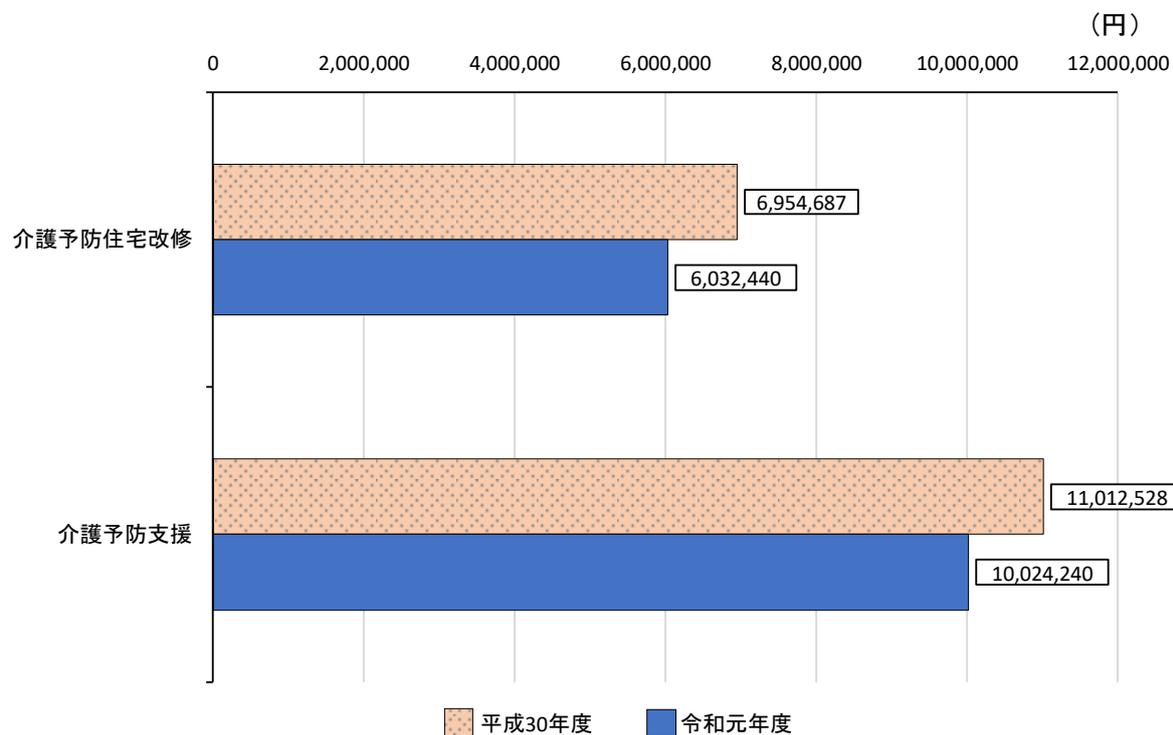
2) 地域密着型サービス



予防給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移を見ると、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費が増加しています。一方、介護予防認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型通所介護の給付費は大きく減少しています。

サービス利用者の重度化が進んだためと考えられます。

3) その他サービス



予防給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移を見ると、2018年度（平成30年度）～2019年度（令和元年度）にかけて、介護予防住宅改修、介護予防支援ともに減少しています。

3 アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画」策定の重要な基礎資料として、町民のニーズを測ることを目的とし実施しました。

② 調査の設計

調査種別	調査対象	抽出方法	調査時期
一般高齢者	2020年（令和2年）1月1日時点で、要介護認定を受けていない65歳以上高齢者9,059名 (要支援認定者を含む)	悉皆調査 (全員)	2020年（令和2年） 1月～2月
要介護認定者	2020年（令和2年）1月1日時点で、要介護認定を受けている65歳以上高齢者1,119名 (住所地特例を除く)	悉皆調査 (全員)	2020年（令和2年） 1月～2月

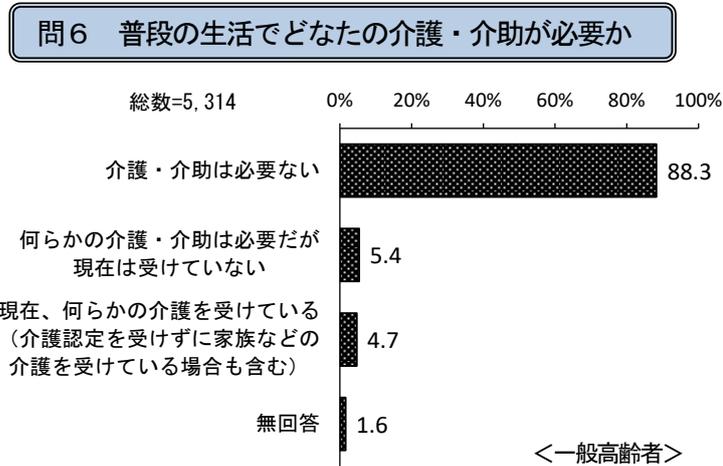
調査対象者に対して調査票を郵送配布し、郵送で回収することにより調査を行いました。

③ 回収結果

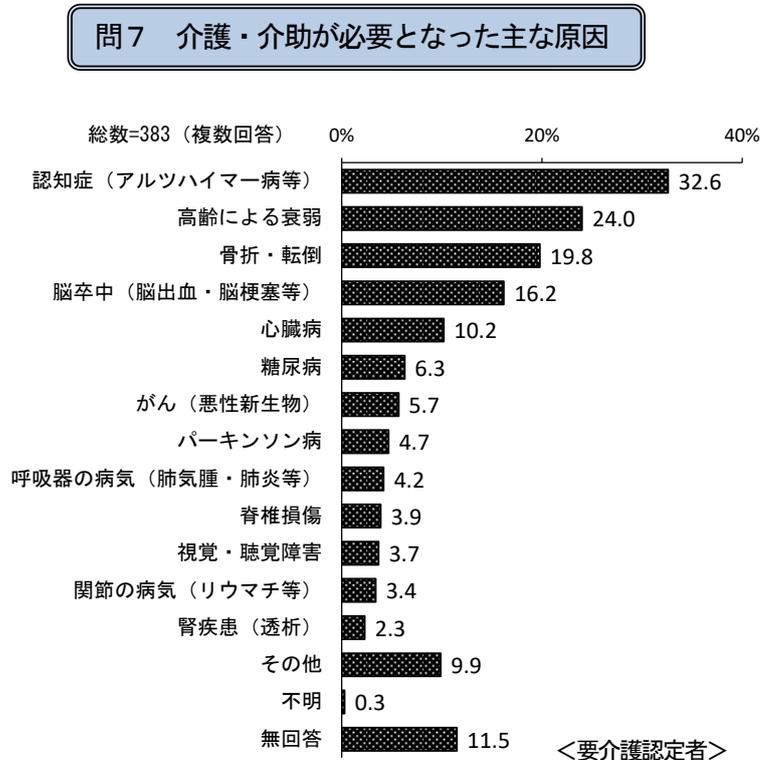
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	9,059	5,314	58.7%
要介護認定者	1,119	425	38.0%

(2) 調査結果のポイント

- ①「普段の生活で介護・介助が必要か」については、一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」が最も多く 88.3%でした。



- ②「介護・介助が必要になった主な原因」については、要介護認定者では、認知症（アルツハイマー病等）が32.6%と最も高く、以下、「高齢による衰弱」が24.0%、「骨折・転倒」が19.8%の順となっています。



なお、介護・介助が必要になった理由について、年齢別に見ると、「介護・介助が必要になった主な原因」については、70～74歳の方で一番多いのは「骨折・転倒」で、75～79歳の方で一番多いのは「脳卒中」、そして、80代では「認知症」である方が一番多くなっています。90代では、「高齢による衰弱」が一番多くなっています。

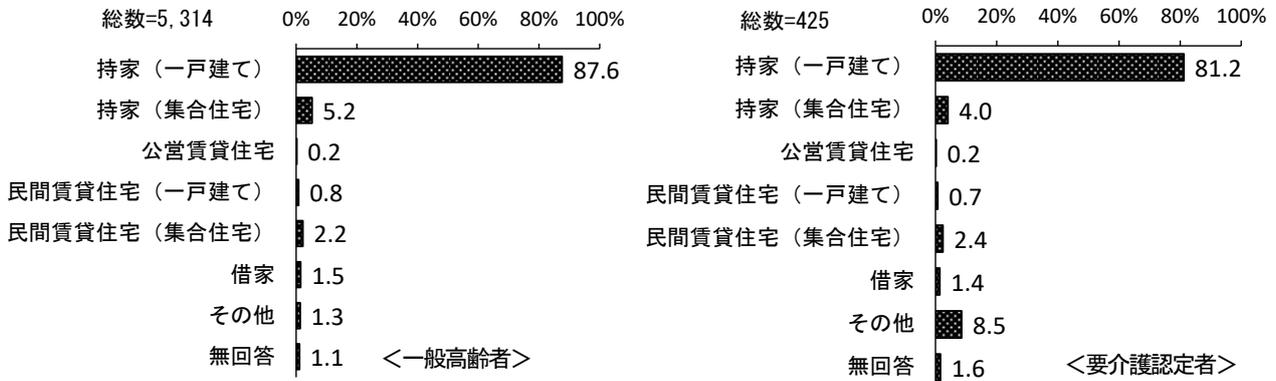
脳卒中や骨折・転倒のリスクを減らすために、若いうちからの健康管理が重要であることが分かります。

問7 介護・介助が必要になった主な原因（要介護認定者）【複数回答】

上段：度数 下段：%	全体	脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)	心臓病	がん (悪性新生物)	呼吸器の病 気(肺炎腫・ 肺炎等)	関節の病 気(リウマチ 等)	認知症 (アルツハイ マー病等)	パーキン ソン病	糖尿病	腎疾患 (透析)	視覚・聴 覚障害	骨折・転 倒	脊椎損 傷	高齢に よる衰 弱	その他	不明	無回 答	
	全体	383 100.0	62 16.2	39 10.2	22 5.7	16 4.2	13 3.4	125 32.6	18 4.7	24 6.3	9 2.3	14 3.7	76 19.8	15 3.9	92 24.0	38 9.9	1 0.3	44 11.5
性別	男性	146 100.0	32 21.9	17 11.6	12 8.2	11 7.5	5 3.4	37 25.3	10 6.8	12 8.2	5 3.4	7 4.8	20 13.7	10 6.8	27 18.5	19 13.0	1 0.7	16 11.0
	女性	235 100.0	29 12.3	22 9.4	10 4.3	5 2.1	8 3.4	88 37.4	8 3.4	12 5.1	4 1.7	7 3.0	56 23.8	5 2.1	65 27.7	19 8.1	—	27 11.5
	無回答	2 100.0	1 50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 50.0
年齢	65歳～69歳	11 100.0	3 27.3	1 9.1	2 18.2	—	—	3 27.3	1 9.1	3 27.3	—	—	2 18.2	1 9.1	—	2 18.2	—	—
	70歳～74歳	15 100.0	1 6.7	2 13.3	2 13.3	1 6.7	—	3 20.0	2 13.3	2 13.3	—	—	5 33.3	1 6.7	3 20.0	3 20.0	—	1 6.7
	75歳～79歳	57 100.0	20 35.1	5 8.8	3 5.3	4 7.0	2 3.5	13 22.8	6 10.5	4 7.0	—	1 1.8	9 15.8	3 5.3	4 7.0	6 10.5	—	7 12.3
	80歳～84歳	70 100.0	12 17.1	3 4.3	7 10.0	3 4.3	1 1.4	28 40.0	5 7.1	4 5.7	4 5.7	2 2.9	12 17.1	3 4.3	5 7.1	10 14.3	1 1.4	5 7.1
	85歳～89歳	101 100.0	11 10.9	13 12.9	3 3.0	4 4.0	4 4.0	41 40.6	3 3.0	7 6.9	3 3.0	4 4.0	20 19.8	3 3.0	21 20.8	7 6.9	—	12 11.9
	90歳～94歳	87 100.0	14 16.1	12 13.8	4 4.6	4 4.6	6 6.9	29 33.3	1 1.1	4 4.6	1 1.1	4 4.6	17 19.5	3 3.4	36 41.4	8 9.2	—	11 12.6
	95歳以上	40 100.0	—	3 7.5	1 2.5	—	—	8 20.0	—	—	1 2.5	3 7.5	11 27.5	1 2.5	23 57.5	2 5.0	—	7 17.5
	無回答	2 100.0	1 50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 50.0

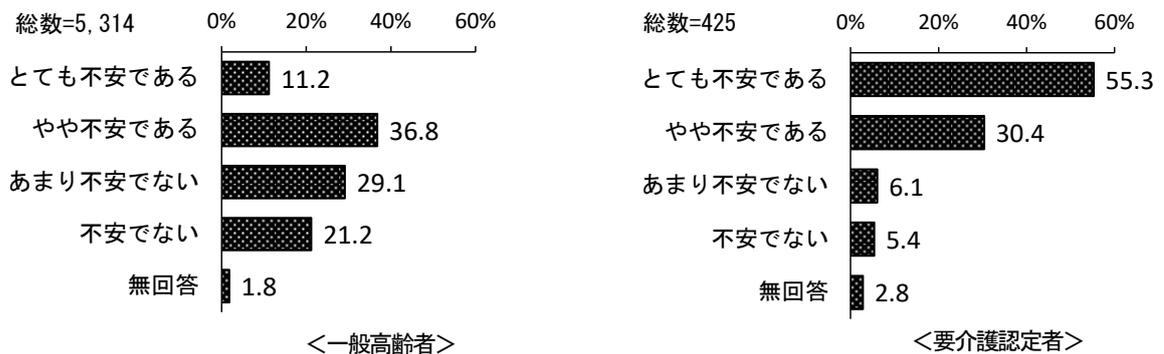
- ③ 住居形態については、一般高齢者では、持ち家（一戸建て）が最も多く 87.6%となっています。
要介護認定者でも、持ち家（一戸建て）が最も多く 81.2%となっています。

問10 居住形態



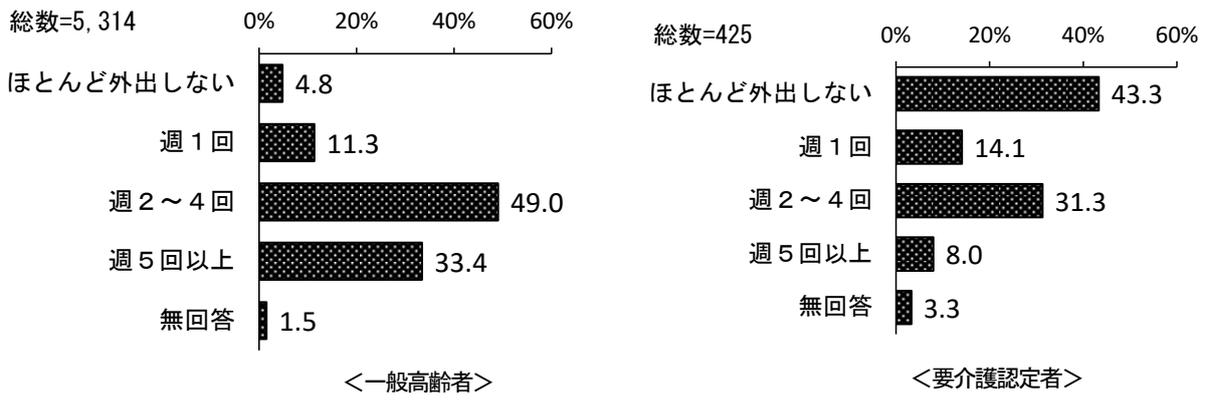
- ④ 「転倒に対する不安」について、一般高齢者では、「とても不安である」「やや不安である」が合わせて 48.0%で、およそ半分近くの方が、元気であっても転倒に対する不安を持っているという結果となっています。
要介護認定者では、「とても不安である」、「やや不安である」と回答した方は合わせて 85.7%となっています。要介護認定者では、およそ8割以上の方が転倒に不安を感じていることが分かります。

問15 転倒に対する不安



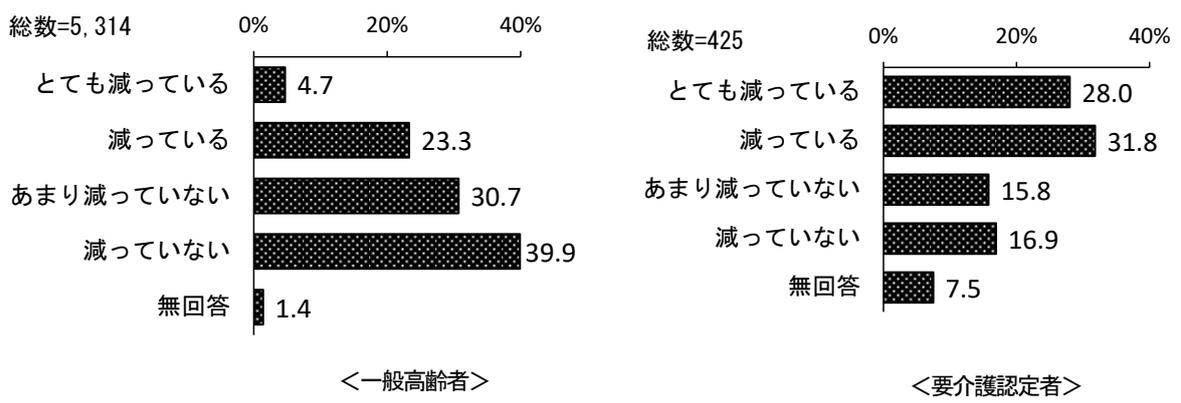
⑤「週に1回以上外出するか」については、一般高齢者では、「週2～4回」が最も多く49.0%となっています。要介護認定者では、4割以上の方が「ほとんど外出しない」と回答しています。要介護認定者は外出をする機会が少ない傾向にあることが分かります。

問 16 週に1回以上は外出しているか



⑥「去年と比べて外出回数が減っているか」については、一般高齢者では、「減っていない」「あまり減っていない」が合わせて70.6%となっています。一方、要介護認定者ではおよそ6割の方が「とても減っている」または「減っている」と回答しています。

問 22 昨年と比べて外出の回数が減っているか

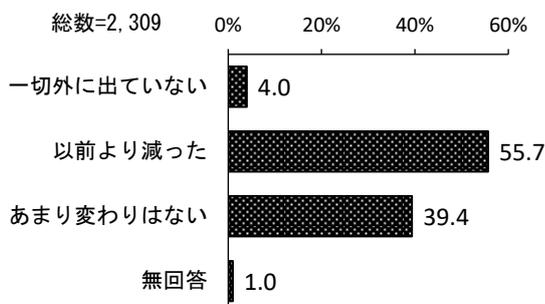


なお、外出と高齢者の健康については、令和2年5月に実施した75歳以上高齢者健康状況アンケートによると次の結果が出ています。

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
75歳以上の 一般高齢者	4,399	2,309	52.5%

①外出自粛が続いている中での屋外での活動回数については、55.7%の方が「以前より減った」と回答しています。

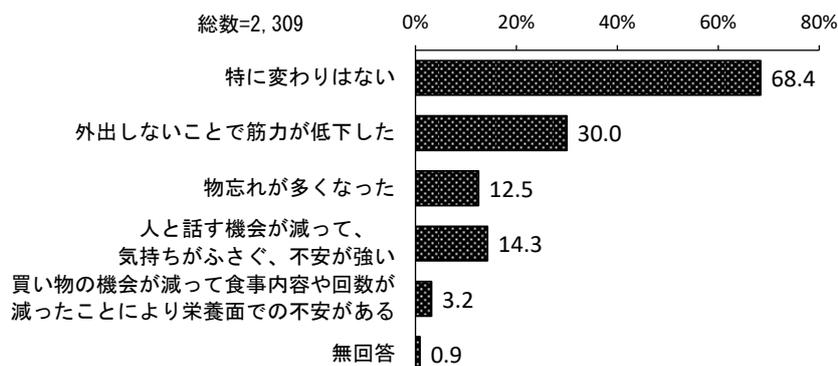
問1 外出自粛が続いている中での屋外での活動回数



②外出自粛が続いている現状での体調については、7割近くの方が「特に変わりはない」と回答していますが、30.0%の方が「外出しないことで筋力が低下した」、14.3%の方が「人と話す機会が減って、気持ちがふさぐ、不安が強い」と回答しています。

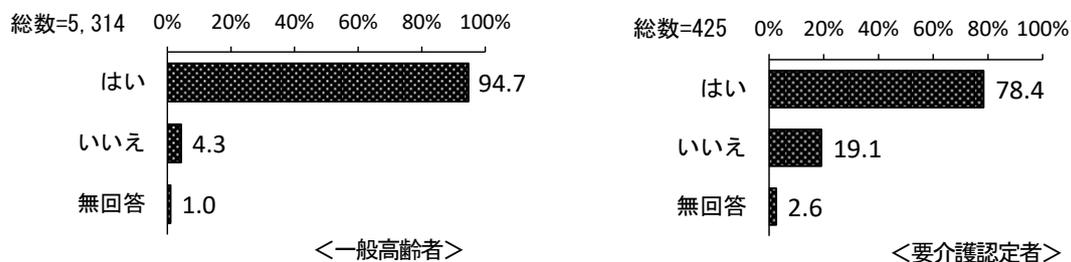
以上のことから、高齢者の外出頻度と健康状態とは相対的関係があることが分かります。

問2 外出自粛が続いている現状での体調



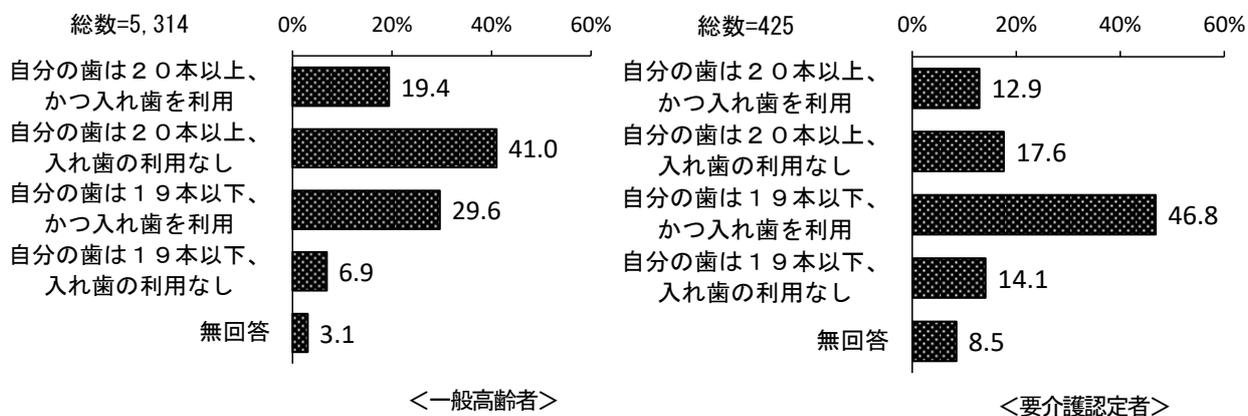
⑦「歯磨きを毎日しているか」については、一般高齢者では、「はい」が94.7%、「いいえ」が4.3%となっています。要介護認定者では、「はい」が78.4%、「いいえ」が19.1%となっています。

問30 歯磨きを毎日しているか



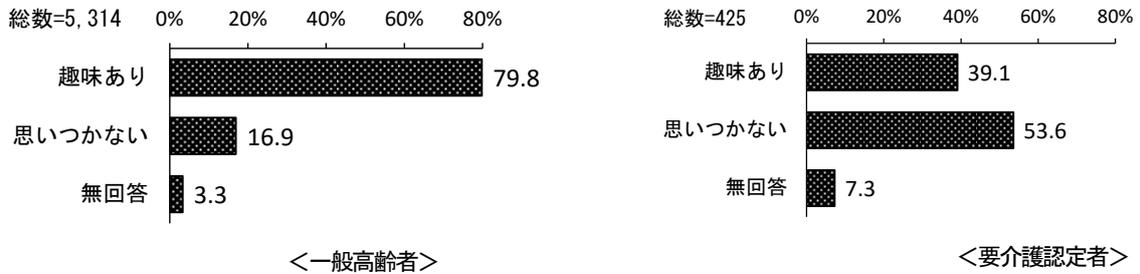
⑧「歯の数と入れ歯の利用状況」については、一般高齢者では、「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が最も多く41.0%となっています。要介護認定者では、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が最も多く46.8%となっています。自分の歯が20本以上ある方は、一般高齢者ではおよそ6割、要介護認定者ではおよそ3割となっています。

問31 歯の数と入れ歯の利用状況



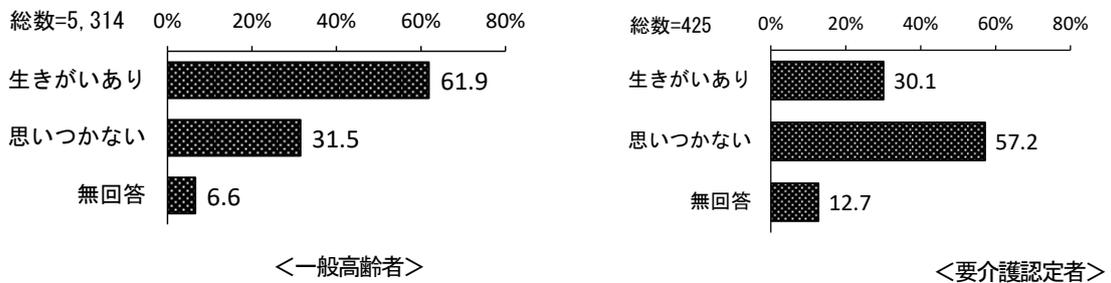
⑨「趣味の有無」については、一般高齢者では、趣味があると回答した方は79.8%、一方、要介護認定者では約半分の39.1%となっています。

問 54 趣味の有無



⑩「生きがいの有無」については、「生きがいあり」と回答した方が一般高齢者では61.9%、要介護認定者では30.1%となっています。要介護認定者では生きがいをもっている方が3割と低く、一般高齢者の半分以下になっていることが分かります。

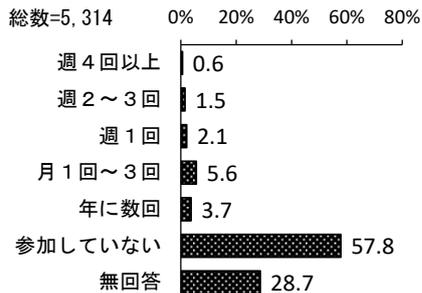
問 55 生きがいの有無



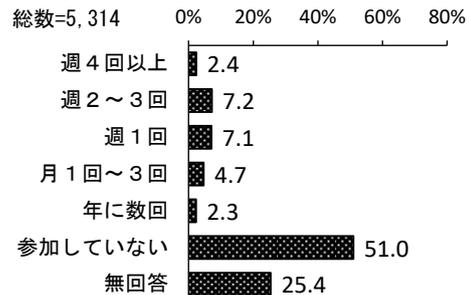
⑪「地域での活動」については、一般高齢者では、すべての活動において「参加していない」が多く、4～6割となっています。「③趣味関係のグループ」に「月1～3回」参加している方が13.0%、「⑦町内会・自治会」に「年に数回」参加している方が21.8%、「⑧収入のある仕事」を「週に4回以上」している方が8.0%となっています。

問 60 地域での活動

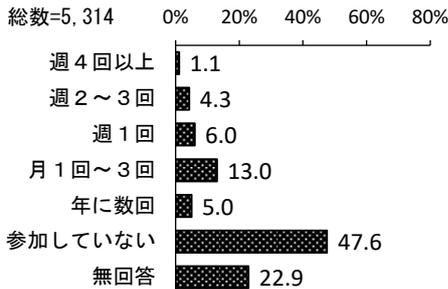
① ボランティアのグループ



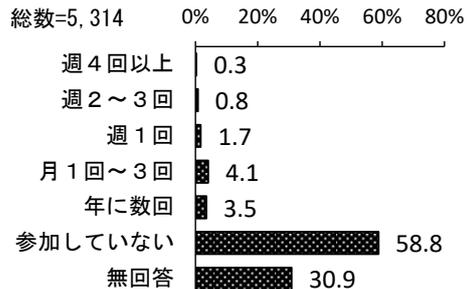
② スポーツ関係のグループやクラブ



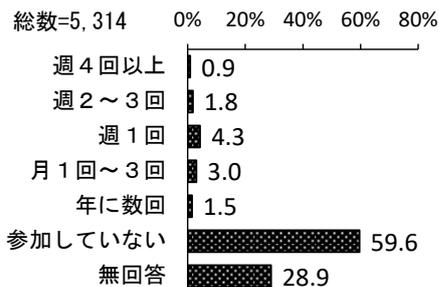
③ 趣味関係のグループ



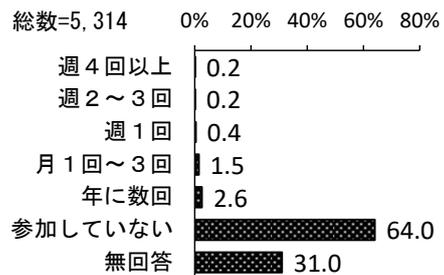
④ 学習・教養サークル



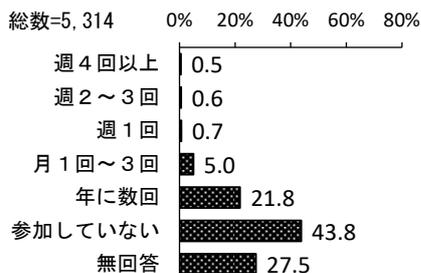
⑤ (貯筋運動など) 介護予防のための通いの場



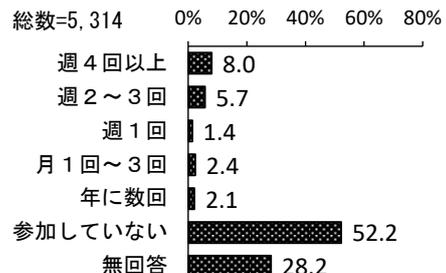
⑥ 老人クラブ



⑦ 町内会・自治会

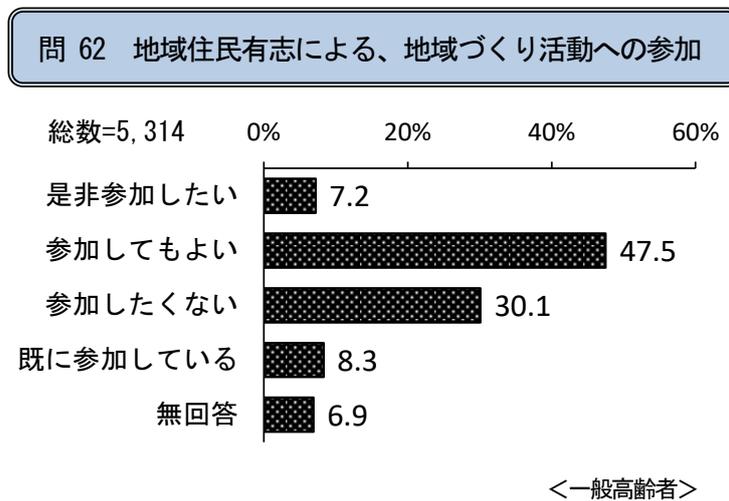


⑧ 収入のある仕事

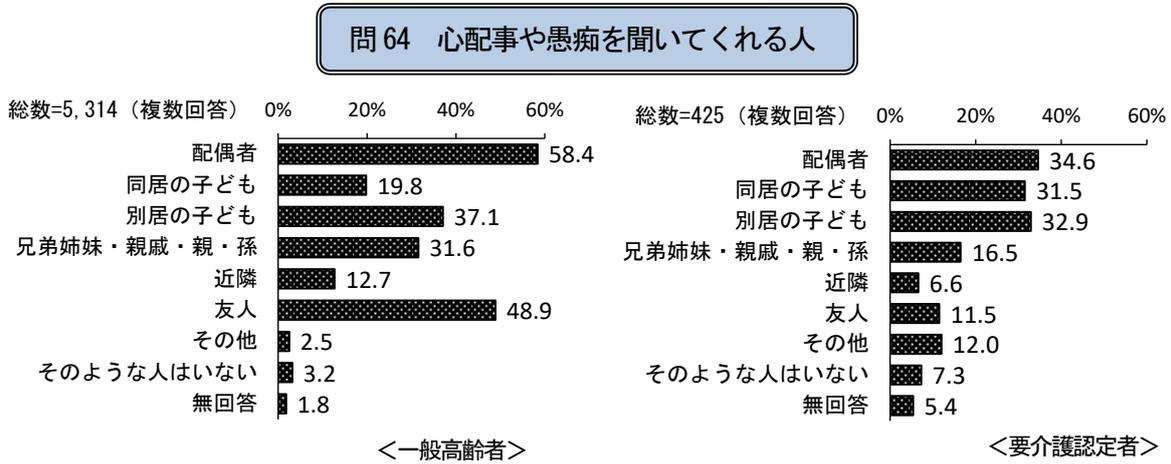


<本頁グラフはすべて一般高齢者>

⑫「地域住民有志による、地域づくり活動への参加意向」については、一般高齢者では、「参加してもよい」と回答した方が47.5%、「参加したくない」と回答した方が30.1%、「是非参加したい」が7.2%となっています。「参加してもよい」と「是非参加したい」を合わせると、5割以上の方が地域づくり活動に参加する意向を持っていることが分かります。



⑬ 「心配事や愚痴を聞いてくれる人」について、一般高齢者では、配偶者が一番多く 58.4%、次いで、「友人」が48.9%で、「そのような人はいない」は3.2%に留まっています。また、要介護認定者でも「そのような人はいない」は7.3%と低く、多くの方が相談をする相手がいることが分かります。



一般高齢者について、年齢別では、65～69歳の方では「配偶者」が68.8%と最も多く、次いで「友人」が55.6%、「別居の子ども」が35.2%の順となっています。前期高齢者においては、多くの方が「配偶者」や「友人」に相談をしていることが分かります。

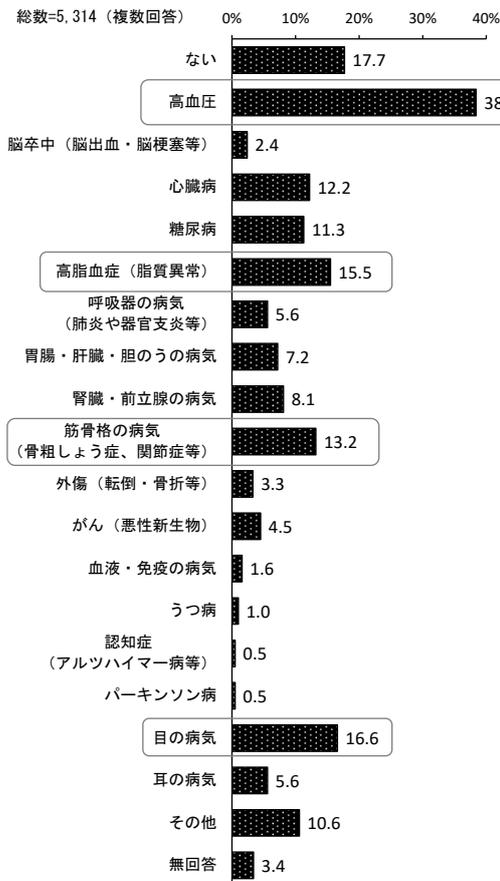
問 64 心配事や愚痴を聞いてくれる人（一般高齢者）【複数回答】

		回答内容									
		全体	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	無回答
上段:度数 下段:%	全体	5,314 100.0	3,104 58.4	1,054 19.8	1,974 37.1	1,679 31.6	673 12.7	2,599 48.9	131 2.5	169 3.2	97 1.8
	性別	男性	2,273 100.0	1,676 73.7	330 14.5	626 27.5	484 21.3	180 7.9	805 35.4	49 2.2	112 4.9
女性		2,800 100.0	1,305 46.6	672 24.0	1,252 44.7	1,121 40.0	461 16.5	1,682 60.1	74 2.6	48 1.7	50 1.8
無回答		241 100.0	123 51.0	52 21.6	96 39.8	74 30.7	32 13.3	112 46.5	8 3.3	9 3.7	4 1.7
年齢	65歳～69歳	943 100.0	649 68.8	171 18.1	332 35.2	323 34.3	100 10.6	524 55.6	24 2.5	25 2.7	6 0.6
	70歳～74歳	1,389 100.0	917 66.0	239 17.2	484 34.8	454 32.7	194 14.0	782 56.3	32 2.3	36 2.6	14 1.0
	75歳～79歳	1,326 100.0	782 59.0	265 20.0	498 37.6	430 32.4	181 13.7	685 51.7	34 2.6	43 3.2	24 1.8
	80歳～84歳	844 100.0	430 50.9	171 20.3	330 39.1	257 30.5	101 12.0	344 40.8	22 2.6	30 3.6	29 3.4
	85歳～89歳	409 100.0	158 38.6	101 24.7	164 40.1	113 27.6	58 14.2	124 30.3	6 1.5	16 3.9	15 3.7
	90歳～94歳	132 100.0	42 31.8	42 31.8	56 42.4	21 15.9	7 5.3	26 19.7	4 3.0	8 6.1	4 3.0
	95歳以上	30 100.0	3 10.0	13 43.3	14 46.7	7 23.3	—	2 6.7	1 3.3	2 6.7	1 3.3
	無回答	241 100.0	123 51.0	52 21.6	96 39.8	74 30.7	32 13.3	112 46.5	8 3.3	9 3.7	4 1.7

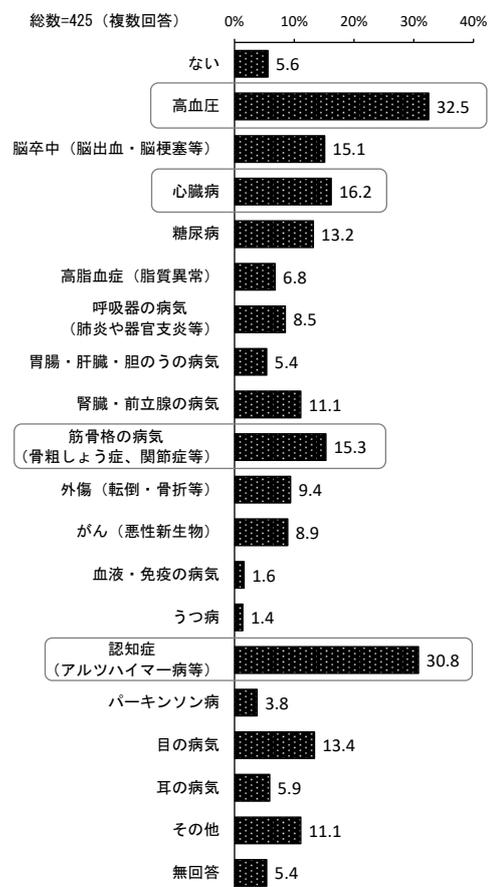
⑭「現在治療中、または後遺症のある病気」については、一般高齢者では、「高血圧」が最も多く 38.4%、以下、「目の病気」が 16.6%、「高脂血症」が 15.5%、「筋骨格の病気」が 13.2%の順となっております。日ごろの生活習慣に課題があることが分かります。

要介護認定者では、「高血圧」が最も多く 32.5%、以下、「認知症」が 30.8%、「心臓病」が 16.2%、「筋骨格の病気」が 15.3%の順となっています。

問 80 現在治療中、または後遺症のある病気



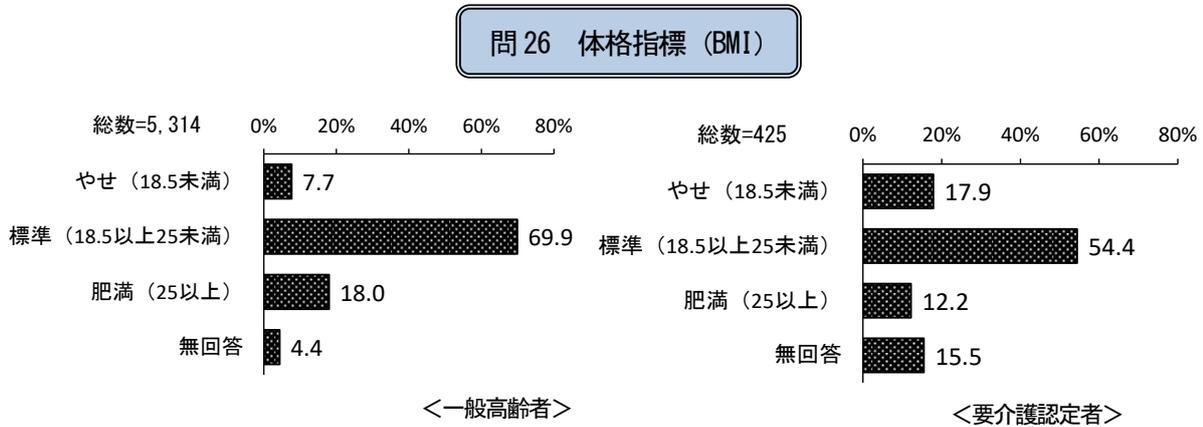
<一般高齢者>



<要介護認定者>

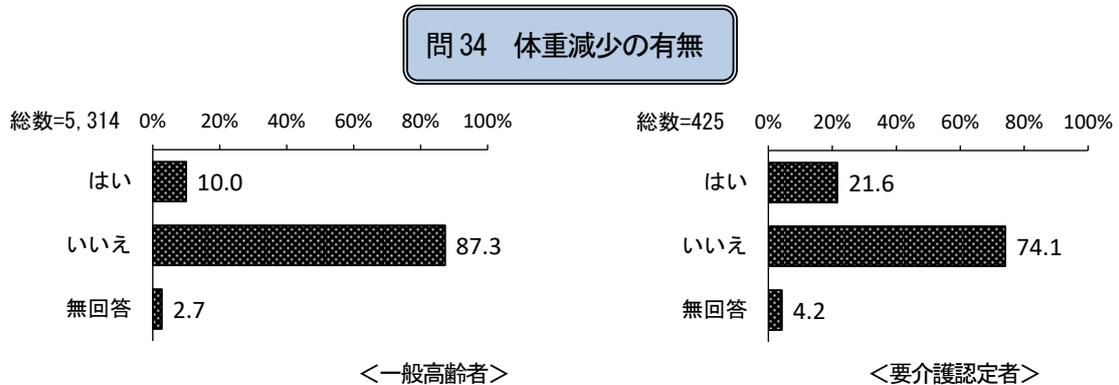
⑮体格指標（BMI）について、「やせ」が一般高齢者では7.7%であるのに対し、要介護認定者では17.9%となっています。

高齢期における栄養について課題があると考えられます。

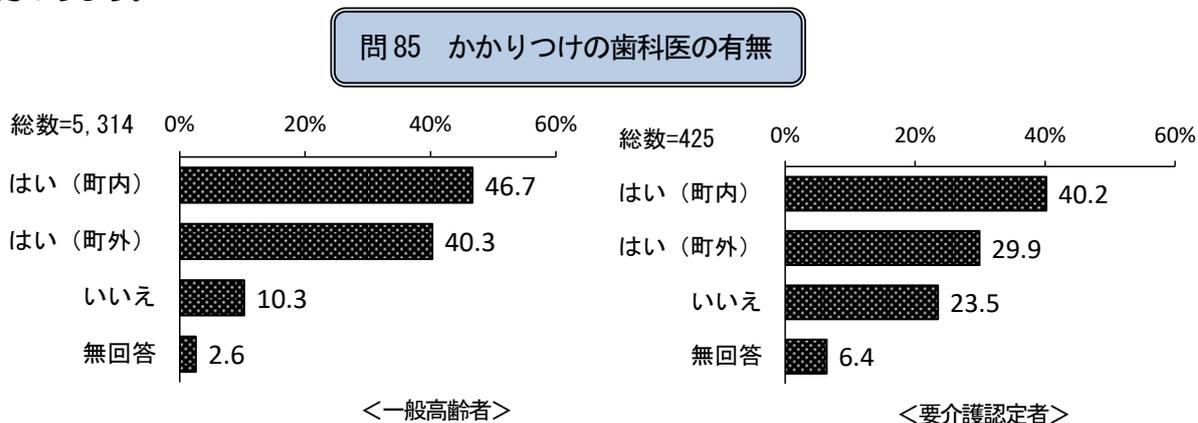


⑯6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかの質問で、「はい」と回答した高齢者が一般高齢者では10.0%であったのに対し、要介護認定者では21.6%と倍になっています。

体格指標（BMI）と同様に、高齢期における栄養について課題があると考えられます。



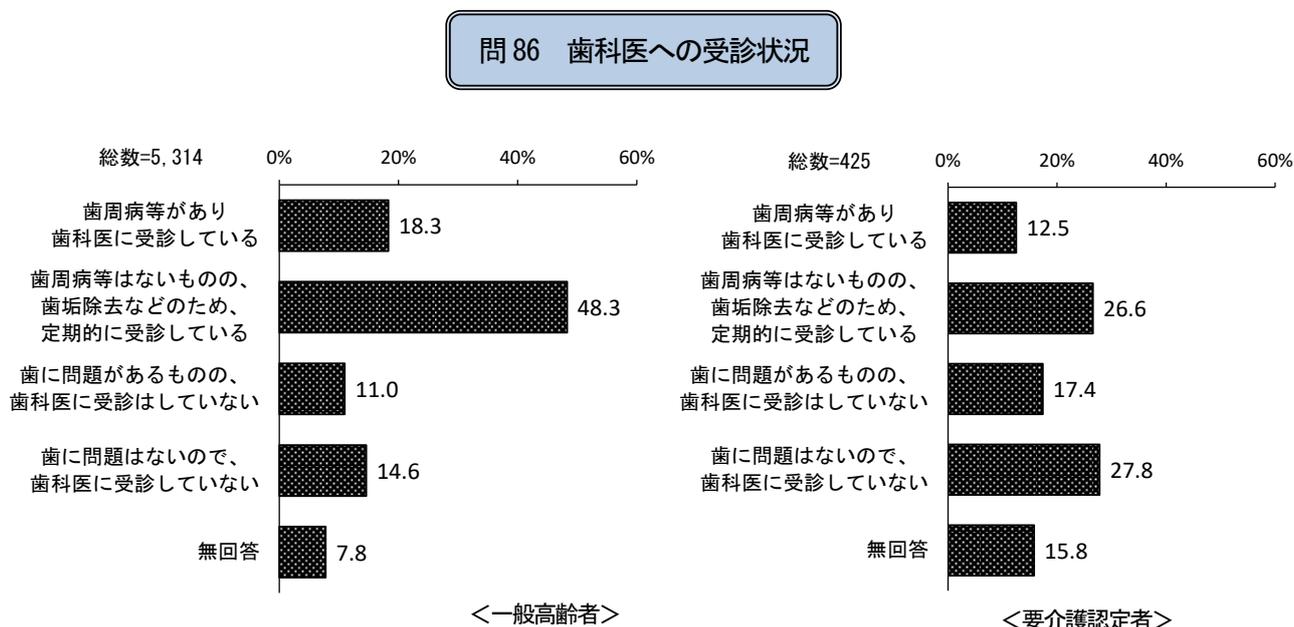
⑰「かかりつけ歯科医の有無」については、一般高齢者では、かかりつけ歯科医がいる方は町内・町外合わせて 87.0%となっています。一方、要介護認定者では、かかりつけ歯科医がいる方は、町内・町外合わせて 70.1%でした。一般高齢者の8割以上が、かかりつけ歯科医をもっていることが分かります。



⑱「歯科医への受診状況」について、「歯周病等はないものの、歯垢除去などのため、定期的を受診している」と回答した方は一般高齢者では 48.3%なのに対し、要介護認定者では 26.6%となっています。

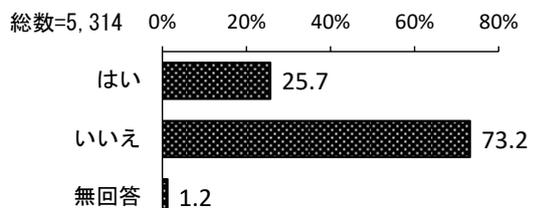
一方、「歯に問題はないので、歯科医に受診はしていない」と回答した方は一般高齢者では 14.6%なのに対し、要介護認定者では 27.8%と倍近くになっています。

歯に問題がないとの考えから定期的な歯科受診をしないことと要介護認定との関連性が表れています。

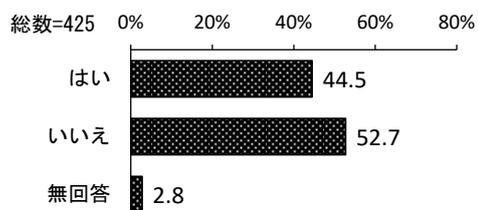


⑱「お茶や汁物等でむせることはあるか」「口の渇きが気になるか」いずれの質問にも一般高齢者より要介護認定者の方が「はい」と回答される方の割合が大きくなっています。
口腔機能と健康との関係性がよく表れた結果になっています。

問 28 お茶や汁物等でむせることがあるか

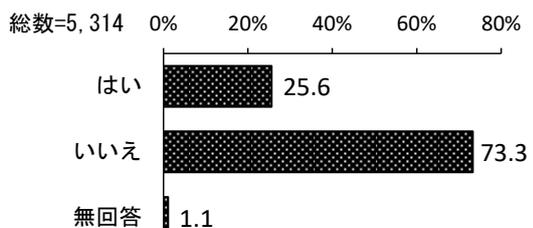


<一般高齢者>

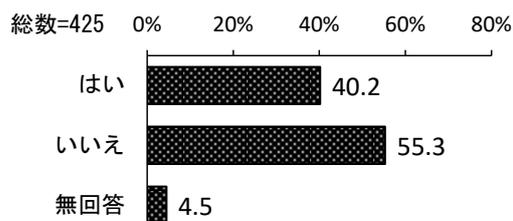


<要介護認定者>

問 29 口の渇きが気になるか



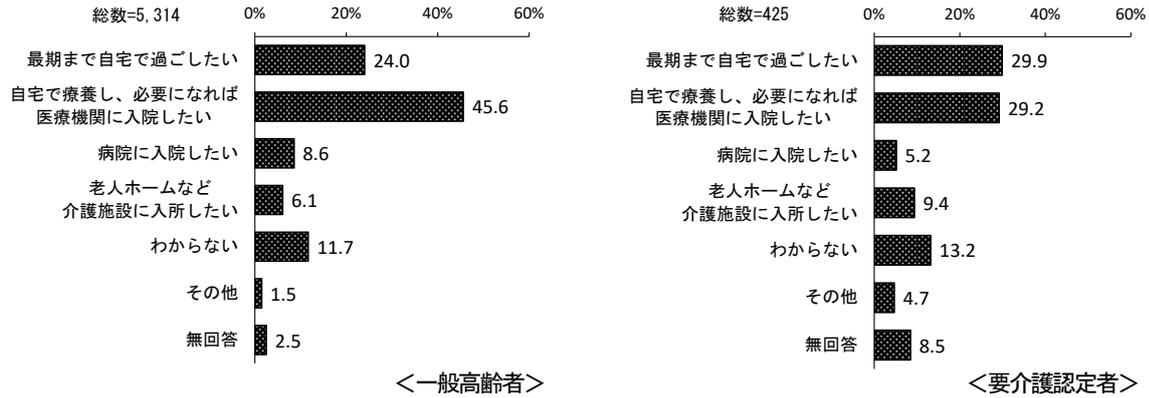
<一般高齢者>



<要介護認定者>

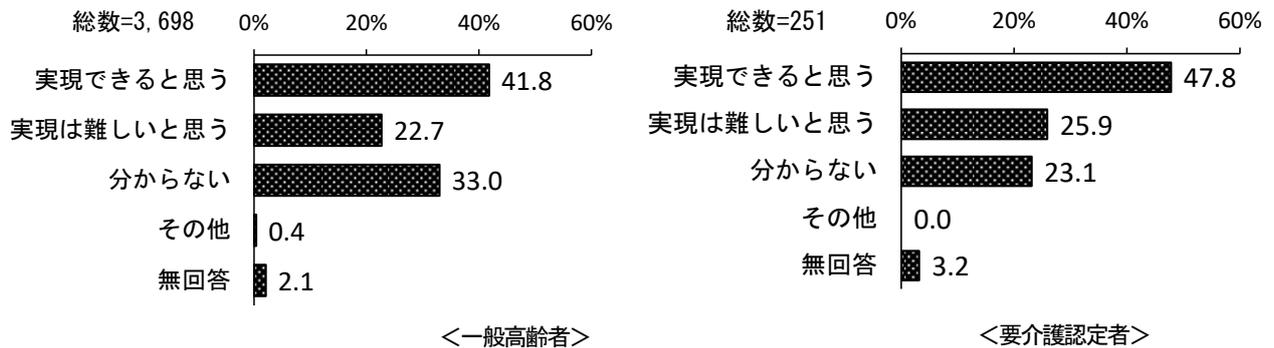
⑳「人生の最期を過ごしたい場所」については、「最期まで自宅で過ごしたい」と「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」という回答を合わせると、一般高齢者では 69.6%、要介護認定者では 59.1%と最も多くなっています。

問 87 人生の最期を過ごしたい場所



㉑「希望する人生の最期を過ごしたい場所は実現できると思うか」については、一般高齢者では、「実現できる」と回答した方は 41.8%、「実現は難しい」と回答した方は 22.7%となっています。要介護認定者では、「実現できる」と回答した方は 47.8%、「実現は難しいと思う」と回答した方は 25.9%でした。

問 88 希望する人生の最期を過ごしたい場所は実現できると思うか

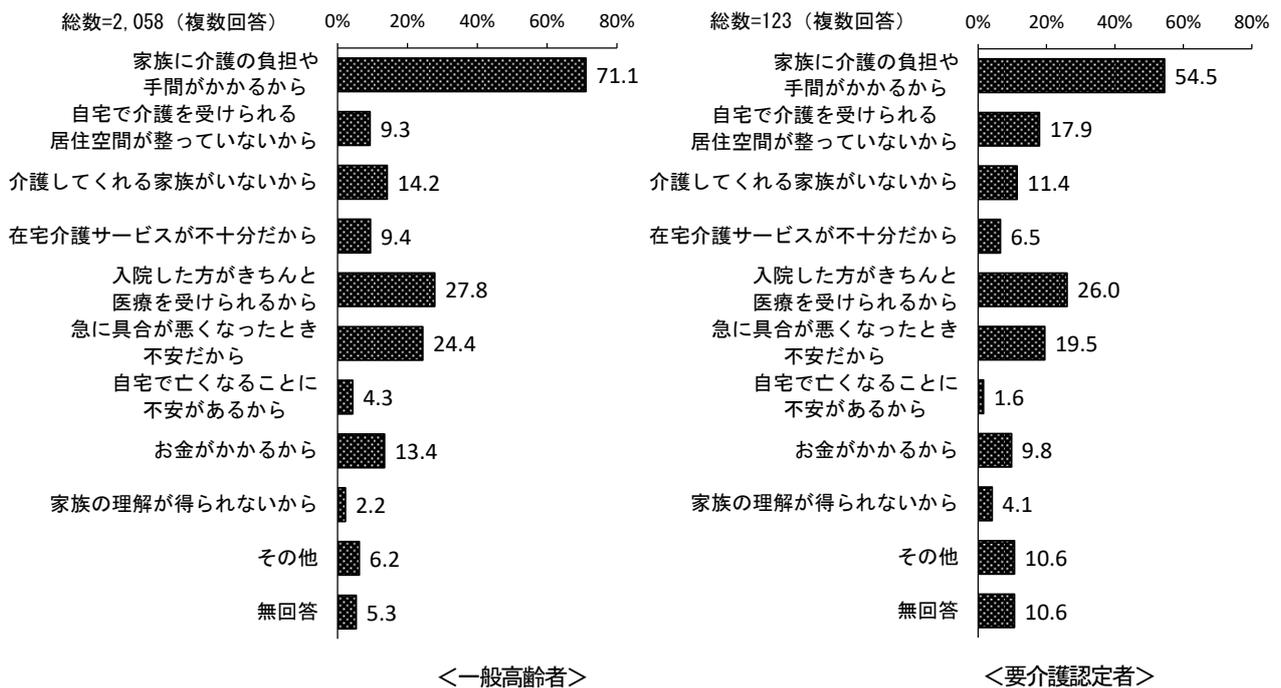


②希望する場所で人生の最期を過ごすことの実現が難しいと思うと回答した方に、その理由について伺ったところ、「家族に介護の負担や手間がかかるから」と回答した方が一般高齢者では 71.1%、要介護認定者でも 54.5%と最も多くなっています。多くの方が家族に対して負担をかけると心配していることが分かります。

その他の理由として目立つところでは、「入院した方がきちんと医療を受けられるから」が、一般高齢者では 27.8%、要介護認定者では 26.0%、また、「急に具合が悪くなったとき不安だから」が一般高齢者では 24.4%、要介護認定者では 19.5%となっています。

比較的元気な方々は、家族の負担がかかると考える方が多く、実際に認定を受け、サービス等を受けたことがあるような方々は、いざというとききちんと医療を受けられるか考える傾向がみられます。

問 89 実現が難しいと思う理由



4 在宅介護実態調査のポイント

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画」策定の重要な基礎資料として、主介護者の介護の実態と介護者支援のニーズを測ることを目的とし実施しました。

② 調査の設計

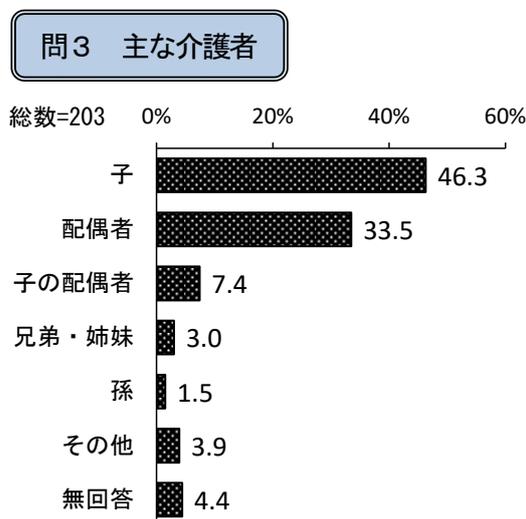
調査種別	調査対象	調査時期
要支援・要介護認定者	2018年（平成30年）10月以降、要支援・要介護認定を受けている者への認定調査時に認定調査員が聞き取り調査を実施した。	2018年（平成30年）10月～2020年（令和2年）7月

③ 調査結果

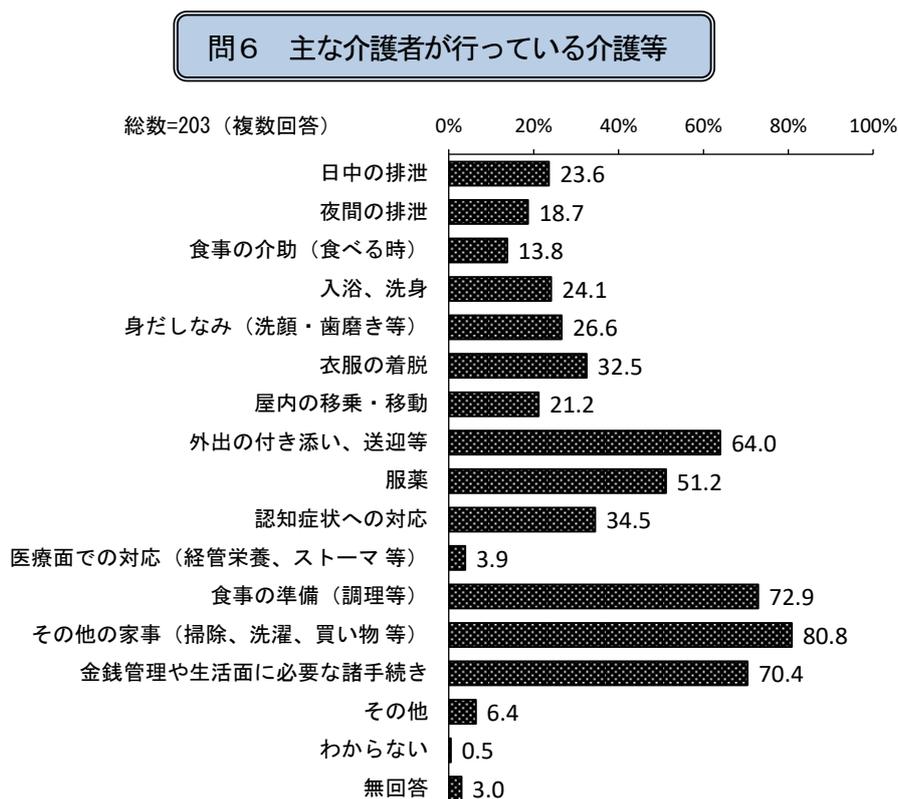
調査種別	調査結果数
要支援・要介護認定者	257

(2) 調査結果のポイント

①主な介護者は、「子」が最も多く46.3%、次いで、「配偶者」が33.5%、以下、「子の配偶者」が7.4%、「その他」が3.9%の順となっています。半数近い方が主に自分の子から介護を受けています。

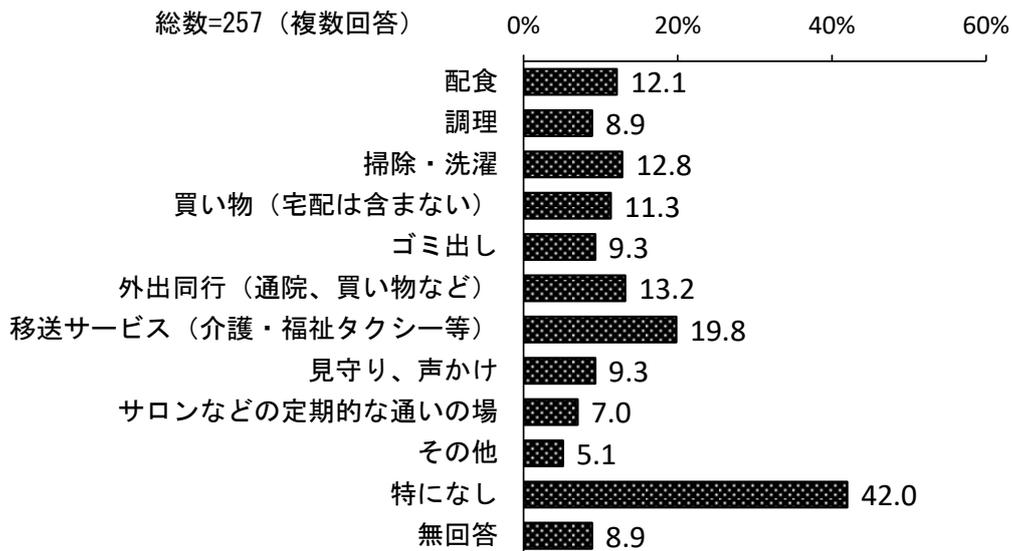


②主な介護者が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多く80.8%、次いで「食事の準備（調理等）」が72.9%、以下「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が70.4%、「外出の付き添い、送迎等」64.0%の順となっています。



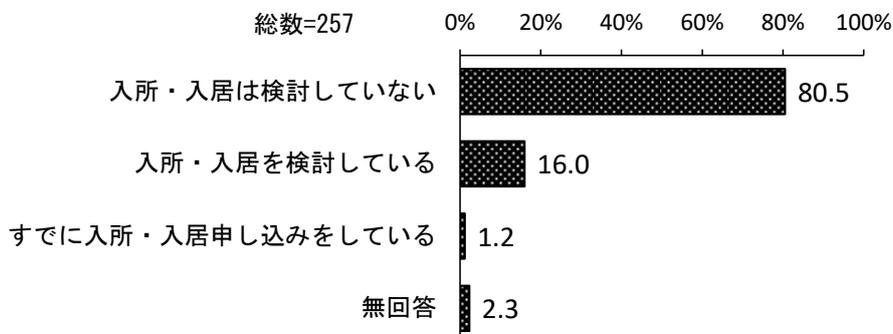
③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特になし」が最も多く 42.0%、次いで、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 19.8%、以下、「外出同行（通院、買い物など）」13.2%、「掃除・洗濯」が 12.8%の順となっています。

問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



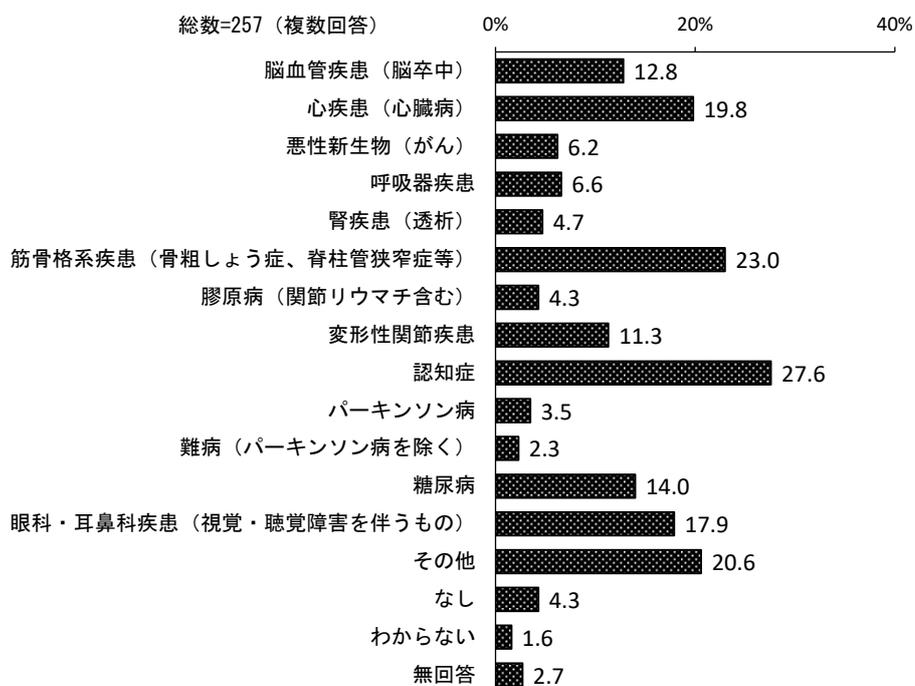
④現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が最も多く 80.5%、「入所・入居を検討している」は 16.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は 1.2%となっています。

問10 現時点での、施設への入所・入居の検討状況について



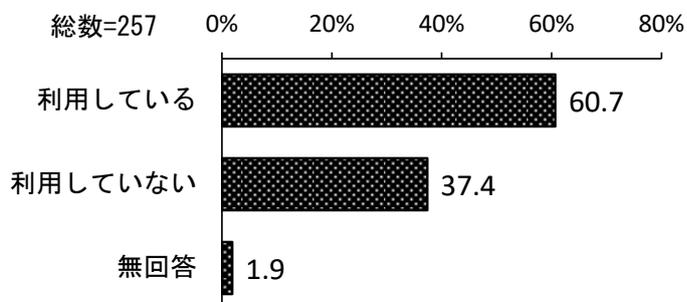
⑤現在抱えている傷病については、「認知症」が最も多く27.6%、次いで、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が23.0%、以下、「その他」が20.6%、「心疾患（心臓病）」が19.8%の順となっています。

問 11 現在抱えている傷病について



⑥現在、訪問診療を利用しているかについては、「利用していない」が37.4%、「利用している」が60.7%となっています。4割弱の方が訪問診療を利用していないと回答しています。

問 13 現在、訪問診療を利用していますか



第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

年齢を重ねても幸せに、笑顔で過ごせる町、また、地域での支え合いを大切にす
るぬくもりのある町とするため、「お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせる
まち はやま」を基本理念として事業を遂行してまいります。

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

2 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るもの
とします。

基本目標 1 : 元気で健康な状態を維持する

基本目標 2 : 地域でお互い助け合いながら暮らしていく

基本目標 3 : 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

**基本目標 4 : 年齢を重ね介護が必要な状態となっても、
可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする**

3 第7期計画期間中の実施状況及び第8期の目標

基本目標1：元気で健康な状態を維持する

【第7期の実施状況】

各種介護予防教室（介護予防教室（運動器具を使用しての運動教室）、水中歩行教室、認知症予防教室）を実施するとともに町内各所で通いの場（貯筋運動）を普及展開させ、介護予防を推進してまいりました。

特に、通いの場（貯筋運動）は2020年（令和2年）4月時点で町内23団体、25会場で実施されており、2020年度（令和2年度）中には町内26団体、28会場になる見込みです。

令和元年度からは、通いの場（貯筋運動）に対し、健口体操や栄養講座を開催し、運動のみならず口腔、栄養についても住民への周知を図り、介護予防を推進してまいりました。

一般介護予防として、町内4か所の通いの場（毎週1回、3時間以上の運動を含む住民主体の通いの場）の創出を行い、そのうち2か所の通いの場では高齢者と子どもの交流を行うなど地域共生社会の実現に向けた取り組みも行っています。

また、生きがいミニデイサービスとして、各種町内福祉団体に対する支援も行い、住民主体の介護予防事業の強化を図りました。

さらに、2019年（平成31年）1月より、地域包括支援センターを1か所増設し、「地域に出向く包括」を標榜し、より地域に身近な高齢者支援体制を構築してまいりました。

【第8期の目標】

町民アンケートによると、要介護認定者が介護・介助が必要になった主な原因は「高齢による衰弱」が24.0%、「骨折・転倒」が19.8%となっており、元気で健康な状態を維持するためにも足腰を中心とした介護予防への取り組みが重要課題となります。

介護予防として足腰を中心とした運動である「貯筋運動」は、特別な器具も使用せず気軽に行えることから町内全域に広がっており、今後も事業を拡大するとともに、定期的な測定を行い、効果の見える化を図ります。

身近な地域で気軽に通い運動と住民同士の交流を行う「通いの場」を町内全域に広げていくとともに、口腔、栄養の観点からの専門職による支援も行います。

住民主体の通いの場では、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により中止を余儀なくされた時期もあり、感染症対策として通いの場の関係者との話し合いを通して情報共有しながら、対応に努めてまいります。

行政による各種介護予防事業は、第7期計画期間中の参加者の状況、その効果を鑑み、事業の見直しを行います。

さらに、地域に身近な高齢者相談施設として、町内2か所の地域包括支援センターは「地域に向く包括」を標榜し、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、積極的に地域の高齢者への相談支援を行い介護予防、重度化防止に努めてまいります。

地域包括支援センターは地域での困難事例に対し関係者が参加しその対応策を検討し、新たな施策を提言する「地域ケア会議」を定期的を開催することで、地域の困りごとについての解決も図ってまいります。

基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

【第7期の実施状況】

地域住民同士の地域福祉の話し合いの場である第2層協議体を町内6圏域に設置し、生活支援コーディネーターとともに地域福祉の現状と課題を把握してまいりました。

子どもと高齢者が交流できる場の必要性から共生型サロンを町内2か所に創出しました。

地域住民主体で地域福祉アンケートを実施し、新たな資源の創出に向けた取り組みに着手した地域もあります。

既存の介護保険サービスではなく、地域住民主体の交流を中心にしたサービス(通所型サービスB)

を創設し、要支援認定者等に対し、サロンや通所型サービスBへの送迎サービス（訪問型サービスD）も協議体で必要性を協議し創設しました。

しかしながら、地域の実情に合わせ住民主体の取り組みを行っていること、また2020年（令和2年）に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の影響等もあり、第2層協議体は第7期において計画していた8圏域の設置が出来ていない状況です。

高齢者の生きがいづくりの観点からは、シルバー人材センター、老人クラブへの補助を行いました。

【第8期の目標】

第2層協議体については、第8期計画期間中に町内8圏域に設置し生活支援コーディネーターと議論し、地域課題の把握、新たな資源の開発を目指していきます。

地域住民による助け合いづくりを目指す中で、社会福祉協議会（はやま住民福祉センター）と協働し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包括的な支援体制「重層的支援体制整備事業」の構築を進めてまいります。

さらに総合事業においては、基準緩和型サービス、住民主体のサービス等、多様なサービスの構築を検討してまいります。

地域での支え合いを推進するため、老人クラブやシルバー人材センター、ミニデイサービス、ふれあいいきいきサロンなどの住民主体の活動に対しては引き続き支援を行ってまいります。

老人クラブは、近年団体数が減少するなど、担い手の高齢化、負担の大きさが課題となっております。また、そのあり方についても地域の実情に合わせた議論が必要となっております。

そこで地域の実情に応じた老人クラブのあり方についても第2層協議体で議論してまいります。

基本目標 3 : 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

【第7期の実施状況】

地域での認知症サポーター養成講座の開催、認知症家族の会との協働による認知症講演会、認知症予防教室（コグニサイズ）、認知症当事者を交えたオレンジカフェ、認知症啓発を目的としたRUN伴を実施するとともに、ホームページ上で診断できる認知症チェックサイトの普及に努めてまいりました。

認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を作成し認知症理解を広めるとともに、認知症地域支援推進員を中心に広く町民に認知症予防について周知を行っています。

さらに、地域包括支援センターと協働し認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、早期対応に努めてまいりました。

【第8期の目標】

認知症の予防（「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」）のためにも、80歳前からの認知症に関する理解の普及に努めてまいります。

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが求められています。

具体的には、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、オレンジカフェ、RUN伴について、地域包括支援センターと協働して開催することで、町民への認知症に関する理解を広めるとともに、「出向く包括」を積極的に進め、認知症当事者が声を挙げやすい地域づくりを行ってまいります。

基本目標 4 : 年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、 葉山町で暮らしていけるまちとする

【第7期の実施状況】

町内2か所の小規模多機能型居宅介護事業所、1か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の普及を図るとともに、町内に1か所設置された訪問看護事業所との連携を図り、在宅サービスの充実を推進してまいりました。

緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者SOSネットワークについては、町内在住の65歳以上の高齢者に対し「葉山町高齢者ガイドブック」を送付し、事業の周知に努めています。

ケアマネジメント適正化事業、介護予防普及展開事業（地域ケア個別会議）を推進することで自立支援型ケアマネジメントの確立を図り、介護給付費の適正化を図っています。

逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心とした医療・介護の連携推進を行うとともに、短期入所生活介護における看取り介護の支援も行ってまいりました。

【第8期の目標】

第7期計画期間中の介護給付費の推移を見ると、居宅サービス、特に訪問系サービスの需要が高まっています。

これは、高齢者の在宅指向の影響もあると考えられます。

第7期計画期間中に整備を行い2か所になった小規模多機能型居宅介護及び訪問看護も給付費が伸びており、居宅サービスの充実が進んでおります。

今後、さらなる在宅介護を推進するためにも、第8期計画期間中に医療と介護の連携を推進する観点から看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を目指してまいります。

また、本人の有する能力を生かし、現状の根本的な課題を把握し適切に対処する自立支援型ケアマネジメントの確立を目指し、各種研修、地域ケア個別会議を引き続き開催してまいります。

在宅での生活を継続するためには医療と介護の連携が重要であることから、第7期計画期間中に設

置した逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心に在宅医療と介護の連携強化を図ってまいります。

施設サービスは第7期計画期間中、給付費の増加も抑えられ、特別養護老人ホーム待機者数も横ばい傾向が続いていること、町内に所在する特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は町民の利用率が低いことから、第8期計画期間中の施設整備は行わないこととします。

しかしながら、施設入所を希望される方への対応を図る観点から、介護保険適用外の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅との連携を図ります。

また、施設に入所されている方と地域との交流や、高齢者と子どもの交流を促進するためにも、地域住民や保育施設等との交流の機会の創出、地域住民の一時避難場所としての施設活用を通じて地域との交流を促進します。

介護職員については、職員の高齢化が進行し、また人材不足が顕著になっている現状があり、今後は生産年齢人口が減少することも想定されているため、介護の人材不足が懸念されます。

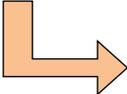
今後は、介護職員の離職防止、介護人材の確保を目指し、地域包括支援センターと協働して、研修会を開催してまいります。

4 施策の体系

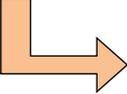
【基本理念】

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

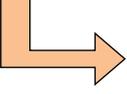
基本目標 1 : 元気で健康な状態を維持する

- 
- 1 貯筋運動（地域づくりによる介護予防推進支援事業）
 - 2 介護予防事業
 - 3 介護予防ケアマネジメント事業
 - 4 包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - 5 外出支援事業

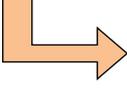
基本目標 2 : 地域でお互い助け合いながら暮らしていく

- 
- 1 地域福祉活動への支援
 - 2 生活支援協議体・コーディネーターの設置
 - 3 地域ケア会議の開催
 - 4 生きがいミニデイサービス事業
 - 5 総合事業における多様なサービスの創出
 - 6 高齢者虐待防止への取り組み
 - 7 災害時における対策
 - 8 社会参加の促進
 - 9 就業の支援

基本目標 3 : 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

- 
- 1 認知症について理解する
 - 2 認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員
 - 3 認知症予防事業の実施

基本目標 4 : 年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

- 
- 1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制
 - 2 要介護高齢者の把握
 - 3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進
 - 4 介護給付等費用適正化事業
 - 5 予防給付サービスの推進
 - 6 介護給付サービスの推進
 - 7 地域密着型サービスの推進
 - 8 その他サービスの推進
 - 9 医療と介護の連携

第 2 部：各論

基本目標 1

元気で健康な状態を維持する

1 貯筋運動 (地域づくりによる介護予防推進支援事業)

【事業内容】

地域住民が主体となり、行政による技術的な支援のもと、貯筋運動による介護予防事業を実施し、地域づくりと介護予防を行う事業です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	15	23	26

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	29	32	35

※貯筋運動は、住民主体の地域づくりに介護予防事業を兼ね備えた全国的なモデル事業であり、地域での支え支えられの関係性の構築を目指すものです。
特別な器具を用いることなく自宅でも簡単に出来る運動であり、これを週1回の住民主体の通いの場で実施することで、介護予防と地域づくりを目指すものです。定期的な筋厚測定も行い、効果の見える化も行います。

2 介護予防事業

①介護予防把握事業

医療機関、町内会・自治会、民生委員・児童委員等地域住民、地域包括支援センター、本人・家族等からの相談・情報提供による把握を行ってまいります。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に資する各種事業を行ってまいります。

1) 訪問型介護予防事業

【事業内容】

地域包括支援センターと連携し、閉じこもり、認知症等のある高齢者宅に訪問し、日常の介護等の相談を受けます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	11	10	10

【取り組みの方向】

介護予防事業を推進するため、今後とも事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	10	10	10

2) 介護予防水中歩行教室

【事業内容】

介護予防事業を推進するため、効果的な水中歩行教室を実施します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	160	144	120

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で定員数を通常の20名から15名に減少させていることから延べ参加人数（見込み）も減少しています。

【取り組みの方向】

毎月2回、半年コースで介護予防運動教室を実施します。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	160	160	160

3 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1、2の方及び事業対象者は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。その後、事業の実施（サービスの提供）が行われ、その効果等を評価します。

介護予防・予防給付に関するケアマネジメント事業

サービスの提供はその期間を限定し、具体的な目標をたて心身の状況や生活機能が低下した原因に応じた総合的、効果的な支援計画を作成します。

そして一定期間経過後に目標の達成状況を評価し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント事業

包括的・継続的ケアマネジメント事業

住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう地域包括ケアセンターを中心に、介護保険事業所、医療機関等様々な機関との連携のネットワークを構築します。

1) 事例検討会議

【事業内容】

ケアマネジャーや関係機関等と処遇困難ケースや成功事例等を共有し、スキルアップを図ることを目的に居宅介護支援事業所と事例検討会議を共同開催します。

2) 地域包括支援センター交流会

【事業内容】

葉山町内の介護保険事業者や関係機関等の顔の見える関係づくりの一環として交流会を開催し、ネットワークの構築を図ります。

3) ケアマネジャーの個別相談

【事業内容】

地域のケアマネジャーが抱える地域の処遇困難な個別ケース等について情報を共有し、課題の解決をするための支援を行います。

4) 居宅介護支援事業所巡回相談

【事業内容】

ケアプランの作成状況の確認や情報提供、会議等の企画など地域のケアマネジャーに寄り添った支援ができるよう葉山町内居宅介護支援事業所を巡回訪問します。

5 外出支援事業

70歳以上の町民を対象に、公共交通機関への補助を行い、町民の外出支援を行います。

町民アンケートによると、一般高齢者の49.0%が週2～4回の外出、33.4%が週5回以上の外出をしており、本町の高齢者は比較的健康な方の割合が高くなっています。

そこで、公共交通機関での外出に対する補助を行うことで、健康な状態の維持を図ることとします。

1) 京急ふれあいパス補助事業

【事業内容】

京急ふれあいパス一部自己負担金に補助を行うことで、高齢者の外出支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用人数	1,819	1,922	2,000

【取り組みの方向】

通常の補助以外に運転免許自主返納者への補助も行い、今後とも事業を継続させていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
利用人数	2,100	2,200	2,300

2) 高齢者外出支援事業

【事業内容】

心身機能の低下により自家用車や公共交通機関を利用して買い物や病院への通院、入退院、施設への入退所が困難な方に無料送迎を行い、高齢者の外出支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用人数	—	163	170

【取り組みの方向】

今後とも事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用人数	180	190	200

基本目標 2

地域でお互い助け合いながら暮らしていく

1 地域福祉活動への支援

高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させることが、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりの中核となっています。

地域住民と行政、社会福祉協議会等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していける「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築するため、第1層・第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を開催することで地域課題を把握し地域のつながりを創出していくとともに、地域ケア会議の開催により孤立する住民への支援を行ってまいります。

本町では、社会福祉協議会が住民の困りごとを住民とともに解決する事を基本とするコーディネーターとして「はやま住民福祉センター」を立ち上げ、地域福祉活動を推進しております。

また、日常生活に根ざした支援活動を行う小地域福祉活動が、社会福祉協議会支援のもと行われています。

元気な高齢者が支え手となりお互いさまの地域づくりを行うため、今後社会福祉協議会との連携をさらに深め、地域福祉活動への支援を行ってまいります。

2 生活支援協議体・コーディネーターの設置

要支援者は掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっていますが、排泄、食事摂取などの身の回りの行為は自立している方が多い状況です。

このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につながることを期待されています。

また、生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化が必要になっており、その担い手として市町村ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置することが求められています。

本町では、地域福祉活動の支援を行ってきた社会福祉協議会と協議し、第8期計画期間中に町内8圏域（小地域福祉活動推進組織設置圏域）に対し第2層生活支援協議体を設置した上で、生活支援コーディネーターの配置を目指してまいります。

【生活支援コーディネーター、協議体】

(1) 生活支援コーディネーター

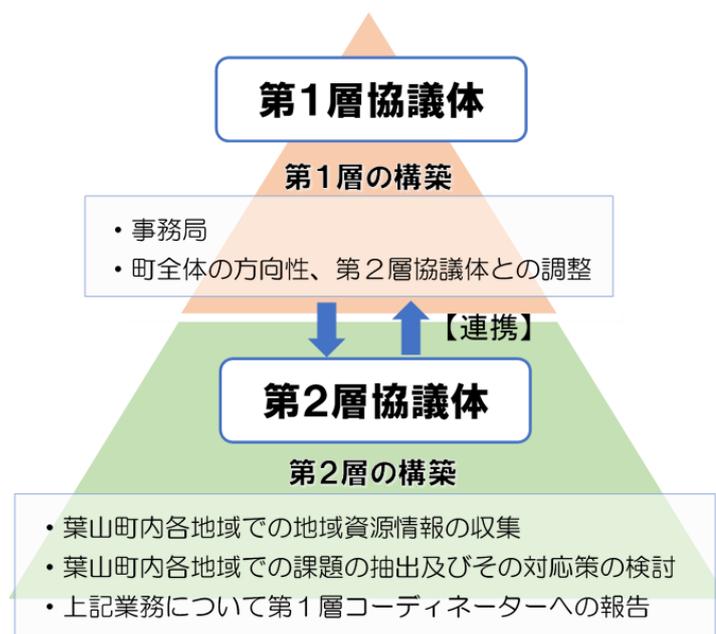
地域での支え合い・助け合いを広めていく（創出・充実、拡大とネットワーク化を行う）人材です。特別な資格要件はありません。

(2) 協議体

住民主体の組織で、生活支援コーディネーターを補佐して、それぞれの分野で助け合い活動を創出し、拡大していきます。



(3) 1層・2層協議体



【葉山町地域福祉推進プランにおける日常生活圏域と第2層協議体設置圏域】

圏域名 地区名	あいさつ圏域 (目安)	民生委員 活動圏域	町内会・自治会 活動圏域	小地域福祉活動推進 組織設置圏域 (生活支援協議体 設置圏域)
木古庭地区	8か所	3か所	1か所	
上山口地区	11か所	3か所	1か所	
下山口地区	12か所	3か所	1か所	
一色地区	42か所	13か所	9か所	1か所
堀内地区	39か所	15か所	12か所	1か所
葉桜地区	13か所	4か所	1か所	
イトーピア地区	8か所	3か所	1か所	
長柄下地区	3か所	1か所	1か所	1か所
長柄地区	13か所	3か所	1か所	

(葉山町地域福祉推進プランにおける日常生活圏域)

・ あいさつ圏域 (50~100 世帯程度)

物理的にも精神的にも距離が近く、人と人の継続した関わりがある、又は作ることができる圏域。

・ 民生委員活動圏域 (200~300 世帯程度)

民生委員・児童委員が相談支援を行う圏域。

・ 町内会・自治会活動圏域 (100~1,400 世帯程度)

住んでいる人が「わが町」と思えて組織的な活動が可能な圏域。

・ 小地域福祉活動推進組織設置圏域

単一又は複数の町内会・自治会からなる圏域で、地区社会福祉協議会方式やボランティアセンター方式、町内会福祉部方式の小地域福祉活動推進組織を設置する圏域。

地域性が共通しており、地域の福祉活動や活動方針の合意などでまとまりやすい特徴があります。

【日常生活圏域と第2層協議体・生活支援コーディネーター】

地区名	日常生活圏域	協議体	生活支援 コーディネーター
木古庭地区	1圏域	1か所	1人
上山口地区		1か所	1人
下山口地区		1か所	1人
一色地区		1か所	1人
堀内地区	1圏域	1か所	1人
葉桜地区		1か所	1人
イトーピア地区		1か所	
長柄下地区		1か所	
長柄地区			

※第7期計画期間中に、上山口地区、下山口地区、一色地区、堀内地区、葉桜地区、長柄下地区・長柄地区の6圏域については協議体を設置しました。

木古庭地区・イトーピア地区については第8期計画期間中に協議体を設置する予定です。

3 地域ケア会議の開催

【事業内容】

地域には様々な課題が発生しており、困難事例も年々増加しております。

地域ケア会議は、介護事業者、地域住民、対象者家族などが個別ケースの支援内容の検討をし、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実につなげていきます。

また、生活支援サービスの充実のため、社会福祉協議会と連携して地域ケア会議の場を通じて社会資源の開発を目指していくこととします。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
開催数	1	1	1

【取り組みの方向】

地域での様々な課題について、個別ケースへの検討を通じた地域課題の抽出を行い、地域づくり・社会資源の開発、施策の充実を図ります。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
開催数	3	3	3

4 生きがいミニデイサービス事業

【事業内容】

地域の人たちとの交流を通じて、介護予防、生きがいづくり、住民同士のつながりをつくる事業を実施する地域ボランティアグループを支援する事業です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	5,787	6,747	2,500

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、延べ参加人数が例年より減少しています。

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	7,100	7,200	7,300

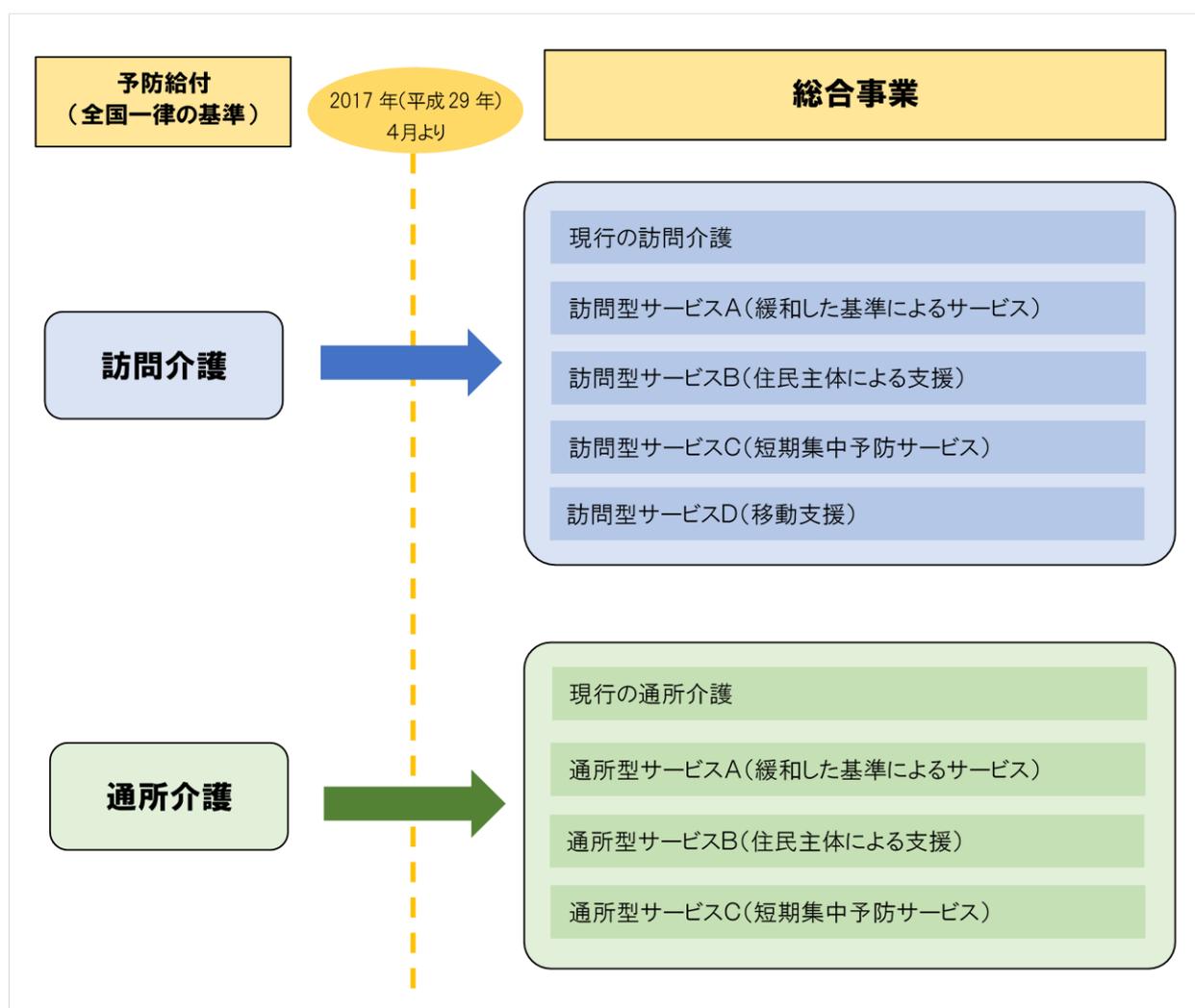
5 総合事業における多様なサービスの創出

(1) 訪問介護・通所介護

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、予防給付のうち訪問介護、通所介護については、総合事業において多様なサービスを提供することが可能となっています。

本町では、2017年（平成29年）4月より総合事業を実施しており、第7期計画期間中に、現行相当の訪問介護、通所介護に加え、訪問型サービスD、通所型サービスB、通所型サービスCを新たに創設しました。

第8期計画期間中も引き続き、基準緩和したサービス、住民主体サービス等多様なサービスを創出してまいります。



【現行相当の訪問型サービス】

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,103	1,005	1,007

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,057	1,110	1,166

【現行相当の通所型サービス】

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,883	1,739	1,496

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,571	1,650	1,733

【介護予防ケアマネジメント】

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,471	1,580	1,429

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,458	1,487	1,517

【訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）】

社会福祉協議会及び町内介護保険事業所と調整しながら、第8期計画期間中の整備を目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	0	0	0

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	0	0	0

【訪問型サービスB（住民主体による支援）】

社会福祉協議会及び町内住民福祉団体と調整しながら、第8期計画期間中の支援を目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	0	0	0

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	0	1	1

【訪問型サービスD（移動支援）】

地域の福祉有償運送事業所へ委託し、要支援者及び総合事業対象者の通所型サービスB及び一般介護予防事業サロンへの送迎を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】

町内介護保険事業所と調整しながら、第8期計画期間中の整備を目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	0	0	0

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

【通所型サービスB（住民主体による支援）】

社会福祉協議会及び町内住民福祉団体と調整しながら、引き続き支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

【通所型サービスC（短期集中予防サービス）】

町内介護老人保健施設に委託し、3か月をめどの生活機能改善プログラムを要支援者及び総合事業対象者に行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体	1	1	1

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進してまいります。

【一般介護予防事業】

社会福祉協議会と協働し、第2層協議体で議論しながら一般介護予防事業として誰でも参加できる居場所づくりを行ってまいります。

(3) ボランティアポイント

高齢者サロンに支援者として参加している高齢者等に対し、ボランティアポイントを付与することで、地域のサロン活動の活性化を図ります。

(4) 多様なサービスの創出について

基準緩和サービス、住民主体のサービス、一般介護予防事業については、生活支援第2層協議体における地域での様々な議論の中で必要な支援体制を構築してまいります。

【具体的な対応策】

- 行政、社会福祉協議会が一体となって取り組む第2層協議体の開催を通じて地域ニーズを把握し、地域住民の活動意欲を促進し、必要に応じ間接経費の補助、広報活動による周知を行います。
- 社会福祉協議会、NPO団体、町内介護保険事業所と調整し、基準緩和サービスの開発に向けて議論を促進します。
- 事業の運営については、行政、社会福祉協議会が一体となって住民団体の役員会等に参加し必要な助言を行うことで活動支援を行います。

6 高齢者虐待防止への取り組み

近年、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、その種類には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄など様々です。

2006年（平成18年）4月からは、虐待を防止するための高齢者虐待防止法が施行されており、本町では2011年度（平成23年度）に葉山警察署に対し通報時に速やかに対応できるよう、休日夜間を含めた連携体制を確認しております。

また、高齢者虐待防止パンフレットを作成し、高齢者虐待の通報や届出窓口を住民に周知してまいりました。

さらに、高齢者虐待の防止と要介護者支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、サービス提供による介入等を行うためのネットワークの整備を図るとともに、養護者の介護負担を軽減するため、在宅サービスの充実等に努めます。

施設での高齢者虐待防止対策としては、これまで特別養護老人ホームで高齢者の権利擁護について研修会を実施してまいりましたが、今後も施設等に対し研修会を実施してまいります。

また、成年後見制度につきましては、高齢者が尊厳ある生活を維持するために社会福祉協議会と連携し、相談・利用支援及び事業の周知をしてまいります。

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 1 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待：養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

7 災害時における対策

東日本大震災等の巨大地震や集中豪雨による風水害等、近年の高齢者等の被災状況を踏まえ、災害時における要援護高齢者の避難支援として、葉山町地域防災計画のもと、関係機関の連携により、安全な避難誘導や支援体制を構築していく必要があります。

本町では、災害時に避難所での生活が困難である重度の在宅高齢者等を施設に一時避難させるため、町内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設と、2008年（平成20年）に協定を締結するとともに、高齢者をこれらの施設まで搬送するため、葉山町社会福祉協議会が所有する車両を使用する協定も締結しております。

また、2011年（平成23年度）からは地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう65歳以上単身高齢者リストを提供してまいりました。

今後は、町防災部局が作成する避難行動要支援者リストを活用し消防本部、警察署、民生委員・児童委員、町内会・自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内居宅介護支援事業所等と災害時における対応について連携してまいります。

さらに、地震や水害、火災等の発生時において、高齢者等の要配慮者が迅速に避難できるよう、日ごろから介護保険事業所と連携し、地域防災計画に基づく避難確保計画の策定について、関係課と連携してまいります。

8 社会参加の促進

行政による公的サービスの充実と合わせて地域の福祉課題の解決に向け、民生委員・児童委員、町内会・自治会等との連携した取り組みが求められています。

多くの高齢者にこれまでの知識や経験を生かして防犯活動、交通安全活動、町内会・自治会活動など様々な取り組みにご尽力いただいております、町ではそのための環境整備に努めてまいりました。

高齢者の方々は交通安全や防災、防犯、福祉など様々な分野で重要な役割を担っており、今後さらなる活動の活性化のために、高齢者がこれまでの豊富な知識や経験を生かしてご参加いただけるよう支援してまいります。

1) 老人クラブへの活動支援

【事業内容】

老人クラブ活動への支援を行い、ボランティア活動、生きがい活動と健康づくりなどの活動を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者が地域で生きがいを持って暮らしていけるよう、地域の実情に合わせた支援のあり方について、地域での話し合いの場（第2層協議体）で協議し方向性を決めていきます。

2) ねんりんふれあいの集い事業（芸能大会）

【事業内容】

60歳以上の高齢者を対象に高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っています。

【取り組みの方向】

今後も高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行います。

3) ねんりんふれあいの集い事業（いこいの日事業）

【事業内容】

福祉文化会館に 60 歳以上の高齢者が集まり、保健師あるいは看護師による健康・介護予防・疾病予防の受講や、相互の親睦を図るなど、介護予防と住民の交流を深める事業です。1 回あたり 70 名程度の参加を見込み、毎月 2 回実施します。

実績値	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)
開催数	22	19	14

※令和元年度、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け回数が減少しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の健康・介護予防・疾病予防及び相互の親睦を図るため、1 回あたり 70 名程度の参加を見込んで毎月 2 回実施してまいります。

目標値	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
開催数	24	24	24

4) ねんりんふれあいの集い事業（囲碁・将棋練習会）

【事業内容】

老人クラブ好友会が中心となり、福祉文化会館に 60 歳以上の高齢者が集まり、毎週 3 日（木・土・日（第 4 土曜日は休み））相互の親睦を図るため囲碁・将棋練習会を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の相互交流・親睦を図るため、毎週 3 日（木・土・日（第 4 土曜日は休み））福祉文化会館で囲碁・将棋練習会を行います。

5) ねんりんふれあいの集い事業（社交ダンス教室）

【事業内容】

高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にダンス教室を行っています。（年4回、発表会も行っています。）

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	1,929	1,300	829
延べ利用回数	48	43	32

※令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け参加人数、回数が減少しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館でダンス教室を行っていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	1,320	1,320	1,320
延べ利用回数	51	51	51

6) ねんりんふれあいの集い事業（スポーツ（リズム体操）教室）

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	254	294	150
延べ利用回数	24	21	15

※令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け参加人数、回数が減少しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を招き、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	240	240	240
延べ利用回数	24	24	24

7) 高齢者くつろぎの場事業

【事業内容】

高齢者の心身の健康の保持を目的に、余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の心身の健康の保持を目的に、余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放します。

8) 趣味の作品展

【事業内容】

日頃の趣味活動から生まれた作品（手芸品、写真、絵画、書道等）を福祉文化会館に展示しています。（年1回、3日間開催）

【取り組みの方向】

今後とも、老人クラブの活動支援の一環として年1回、3日間開催します。

9) 歩こう会

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回（春・秋）町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回（春・秋）町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っていきます。

9 就業の支援

1) 就労支援

【事業内容】

シルバー人材センターでは、高齢者が生きがいを持って生活することを目的に、おおむね 60 歳以上の人を対象に、家庭や事業所、公共団体などからの就労を登録会員に斡旋しており、高齢者に働く機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後とも、シルバー人材センターを通じ、高齢者の就労支援を行っていきます。

基本目標 3

認知症になっても
安心して暮らせるまちをつくる

1 認知症について理解する

町民アンケートの結果によると、要介護認定が必要となる最も大きな原因は認知症（アルツハイマー病等）となっています。

介護予防のためにも認知症を正しく理解し、早めに医療機関に相談すること、また、年齢相応の物忘れは誰にでも訪れてくるものであり、認知症を正しく知ること、認知症を恐れず張り合いのある生活を目指すことが大切です。

本町では、早期発見・早期対応システムとして、単なる物忘れか、認知症による物忘れかを確認する、認知症簡易チェックサイトを活用しているほか、第6期計画期間中に町福祉課及び地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に第7期計画期間で認知症普及啓発パンフレット、認知症ケアパスを作成し、広く町民に認知症の理解促進を図りました。

さらに、認知症の初期の段階で医師を中心としたチームで対応する認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応を行い、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを推進してまいります。

2 認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員

認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」を実現するためには、ケアの流れを変える必要があります。

そこで、本町では、2019年度（令和元年度）に策定した認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」を町民全体に普及させることで、認知症に対するケアの流れについて周知してまいりました。

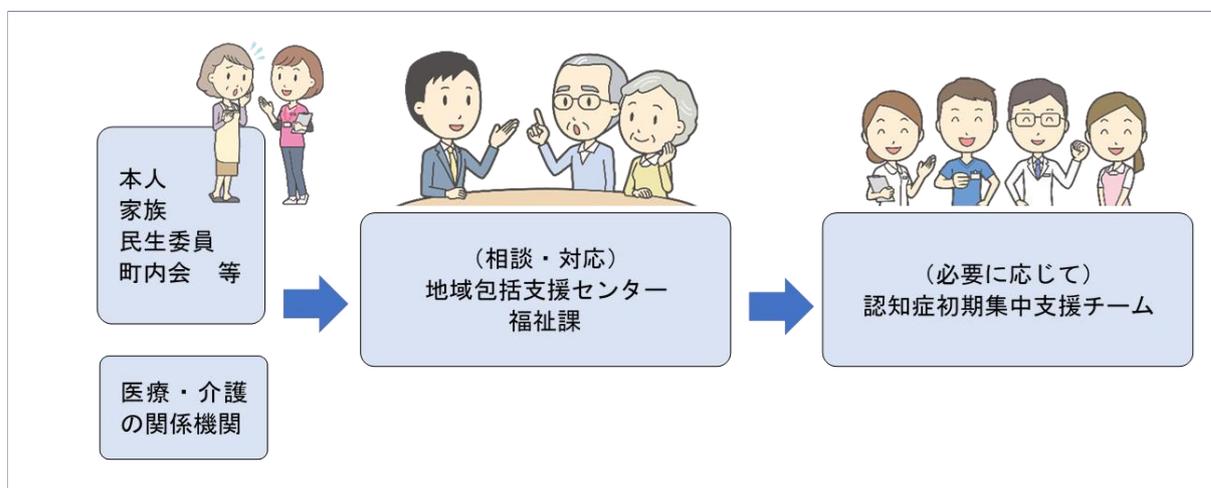
また、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の2番目の柱である「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の早期診断・早期対応の体制整備のため2017年度（平成29年度）に設置した「認知症初期集中支援チーム」を中心に地域の高齢者への早期支援体制を構築していきます。

「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の早期段階で認知症の鑑別診断を行い、速やかに適切な医療・介護等が受けられるチームによる体制となっております。

認知症に対する必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に

連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築することで、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進する役目を担う「認知症地域支援推進員」を中心として認知症に対する総合的な支援を行ってまいります。

【認知症初期段階での相談体制】



(1) 認知症初期集中支援チーム（地域包括支援センター・福祉課）

医師、保健師等の複数の専門職が、民生委員等の地域住民や家族からの相談により認知症が疑われる方及びその家族を訪問し、アセスメントを行った上で認知症の初期段階での支援を包括的・集中的（6か月）に行い、認知症を抱える本人及び家族の自立支援を行ってまいります。

訪問件数としてはひと月1件程度を見込んでおり、訪問事例についてはその都度、初期集中支援チーム員会議を開催し、評価・モニタリングを実施します。

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医師	1	1	1
保健師・看護師	6	6	6
社会福祉士	2	2	2
主任ケアマネジャー	2	2	2

(2) 認知症地域支援推進員（地域包括支援センター・福祉課）

地域からの相談に応じ、医療機関や介護保険の申請につなげる、また、必要に応じ認知症初期集中支援チームにつなげていく役割を担う人材を地域包括支援センター・福祉課に配置し、認知症の初期段階での支援を行ってまいります。

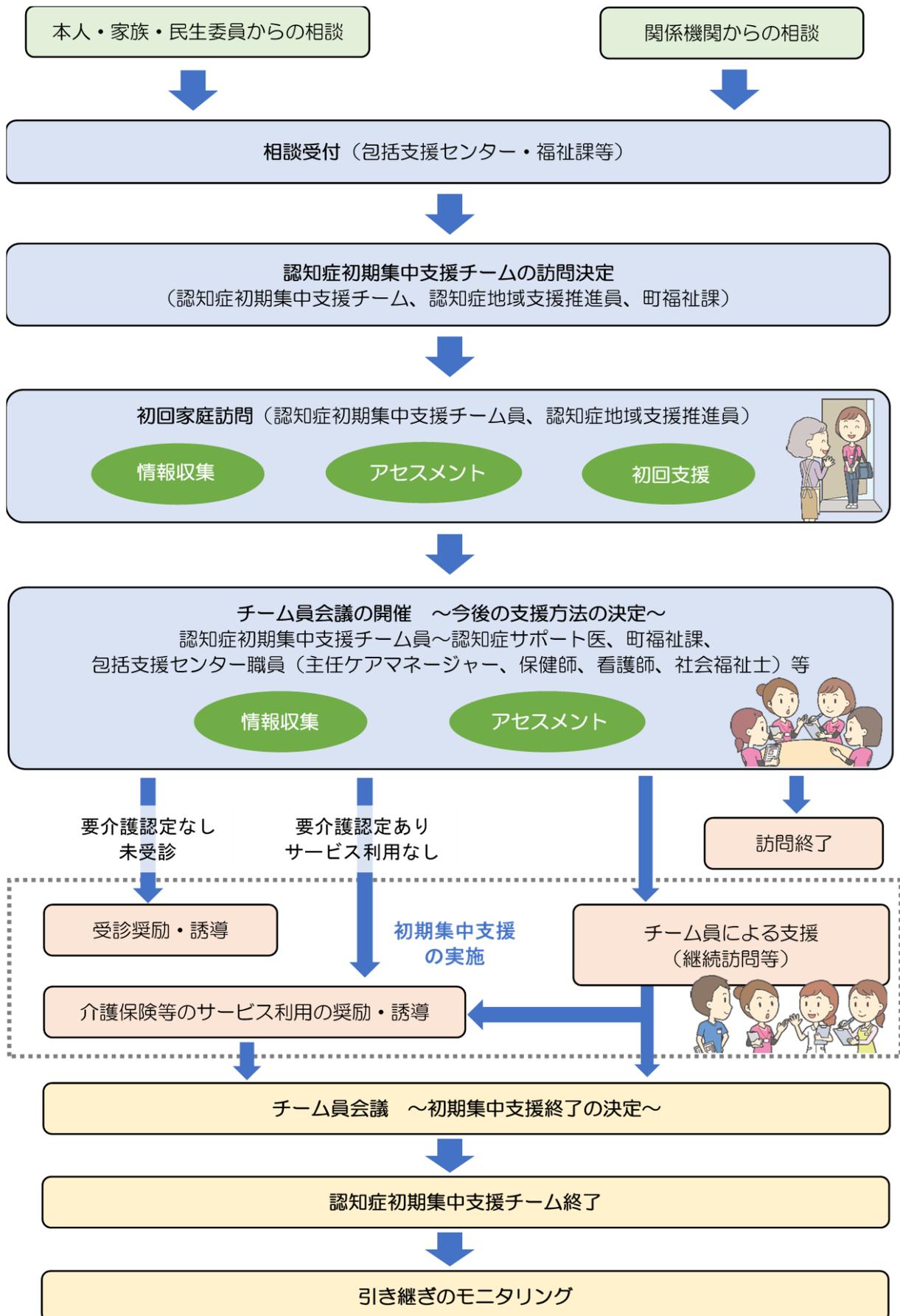
併せて、認知症ケアパスや認知症チェックサイト、軽度認知障害スクリーニングテスト等のツールを活用しながら、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の早期発見・早期対応に努めてまいります。

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健師・看護師	6	6	6
社会福祉士	2	2	2
主任ケアマネジャー	2	2	2

- ※ 認知症初期集中支援チームの「初期」には、①認知症の発症後のステージとしての病気の早期段階の意味だけでなく、②認知症の人への関わりの初期（ファーストタッチ）の意味も持ちます。つまり、対象となる認知症の人は初期とは限らず、中期であっても医療や介護との接触がこれまでなかった人も含まれます。また、「集中」の意味は、概ね6か月を目安に本格的な介護チームや医療につなげていくことを意味しています。

葉山町 認知症初期集中支援チームの流れ



3 認知症予防事業の実施

1) 認知症予防教室

【事業内容】

認知症予防に効果的な運動（コグニサイズ）を実施しております。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	224	212	160

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で定員数を通常の年3回から年2回に減少させていることから延べ参加人数（見込み）も減少しています。

【取り組みの方向】

自宅で取り組むことの出来る認知症予防に資する運動（コグニサイズ）の普及を図るため、事業を継続していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	220	220	220

2) 認知症講演会

【事業内容】

認知症の早期発見、早期予防を目的として、外部講師に依頼し認知症講演会を実施しております。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	45	70	40

【取り組みの方向】

今後とも認知症施策推進のため事業を継続していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数	50	50	50

3) 認知症等行方不明SOSネットワーク

【事業内容】

認知症（徘徊）高齢者の家族の希望により、警察や各行政関連機関、交通機関などが連絡を取り合って、徘徊高齢者を早期に発見してご家族のもとに帰すことを目的としています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
登録者数(人数)	23	39	45

【取り組みの方向】

警察、地域包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連絡を取り合い、徘徊高齢者を早期発見し、ご家族のもとに帰れるよう徘徊高齢者SOSネットワークの充実に努めます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
登録者数(人数)	50	55	60

4) 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため各種団体と調整し、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーター養成講座を開催していきます。

また、認知症サポーターの方を対象に、認知症の人や家族に対する知識・理解をより深め、さらに地域で活動できるサポーターを養成するために、認知症サポーターステップアップ講座を開催していきます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
サポーター数 (延べ人数)	940	1,085	1,096

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
サポーター数 (延べ人数)	1,146	1,196	1,276

5) 認知症カフェ

認知症のご本人・家族・地域住民・専門職など誰もが参加でき、交流を図り、社会とつながることができる場である認知症カフェを町内認知症対応型通所介護事業所及び地域包括支援センターが主催して開催します。

また、現在、認知症カフェを開催している団体の他に、民間企業とも連携し、認知症の方本人の意思・気持を聞き取り、施策に反映できる体制づくりを目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
開催数(回)	13	12	12

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
開催数(回)	20	25	30

6) 家族への支援

住み慣れた自宅での生活を継続していくためには、本人のみならず家族介護の軽減が求められます。

そこで、認知症高齢者を介護する家族への支援として、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と協働で家族介護者の集い、家庭介護教室を実施していきます。

7) 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

市民後見人の育成については、今後他市町村の取り組み状況の情報収集に努め、第8期計画期間中はその育成・支援組織の体制整備について検討してまいります。

基本目標 4

年齢を重ね介護が必要な状態となっても
可能な限り、葉山町で暮らしていける
まちとする

1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制

2020年(令和2年)10月1日時点の葉山町における65歳以上単身世帯は2,591世帯となっており、全世帯数14,493世帯に対し17.9%となっております。

今後、高齢化率の上昇に伴い、ますます単身高齢者世帯、あるいは高齢者のみ世帯が増加すると見込まれます。

本町では、民生委員・児童委員、町看護師を中心に、75歳以上のひとり暮らしの高齢者(要支援・要介護認定者を除く)への訪問活動を行い、高齢者の健康状態の把握に努めております。

またひとり暮らしの高齢者は普段自立した生活を送っていても、急な体調悪化の際に必要な援助が求められない場合があるため、緊急通報システムや、配食サービスにおける安否確認などのサービスの充実を図ってまいります。

1) 緊急通報システム

【事業内容】

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または家族の事情により、ほぼ通年日中ひとり暮らしとなる高齢者等で、貸与機器が設置できる電話回線を有し、身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者に対し、緊急通報システム装置を無償で貸与してきました。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	1,301	1,307	1,300

【取り組みの方向】

今後も引き続き対象者に対し緊急通報システムを貸与していき、普及推進を図ります。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	1,300	1,300	1,300

2) 配食サービス

【事業内容】

食事をつくることが困難な在宅の高齢者及び重度障害者（以下「高齢者等」という。）の世帯に食事を配達することによって、高齢者等の食生活の改善及び安否確認を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	457	399	400

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者等の食生活改善、安否確認事業として継続していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	400	400	400

3) 無料入浴サービス事業

【事業内容】

ひとり暮らしのため不安がある、設備的にも危険が伴うなどの理由で入浴が思い通りにできない方々を対象に、福祉文化会館で、看護師が入浴前後の身体チェックを行い、入浴してもらうことで、安全で衛生的な生活の一助とし、介護を予防する事業として行っています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	836	686	700

【取り組みの方向】

今後とも、介護予防事業推進のため事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	700	700	700

4) 在宅高齢者住宅改修助成事業

【事業内容】

介護保険制度や障害者施策に該当しない 65 歳以上の町内在住の高齢者に対し、住み慣れた住宅で安全で快適な生活が送れるよう必要な住宅改修に要する費用の一部（工事費の2分の1を上限 10万円まで）を助成しています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	12	9	10

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者福祉施策の一環として事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	10	10	10

5) 戸別ごみ収集（「家庭ごみふれあい収集」事業）

【事業内容】

身体機能の低下によってごみ出しができない、かつ身近な人などの協力が得られない高齢者に対し、クリーンセンターの職員が家まで戸別収集に行き、安否確認をしています。（週1回）

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用者数（年度末）	18	19	20

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者のごみ出し支援、安否確認を行うため必要な方への支援を行います。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
利用者数（年度末）	20	20	20

6) 養護老人ホームへの措置

【事業内容】

原則 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由で居宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町の措置決定があれば入所できます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用者数(年度末)	2	3	2

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の居住の安心を図る観点から、必要な者への支援を行ってまいります。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
利用者数(年度末)	2	2	2

2 要援護高齢者の把握

要介護者等の実態を健診等の高齢者向け事業や、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医師、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等の関係機関の連携により把握してまいります。

要介護状態に陥るおそれのある高齢者についても、地域包括支援センターを中心に、関係事業や関係機関と連携しながら実態把握を目指します。

介護給付対象サービス及び地域支援事業の供給事業者については、ケアマネジャー、介護サービス事業者との情報交換や近隣の自治体との連携を取ることで、各サービスの供給量の把握を行ってまいります。

3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる活動等、各種活動のネットワークづくりを強化し、要援護者に対する日常的な見守り活動や、助け合い関係づくりを推進してまいります。

また、75歳以上の要支援・要介護認定を受けていない単身高齢者に対し、町看護師が訪問し必要な支援につなげる等、見守り活動を引き続き行ってまいります。

4 介護給付等費用適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足ないサービスを事業者が適切に提供できるような体制を構築します。

(1) ケアマネジメント適正化推進事業

要支援認定者に対し適切なアセスメント（課題把握）が十分に出来ているのかを検証し、独自に開発した効果的なケアマネジメントプロセスに対するチェックシートにより地域課題の発見・把握機能の強化を図り、地域包括支援ネットワークの構築を図ってまいります。

行政からの一方的な指導ではなく行政・地域包括支援センター・介護保険事業所が企画・立案から研修、事業評価まで協働することで地域のケアマネジメントを向上させてまいります。

(2) 地域ケア個別会議（介護予防普及展開事業）

自立支援・介護予防の観点を踏まえて地域ケア個別会議を活用することで「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「高齢者のQOLの向上」を目指してまいります。

具体的には、多職種からの専門的な助言を得ることで、ケアマネジメントを実施し高齢者の生活行為の課題等を明らかにし、介護予防に資するケアプラン作成とそのケアプランに則したケア等の提供を行うことが出来る地域づくりを行ってまいります。

(3) 国民健康保険団体連合会との連携

神奈川県国民健康保険団体連合会において、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるよう、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供する体制が整備されております。このシステムを活用して、医療情報との突合、縦覧点検等、給付の適正化に取り組みます。

(4) 住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与

住宅改修費の給付に関する利用者宅や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認、福祉用具購入費・福祉用具貸与に関する利用者に対する必要性の確認を行うため、住宅改修、福祉用具購入に関しては、理学療法士による現地確認を行うことで、給付適正化につなげてまいります。

(5) 要介護認定の適正化

要介護・要支援認定における訪問調査の実施及び委託訪問調査に関しチェックを行ってまいります。

(6) 介護給付費通知

介護サービス利用者又は家族に対し利用サービスの内容と費用総額等の内訳の通知を行い、介護給付適正化につなげてまいります。

5 予防給付サービスの推進

(1) 介護予防サービス

1) 介護予防訪問看護

【事業内容】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	409	386	375

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	385	394	404

2) 介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

要支援者を対象に、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	88	97	96

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	96	96	96

3) 介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	655	726	699

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	724	750	776

4) 介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のためのリハビリテーションを受けるサービスで、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を選択できます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	697	593	349

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	360	371	382

5) 介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	99	46	29

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	29	29	29

6) 介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	0	12	10

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	10	10	10

7) 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	204	197	211

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	217	222	228

8) 介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練のために福祉用具（対象品目が定められています）を貸与します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,568	1,609	1,636

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,692	1,747	1,803

9) 特定介護予防福祉用具販売

【事業内容】

要支援者を対象に、日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。（対象品目が定められています）

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	65	52	40

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	40	40	40

(2) その他サービス

1) 介護予防住宅改修

【事業内容】

要支援者を対象に、自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	81	65	53

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	53	53	53

2) 介護予防支援

【事業内容】

要支援認定を受けた方が、介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターが作成するケアプランが必要となります。要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、地域包括支援センターが利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	2,344	2,182	2,065

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	2,133	2,201	2,270

※ 平成29年4月より介護予防支援の一部は総合事業に移行しています。
(総合事業 通所型サービス、訪問型サービスのみに対するケアプランは総合事業に移行しています。)

6 介護給付サービスの推進

(1) 居宅サービス

1) 訪問介護

【事業内容】

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄などの身体の介護や買物、洗濯、掃除、炊事などの生活の援助を行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	3,086	3,015	2,817

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	2,936	3,056	3,176

2) 訪問入浴介護

【事業内容】

家庭で入浴することが困難な寝たきりの方などに対して、入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽を使って、居室で入浴できるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	312	360	435

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	435	435	435

3) 訪問看護

【事業内容】

自宅で療養している方に対して看護師等が訪問し、必要な看護を提供するとともに、家族に対して看護方法等の指導を行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,602	1,942	1,995

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	2,081	2,167	2,253

4) 訪問リハビリテーション

【事業内容】

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	363	316	237

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	245	252	260

5) 居宅療養管理指導

【事業内容】

自宅で療養している方に対して、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養する上での指導やアドバイスを行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	6,306	7,027	7,180

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	7,180	7,180	7,180

6) 通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	3,051	3,068	3,763

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	3,966	4,169	4,373

※2016年（平成28年）4月より、定員19人未満の通所介護事業所は市町村が指定する地域密着型通所介護事業所に移行されました。

7) 通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,423	1,475	1,327

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,494	1,661	1,829

8) 短期入所生活介護

【事業内容】

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期間入所し、食事や着替え、入浴など日常生活の介護を受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,432	1,382	1,201

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,287	1,373	1,459

9) 短期入所療養介護

【事業内容】

保健・医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士から、医学的管理のもと、リハビリなどを受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	113	122	120

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	120	120	120

10) 特定施設入居者生活介護

【事業内容】

特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している方が、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の介護やリハビリなどを介護保険で利用できるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,721	1,681	1,703

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,726	1,749	1,772

11) 福祉用具貸与

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具(対象品目が定められています)を貸与し、高齢者の生活の自立を支援します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	4,706	5,193	5,500

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	5,692	5,885	6,078

12) 特定福祉用具販売

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。(対象品目が定められています)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	81	87	113

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	114	116	118

(2) 施設サービス

1) 特別養護老人ホーム

【事業内容】

自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などを行う施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,892	1,870	1,961

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,983	2,006	2,028

2) 介護老人保健施設

【事業内容】

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療的ケア、リハビリテーション、日常生活の介護を行う施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,443	1,425	1,312

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,373	1,434	1,495

3) 介護療養型医療施設

【事業内容】

長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	35	25	17

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	17	17	17

4) 介護医療院

【事業内容】

長期にわたり療養が必要な要介護者の方に対して、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	0	9	0

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	0	0	0

(3) その他サービス

1) 住宅改修

【事業内容】

自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	71	76	91

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	93	95	97

2) 居宅介護支援

【事業内容】

介護支援専門員が、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	7,218	7,825	8,040

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	8,261	8,482	8,703

7 地域密着型サービスの推進

1) 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の通所介護サービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	270	298	320

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	337	353	370

2) 介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の介護予防通所介護サービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	20	12	3

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	0	0	0

3) 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症はあるものの共同生活が可能な方が、日常生活の介護を受けながら1ユニット9人程度の少人数で共同生活するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	297	312	304

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	305	307	309

4) 介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症はあるものの共同生活が可能な要支援2の方が日常生活の介護を受けながら1ユニット9人程度の少人数で共同生活する介護予防サービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	7	1	0

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	0	0	0

5) 小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問、宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	278	347	412

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	426	440	455

6) 介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問、宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	143	147	173

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	179	185	192

7) 看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ提供するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	0	0	0

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	0	0	20

8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	47	52	48

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	48	48	48

9) 地域密着型通所介護

【事業内容】

定員 19 人未満のデイサービスセンターに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。(平成 28 年度から事業開始)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	675	891	975

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数	1,014	1,053	1,092

8 その他サービスの推進

1) 高額介護サービス費

【事業内容】

介護保険サービスの自己負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
給付費	63,894,466円	73,953,834円	78,245,925円

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
給付費	88,800,000円	90,898,451円	91,645,483円

2) 高額医療・高額介護合算費

【事業内容】

介護保険サービスの自己負担額と医療費の一部負担金等の合計額が高額となった場合、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額分について払い戻しを行うものです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
給付費	11,008,803円	13,388,556円	16,750,601円

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
給付費	16,000,000円	17,000,000円	18,000,000円

3) 特定入所者介護サービス等費

【事業内容】

介護保険施設（短期入所も含む）に入所している低所得者層の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
給付費	71,585,407円	67,936,868円	62,758,392円

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
給付費	72,000,000円	75,382,810円	78,030,547円

9 医療と介護の連携

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、家族の病歴を意識しながら、自分の健康状態を把握し管理していくこと、また、医療と介護の両方を必要とする状態になった高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療サービスと介護サービスが切れ目なく一体的に提供することを目的に関係機関の連携を推進することが重要となっています。

そこで、2017年（平成29年）に逗葉地域医療センターに設置された逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心として地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力・連携してまいります。

逗葉地域在宅医療・介護連携相談室では、地域の医療と介護に関わる機関と連携し、医療・福祉関係の専門職とのつながりを中心に、体制強化や在宅療養者支援に取り組んでまいります。

さらに、日頃からの介護保険事業所、かかりつけ医との連携のもと、短期入所生活介護事業所において看取り介護が行われた場合、「短期入所生活介護看取り加算金」を事業所に交付することでいざという時に病院や施設ではなく、短期入所生活介護事業所での看取りができるという選択肢を町民に提供し、医療と介護の連携推進を図るとともに、人生の最期を自宅で迎えることへの支援をしてまいります。

【在宅医療・介護連携の推進】

イ 地域の医療・介護の資源の把握	・介護サービス情報マップ、逗葉地域医療マップの作成。
ロ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。 ・多職種連携会議（三師会・医療関係者・福祉関係者・住民）の実施。
ハ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携体制の構築推進	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。 ・訪問看護事業所の稼働。
ニ 医療・介護関係者の情報共有の支援	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。
ホ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。 ・地域包括支援センターの増設による機能強化。
ヘ 医療・介護関係者の研修	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。
ト 地域住民への普及啓発	・各種シンポジウムへの支援。 ・広報等による周知。
チ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	・横須賀・三浦二次医療圏における在宅医療・介護連携推進事業に関する情報交換会議を実施。

第 3 部：介護保険事業の適正な 運用について

第1章

介護保険サービス事業の見込み

1 被保険者数等の今後の見込み

(1) 被保険者の推計

計画期間における総人口及び第1号・第2号被保険者数については以下のように推計しています。

第8期計画期間中は、第2号被保険者がほぼ横ばいで推移するのに対し、第1号被保険者は緩やかに減少していきます。これは、後期高齢者(75歳以上)の増加数より前期高齢者(65歳～74歳以上)の減少数の方が大きいからです。団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年度(令和22年度)までを推計すると、第2号被保険者は減少、第1号被保険者は増加すると推計されます。

	年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第2号被保険者	40歳～64歳	12,280人	12,292人	12,390人	12,517人	12,524人	8,532人
	65歳以上	10,271人	10,234人	10,190人	10,131人	10,077人	11,540人
第1号被保険者	65歳～74歳	4,539人	4,535人	4,359人	4,054人	3,669人	5,605人
	75歳以上	5,732人	5,699人	5,831人	6,077人	6,408人	5,935人
75歳以上高齢化率		17.4%	17.3%	17.7%	18.5%	19.7%	20.4%

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は年々増加していきますが、その内訳をみると、要支援者では要支援1、要介護認定者では要介護1を中心として、現在の構成と同じ割合で増加していくと見込まれます。

本町の特徴である比較的元気な高齢者が多い現状を将来にわたっても維持し、少しでも長く介護度が重くならないよう、介護予防事業、在宅介護支援サービスを中心とした介護サービスの更なる充実が重要となっております。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認定者数計	1,813人	1,817人	1,897人	2,014人	2,034人	2,375人
要支援1	344人	355人	370人	395人	392人	417人
要支援2	195人	205人	214人	230人	230人	256人
要介護1	436人	430人	449人	476人	484人	571人
要介護2	279人	262人	275人	290人	293人	344人
要介護3	200人	209人	220人	234人	239人	292人
要介護4	189人	183人	191人	200人	204人	269人
要介護5	170人	173人	178人	189人	192人	226人

※ 第1号・第2号要支援・要介護認定者数。

2 介護サービスの利用見込量の推計

(1) 予防給付サービスの見込量

		見込み					
		8期計画			9期計画	14期計画	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	
① 介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費(千円)					
		人数(人)					
	介護予防訪問 入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	11,263	11,270	11,935	12,601	13,567
		回数(回)	234.8	234.8	248.8	262.8	281.4
		人数(人)	34	34	36	38	41
	介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	1,883	1,884	1,884	2,023	2,390
		回数(回)	53.1	53.1	53.1	56.8	67.3
		人数(人)	7	7	7	8	9
	介護予防居宅 療養管理指導	給付費(千円)	4,958	5,078	5,189	5,425	5,876
		人数(人)	43	44	45	47	51
	介護予防通所介護	給付費(千円)					
		人数(人)					
	介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	10,161	10,166	10,928	10,928	12,191
		人数(人)	27	27	29	29	32
	介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	582	583	583	583	583
		日数(日)	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8
		人数(人)	2	2	2	2	2
	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具 貸与	給付費(千円)	8,963	9,308	9,537	9,930	10,940	
	人数(人)	158	164	168	175	191	
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	901	901	901	901	901	
	人数(人)	3	3	3	3	3	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,683	2,683	2,683	2,683	3,427	
	人数(人)	3	3	3	3	4	
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	16,632	16,642	16,642	18,385	18,385	
	人数(人)	20	20	20	22	22	

			見込み				
			8期計画			9期計画	14期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多 機能型居宅介護	給付費(千円)	11,825	11,832	11,832	13,543	13,543
		人数(人)	15	15	15	17	17
	介護予防認知症対 応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)		0	0	0	0	0	
(3) 介護予防支援		給付費(千円)	10,389	10,729	11,062	11,451	12,564
		人数(人)	187	193	199	206	226

2025年度(令和7年度)、2040年度(令和22年度)の見込み量は、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムでの現段階の推計値となっており、今後変動する可能性があります。引き続き、介護予防及び重度化防止を推進していくことで見込み量の適正化を図ってまいります。

(2) 介護給付サービスの見込量

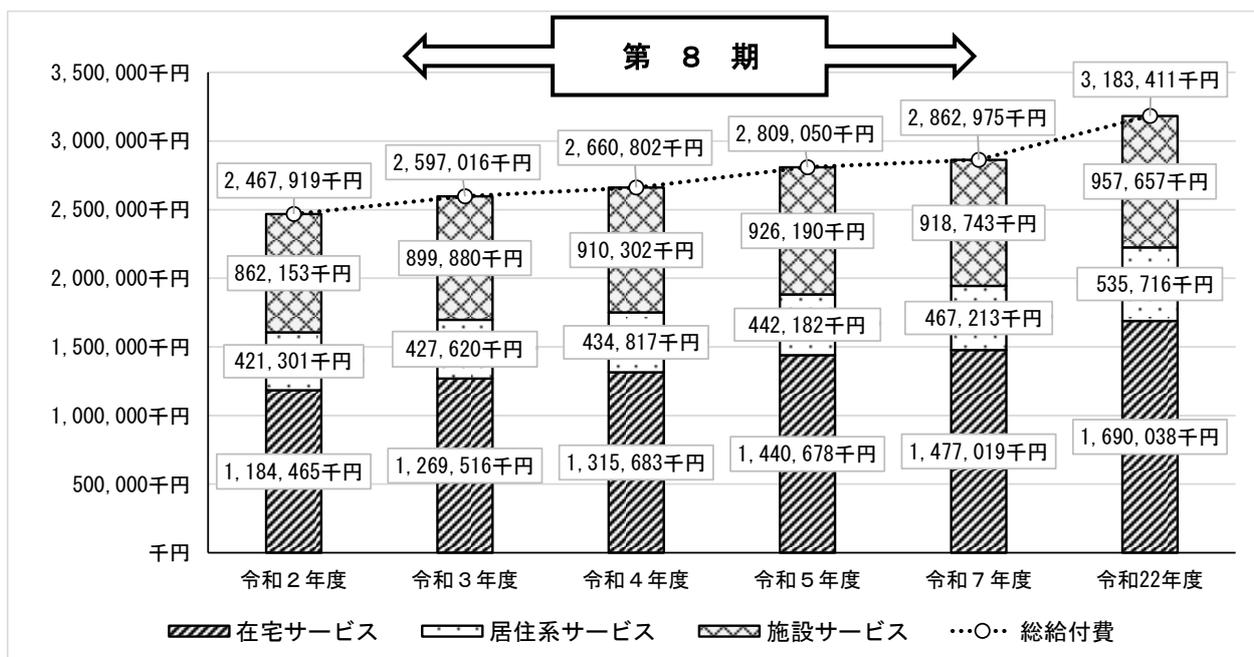
		見込み					
		8期計画			9期計画	14期計画	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	232,389	233,911	235,458	243,594	282,273
		回数(回)	6,302.4	6,326.0	6,366.6	6,590.3	7,650.8
		人数(人)	209	212	214	223	246
	訪問入浴介護	給付費(千円)	27,356	29,196	30,911	29,999	36,973
		回数(回)	176.4	188.2	199.2	193.3	238.3
		人数(人)	30	32	34	33	41
	訪問看護	給付費(千円)	92,779	97,825	100,132	102,904	110,845
		回数(回)	1,371.4	1,442.6	1,476.9	1,518.9	1,623.0
		人数(人)	154	162	166	171	186
	訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	5,897	6,267	6,626	6,626	7,049
		回数(回)	163.1	173.6	183.1	183.1	193.9
		人数(人)	16	17	18	18	19
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	46,368	48,973	49,883	50,479	61,703
		人数(人)	303	320	326	330	403
	通所介護	給付費(千円)	210,719	216,728	221,173	226,170	242,063
		回数(回)	2,216.2	2,269.3	2,310.6	2,354.1	2,500.6
		人数(人)	238	243	247	251	265
	通所 リハビリテーション	給付費(千円)	99,061	103,663	107,285	110,908	121,655
		回数(回)	1,003.3	1,044.0	1,077.4	1,110.8	1,209.6
		人数(人)	118	123	127	131	143
	短期入所生活介護	給付費(千円)	102,597	110,309	116,998	117,036	138,660
		日数(日)	1,024.5	1,098.4	1,165.2	1,168.9	1,379.2
		人数(人)	98	104	110	112	130
	短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	14,699	14,707	14,707	14,707	17,488
		日数(日)	108.5	108.5	108.5	108.5	128.9
		人数(人)	8	8	8	8	10
	短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
日数(日)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人数(人)		0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	69,372	71,706	73,885	74,788	82,854	
	人数(人)	446	462	476	483	531	
特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	3,798	3,798	4,265	4,614	4,787	
	人数(人)	11	11	12	13	14	
住宅改修費	給付費(千円)	8,284	8,284	8,755	8,755	11,627	
	人数(人)	8	8	9	9	11	
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	321,110	328,247	332,550	347,124	406,380	
	人数(人)	136	139	141	147	171	

			見込み				
			8期計画			9期計画	14期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	4,718	4,721	4,721	4,721	4,721
		人数(人)	3	3	3	3	3
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	42,776	45,617	46,448	47,280	56,948
		回数(回)	302.4	323.4	329.2	335.0	402.2
		人数(人)	33	36	37	38	46
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	79,187	80,791	87,147	85,544	99,315
		人数(人)	35	36	38	38	43
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	89,878	89,928	92,990	101,704	110,951
		人数(人)	30	30	31	34	37
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)		0	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	85,650	95,616	125,515	
	人数(人)	0	0	37	41	53	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	51,472	53,944	55,284	57,431	67,594	
	回数(回)	500.9	521.5	534.3	555.7	649.6	
	人数(人)	74	77	79	82	96	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	528,317	532,165	532,165	535,899	542,142
		人数(人)	160	161	161	162	164
	介護老人保健施設	給付費(千円)	363,673	370,243	386,131	382,844	415,515
		人数(人)	114	116	121	120	130
	介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	2	3
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	7,890	7,894	7,894		
		人数(人)	2	2	2		
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	114,436	120,809	124,816	125,779	141,986	
	人数(人)	647	680	701	708	789	

2025年度(令和7年度)、2040年度(令和22年度)の見込み量は、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムでの現段階の推計値となっており、今後変動する可能性があります。引き続き、介護予防及び重度化防止を推進していくことで見込み量の適正化を図ってまいります。

3 介護保険事業にかかる総費用の見込み

総給付費は、第8期中も増加を続け、2023年度（令和5年度）には2020年度（令和2年度）に比べて341,131千円増加すると見込んでいます。また、居宅系サービスや施設サービスに比べ、在宅サービスの伸びが大きく、2023年度（令和5年度）には2020年度（令和2年度）の1.22倍になると推計されます。



2025年度（令和7年度）、2040年度（令和22年度）の見込み量は、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムでの現段階の推計値となっており、今後変動する可能性があります。引き続き、介護予防及び重度化防止を推進していくことで見込み量の適正化を図ってまいります。

第2章

葉山町の介護保険料

1 保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

① 第1号被保険者の保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・県・本町の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。

なお、包括的支援事業等については第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。第7期介護保険事業計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

② 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本町では、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高い等の理由で交付割合は5%を下回っています。

③ 介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて事業計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者の皆様に安定して保険給付を提供するよう努めています。基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしています。第8期においては、基金残高約3億2千万円のうち安定的な保険運営のために必要な残額水準を除いた2億円を取崩し、保険料負担の軽減を図ります。

④ 財政安定化基金

計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・県・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本町では、適切に保険給付費を見込み、安定的な介護保険制度運営を図っており、第6期介護保険事業計画期間において資金不足は生じていないことから借入は行っていません。

(2) 保険料収納必要額

第8期の第1号被保険者の保険料の収納で必要となる額は、約19億円、予定保険料収納率については98.0%と見込んでいます。

(単位：円)

項目	第8期			
	合計	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
標準給付費見込額	8,622,259,691	2,776,314,400	2,846,627,261	2,999,318,030
総給付費	8,066,868,000	2,597,016,000	2,660,802,000	2,809,050,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	225,413,357	72,000,000	75,382,810	78,030,547
特定入所者介護サービス費等 給付額	247,347,900	79,193,284	82,591,999	85,562,617
特定入所介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	21,934,543	7,193,284	7,209,189	7,532,070
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	271,343,934	88,800,000	90,898,451	91,645,483
高額介護サービス費等給付額	282,419,052	91,419,052	95,000,000	96,000,000
高額介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	11,075,118	2,619,052	4,101,549	4,354,517
高額医療合算介護サービス費等 給付額	51,000,000	16,000,000	17,000,000	18,000,000
算定対象審査支払手数料	7,634,400	2,498,400	2,544,000	2,592,000
審査支払手数料一件あたり単価		48	48	48
審査支払手数料支払件数	159,050	52,050	53,000	54,000
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	467,153,340	151,068,040	155,687,600	160,397,700
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	222,693,340	70,632,040	74,275,600	77,785,700
包括的支援事業・任意事業費	165,540,000	55,180,000	55,180,000	55,180,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	78,920,000	25,256,000	26,232,000	27,432,000
第1号被保険者負担分相当額	2,090,564,997	673,297,961	690,532,418	726,734,618
調整交付金相当額	442,247,652	142,347,322	146,045,143	153,855,187
調整交付金見込額	367,833,000	108,469,000	121,510,000	137,854,000
調整交付金見込交付割合		3.81%	4.16%	4.48%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9675	0.9535	0.9410
後期高齢者加入割合補正係数 (要介護等発生率による重み付け)		0.9664	0.9546	0.9425
後期高齢者加入割合補正係数 (1人あたり給付費による重み付け)		0.9686	0.9524	0.9394
所得段階別加入割合補正係数		1.0869	1.0869	1.0869
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等 の交付見込額	30,000,000			
保険料収納必要額	1,934,979,649			
予定保険料収納率	98.00%			

(3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料基準額は、令和3～5年度の3か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の一定割合（23%）を、所得段階別割合で調整した令和3～5年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。

<介護保険料基準額の算定方法>

$$\text{保険料基準額(月額)} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \frac{\text{所得段階別加入割合補正後の被保険者数}}{12\text{ヶ月}}$$

区 分(算出手順)	3か年合計
標準給付費見込額(A)	8,622,259,691 円
地域支援事業費(B)	467,153,340 円
第1号被保険者負担分相当額(C=(A+B)×23%)	2,090,564,997 円
調整交付金相当額(D)	442,247,652 円
調整交付金見込額(E)	367,833,000 円
準備基金取崩額(F)	200,000,000 円
保険料収納必要額(G=C+D-E-F)	1,934,979,649 円
予定保険料収納率(H)	98.00%
所得段階別加入割合で補正した被保険者数(I)	33,477 人
第8期介護保険料基準年額(J=G/H/I)	58,980 円
第8期介護保険料基準月額(K=J/12か月)	4,900 円

第8期中の第1号被保険者保険料基準額（月額）

≒

4,900 円

◇利用者負担の軽減策として、以下のようなものがあります。

(ア) 特定入所者介護サービス費の支給（食費・居住費の利用者負担額減額制度）

介護保険施設、短期入所サービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）は原則として全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は負担限度額までの自己負担とするものです。超えた分は「特定入所者介護サービス費（補足給付）」として介護保険から給付します。

(イ) 高額介護サービス費の支給

同月内に利用したサービスの利用者負担（1割または2割）の合計金額が高額になり利用者負担の上限額を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。同じ世帯内にサービス利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担の合計額が、上限額を超えた分について支給します。

(ウ) 高額医療合算介護サービス費の支給（高額医療・高額介護合算制度）

介護保険と医療保険両方の自己負担額が高額になった場合は、限度額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。同じ医療保険の世帯内で、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、年間（8月～翌年7月）自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額が、医療保険者の設定した限度額を超えたときに該当となります。

現段階での令和7年度（2025年度）の第1号被保険者推計保険量基準額は約5,000円となっています。今後、介護予防の推進、重度化防止を図ることで、軽減を図っていきます。

2 保険料段階の設定

被保険者の負担能力には差があるため、介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行った上で保険料を定めています。負担能力に応じた保険料となるよう所得段階区分を標準よりきめ細かく設定した第6期の考え方を継承し、第7期においても14段階に区分します。

所得段階	対象者	基準割合	保険料	
			(年額)	(月額)
第1段階	・生活保護の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	17,640円	1,470円
第2段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方（第1段階に該当しない方）	0.45	26,460円	2,205円
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方（第1段階、第2段階に該当しない方）	0.67	39,396円	3,283円
第4段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.95	55,860円	4,655円
第5段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方（第4段階に該当しない方）	1.00	58,800円	4,900円
第6段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	73,500円	6,125円
第7段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万以上160万未満の方	1.26	74,088円	6,174円
第8段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が160万以上200万未満の方	1.27	74,676円	6,223円
第9段階	・本人は町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万以上300万未満の方	1.52	89,376円	7,448円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が300万以上400万未満の方	1.54	90,552円	7,546円
第11段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万以上600万未満の方	1.57	92,316円	7,693円
第12段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万以上800万未満の方	1.75	102,900円	8,575円
第13段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万以上1000万未満の方	1.90	111,720円	9,310円
第14段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1000万以上1500万未満の方	2.10	123,480円	10,290円
第15段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1500万以上2000万未満の方	2.30	135,240円	11,270円
第16段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が2000万以上の方	2.50	147,000円	12,250円

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けた、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

(2) 各種介護保険サービスの充実

第6期計画において小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備し、在宅介護の推進に努めてまいりました。

第8期計画においては、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行い、在宅介護サービスの推進に努めてまいります。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応してまいります。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受けつけ、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促してまいります。

(4) 高齢者への権利擁護への取り組み

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

本町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してまいりました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携をさらに強化し、公正な契約締結の支援を行います。また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化してまいります。

(5) 施設サービスの整備方針について

<2023年度（令和5年度）までの施設整備計画>

区分		第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉施設 介護老人 施設	定員数（人）	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数（人）	167	159	166	151	156	163	160	160	160
地域密着型介護 老人福祉施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人 保健施設	定員数（人）	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数（人）	132	129	121	119	109	151	150	150	150
介護療養型 医療施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	1	0	1	3	2	1	1	1	1
認知症対応型 共同生活介護	定員数（人）	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数（人）	24	26	25	27	25	25	27	27	27
介護専用型 特定施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	利用者数（人）	324	314	313	300	292	340	338	338	338
	要介護3 以上比	80.9%	77.7%	81.5%	81.3%	82.2%	82.1%	82.0%	82.0%	82.0%
介護専用型以外の 特定施設	定員数（人）	291	291	291	291	291	291	291	291	291
	利用者数（人）	140	159	176	154	154	150	150	150	150

※ 2015年度（平成27年度）から2019年度（令和元年度）までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、2020年度（令和2年度）は9月月報値、2023年度（令和3年度）以降は推計値です。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数（葉山町内・町外に関わらず特別養護老人ホームへの入所待機者）は、2019年度（令和元年度）は前年度比31名の減少、2020年度（令和2年度）は前年度比で7名の増加となっています。そのうち、葉山町内2か所の特別養護老人ホームの入所待機者数は、2019年度（令和元年度）は前年度比21名の減少、2020年度（令和2年度）は前年度比で11名の増加となっています。

また、特別養護老人ホームへの介護給付費は、2019年度（令和元年度）は前年度比18,119,136円、3.8%の増額ですが、件数は22件の減少となっており、入所者の重度化が考えられます。

第6期計画期間中は、確実に葉山町民の入所が見込まれる29床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を目指し事業者の公募をしましたが、昨今の介護報酬減により採算を取ることが難しいことから応募を断念した、あるいは建設費及び人件費の高騰により事業者辞退があったことにより整備することができず、第7期計画においても新たな整備を行いませんでした。

第8期における介護報酬改定状況、また、特別養護老人ホームへの入所待機者及び介護給付費の状況、さらに第6期計画期間中の状況を勘案すると第8期計画期間中は特別養護老人ホームの整備は見送り、町内事業所に町民優先の入所を引き続き要望するとともに、待機者数、介護給付費等の状況を注視していき、その上で必要と判断すれば第9期以降の施設整備について検討してまいります。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

○施設所在地が葉山町内外であるかを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成30年 4月1日	0人	0人	10人	18人	37人	27人	21人	113人
令和元年 4月1日	0人	0人	9人	7人	21人	22人	23人	82人
令和2年 4月1日	0人	0人	4人	6人	31人	30人	18人	89人



特別養護老人ホーム入所待機者のうち葉山町民の人数

	待機者数	(うち葉山町民)
平成30年4月1日	113人	81人
令和元年4月1日	82人	60人
令和2年4月1日	89人	71人

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

	利用者数	うち葉山町民	町民利用率
令和元年6月1日	154人	102人	66.2%
令和2年6月1日	153人	104人	68.0%

【特別養護老人ホームへの介護給付費】

	件数	給付費
平成29年度	1,991件	490,647,910円
平成30年度	1,892件	473,445,008円
令和元年度	1,870件	491,564,144円

② 介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第7期計画期間中、2019年度（令和元年度）の給付費は前年度に比べ5,052,678円の減少となっています。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第8期計画期間中は介護老人保健施設の新規整備は行わないこととします。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたリハビリを行う重要な施設でもあることから、第8期事業計画において給付費の推移などを見守り、第9期計画以降においては施設整備の必要性を引き続き検討してまいります。

【介護老人保健施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成30年度	1,721件	316,365,936円
令和元年度	1,681件	311,313,258円

③ 介護療養型医療施設の整備方針

2023年度（令和5年度）末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

【介護療養型医療施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成30年度	35件	12,265,698円
令和元年度	25件	8,807,455円

(6) 居住系サービスの整備方針について

① 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内2事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者がほとんどいない現状もあることから、新規の整備は行いません。

ただし、現在、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）2事業所は長柄地区に集中していることから、開設事業者と協議の上、第8期計画期間中に1事業所を上山口地区への移転を図り、町民の利便性向上に努めます。

既存の特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、保育園に加え認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）が一体となることで、高齢者と幼児、その関係者との世代間交流、地元町内会との交流を促進し地域包括ケアの構築を目指してまいります。

② 介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

③ 介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第3期介護保険事業計画では、2006年度（平成18年度）に開設した111床の施設をもって施設整備を一旦終了し、2014年度（平成26年度）に軽度者の増加に対応するため既存施設の30床増床を行いました。

2020年（令和2年）6月1日現在の町内4事業所の利用率は85.9%、町民入居率は21.1%であり、第8期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。

④ 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備方針

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は届出制の施設であることから、整備方針ではなく現状について記載することとします。

(令和2年4月1日時点)

	施設数	定員数／戸数
住宅型有料老人ホーム	2	53人(定員数)
サービス付き高齢者向け住宅	1	24戸(戸数)

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿になっている状況を踏まえ、介護サービスの質の向上に向け神奈川県と連携してまいります。

(7) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの見込量について

①地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの見込量については次のとおりです。

		事業所数※4 (令和2年度実績)	延べ利用件数※1					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型 通所介護	第1圏域※2	0	270	298	320	337	353	370
	第2圏域※3	1						
介護予防認知症 対応型通所介護	第1圏域※2	0	20	12	3	0	0	0
	第2圏域※3	1						
小規模多機能型 居宅介護	第1圏域※2	0	278	347	412	426	440	455
	第2圏域※3	2						
介護予防小規模 多機能型居宅介護	第1圏域※2	0	143	147	173	179	185	192
	第2圏域※3	2						
看護小規模多機 能型居宅介護※5	第1圏域※2	0	—	—	—	—	—	20
	第2圏域※3	0						
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	第1圏域※2	0	47	52	48	48	48	48
	第2圏域※3	1						
地域密着型 通所介護	第1圏域※2	2	675	891	975	1,014	1,053	1,092
	第2圏域※3	3						
認知症対応型 共同生活介護※6	第1圏域※2	0	297	312	304	305	307	309
	第2圏域※3	2						
介護予防認知症 対応型共同生活 介護※6	第1圏域※2	0	7	1	0	0	0	0
	第2圏域※3	2						

※1 延べ利用件数は、平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込量です。

※2 第1圏域：木古庭・上山口・下山口・一色

※3 第2圏域：堀内・長柄

※4 事業所数は、令和2年度実績数です。

※5 看護小規模多機能型居宅介護は、令和5年度に第1圏域で1事業所整備予定です。(現段階での計画であり、公募段階で圏域変更する可能性があります。)

※6 (介護予防)認知症対応型共同生活介護は、2023年度(令和5年度)に1事業所移転し、第1圏域 1施設、第2圏域 1施設になる予定です。

- ・延べ利用件数を第1圏域、第2圏域で按分することが出来ないため、合算で記載しています。
- ・夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の3サービスは第8期期間中、整備予定はありません。

②認知症対応型共同生活介護の日常生活圏域ごとの定員数は次のとおりです。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1圏域 ^{※1}	0	0	0	0	0	18 ^{※3}
第2圏域 ^{※2}	27	27	27	27	27	9

※1 第1圏域：木古庭・上山口・下山口・一色

※2 第2圏域：堀内・長柄

※3 葉山町の認知症対応型共同生活介護は、2事業所（定員18名・9名）となっています。
令和5年度に1事業所（定員18名）が第2圏域から第1圏域に移転する予定です。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整の機会の提供に努めてまいります。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進してまいります。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指してまいります。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進してまいります。

神奈川県では介護サービス情報公表制度にもとづき、神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて、介護サービス利用者が介護サービスを比較検討するために活用できる事業所情報などを提供していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めてまいります。

(2) 制度の周知

町民への介護保険制度の周知に向け、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めてまいります。

4 低所得者への配慮

制度上で様々な低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、これらの制度内容の周知に努めてまいります。

① 保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

② 特定入所者介護（予防）サービス費の支給

介護保険施設（短期入所を含む）に入所している低所得者の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

③ 社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

④ 特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法施行以前の措置制度から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入に伴い導入前の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

⑤ 障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

⑥ 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの自己負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

⑦ 高額医療・高額介護合算療養費の支給

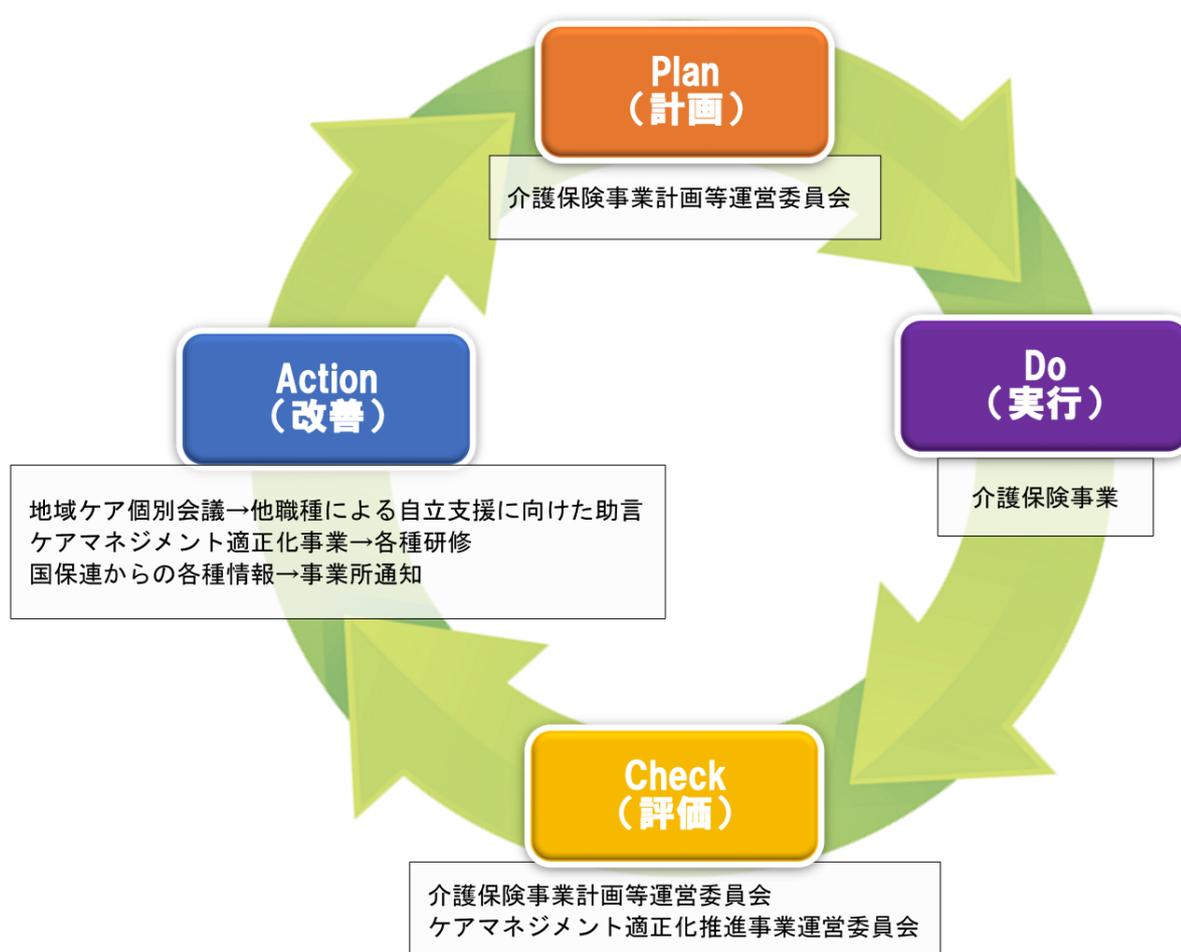
医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻しされていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策として活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックしてまいります。



(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討してまいります。

第 4 部：資料編

1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会

(1) 葉山町介護保険事業計画等運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）に基づき設置された葉山町介護保険事業計画等運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、葉山町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進行及び改定に関することについて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるものうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、次期改定計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

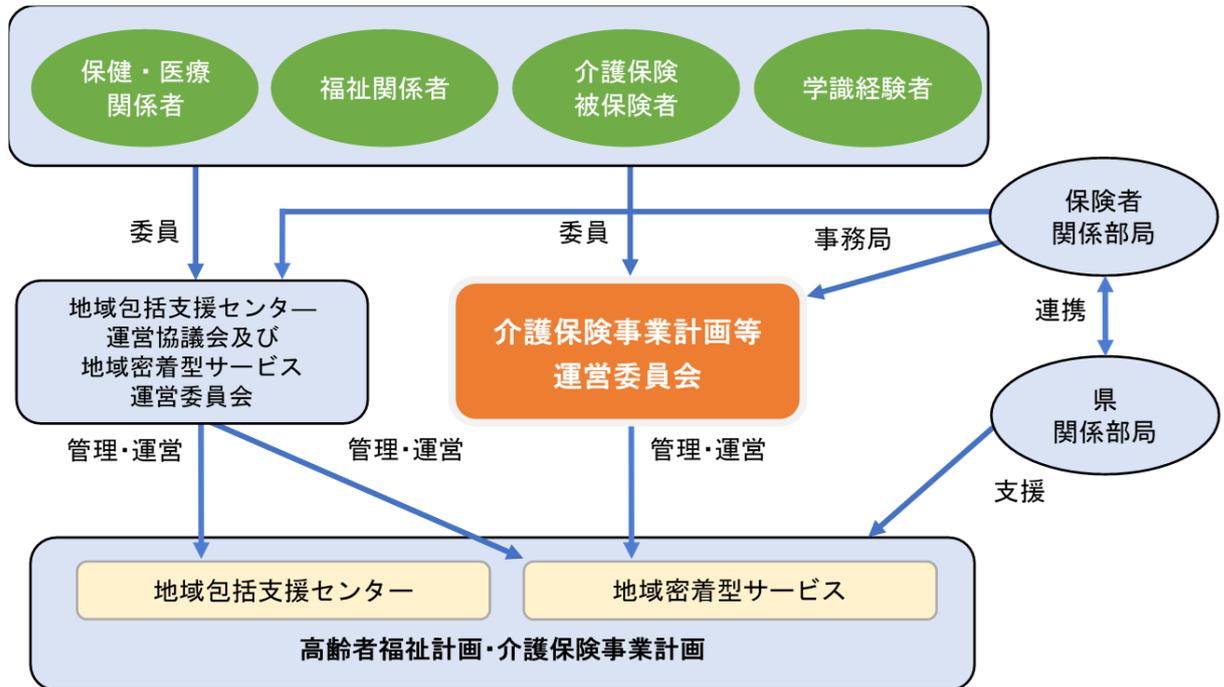
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 関係機関との連携



(3) 委員名簿

委員名		所属機関	選出区分
会長	山本 恵子	神奈川県立保健福祉大学	規則第3条第2項第2号 (知識経験を有する者)
副会長	二瓶 東洋	逗葉医師会	規則第3条第2項第3号 (保健医療関係者)
委員	沼田 謙一郎	逗葉歯科医師会	要綱第3条第2項第3号 (保健医療関係者)
委員	松本 千恵	介護保険被保険者 (町民公募)	規則第3条第2項第1号 (被保険者)
委員	宮田 路子	介護保険被保険者 (町民公募)	規則第3条第2項第1号 (被保険者)
委員	小宮 和子	葉山町民生委員・児童委員協議会	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)
委員	加藤 智史	葉山町社会福祉協議会	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)
委員	森久保 悟 (~令和2年3月) 守谷 勝 (令和2年4月より交代)	葉山清寿苑	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)
委員	猿田 貴美子 (~令和2年3月) 柴田 元子 (令和2年4月より交代)	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	規則第3条第2項第4号 (福祉関係者)

(敬称略)

(4) 委員会の経過

年度	開催日		主な議題	
平成30年度	第一回	平成31年1月24日	(1)	委員委嘱
			(2)	会長及び副会長の選任について
			(3)	委員会の運営について
			(4)	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
			(5)	平成27年度～平成29年度（第6期計画期間）における各事業の事業実績について
令和元年度	第二回	令和元年年7月11日	(1)	平成30年度（第7期計画期間）における各事業の事業実績について
	第三回	令和元年12月19日	(2)	町内サービス事業所向けアンケートについて
			(1)	町内介護保険事業所アンケート結果について
			(2)	葉山町高齢者福祉に関するアンケート調査について
令和2年度	第四回	令和2年6月25日	(1)	平成30年度、令和元年度（第7期計画期間）における各事業の実績報告について
	第五回	令和2年8月20日	(2)	町内介護保険事業所アンケート（案）について
			(3)	町民アンケート結果について
			(1)	令和元年度日常生活圏域ニーズ調査結果から見えてきた課題について
	第六回	令和2年10月22日	(2)	在宅介護実態調査結果について
			(3)	第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画 骨子策定に向けた検討について
	第七回	令和2年11月19日	(1)	第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
	第八回	令和3年1月28日 （書面会議）	(1)	第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
(2)			第8期 介護保険料（案）について	

2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設

機関・施設	内容・機能
葉山町 福祉課	次の係を置き、各種事業を実施するとともに、各種手続きの申請や相談等の窓口を設置しています。【社会福祉係・介護高齢係・障害福祉係】
葉山町 町民健康課	保健、栄養、健康などの相談や事業を実施するとともに、医師会、その他の医療機関との連携を担当する部署です。
福祉文化会館	高齢者の健康増進・生きがい創造、福祉団体・ボランティア団体などの福祉活動の拠点と、芸術鑑賞などの文化・学習活動の場の拠点の複合施設です。 高齢者のダンス教室、スポーツ教室、囲碁・将棋、高齢者趣味の作品展、高齢者演芸大会等の開催場所です。
社会福祉協議会	福祉サービスに関する行政と民間との立場を超えた協働体制を図り、民間活動の担い手であるボランティア、自治会、NPO、民間企業など、様々な方々の参画による地域福祉活動の推進を行う組織です。 小地域福祉活動・ボランティア活動推進・福祉教育・当事者活動の支援と組織化・総合的相談・在宅福祉サービス・権利擁護事業・地域福祉ネットワーク等を実施しています。
あんしんセンター (社会福祉協議会内)	認知症や知的障害・精神障害のために十分な判断ができない者、身体が不自由等の理由により福祉サービスの利用や、日常のお金の管理、財産の保管が困難な者に、地域で安心して生活が送れるようにお手伝いします。
地域包括支援センター (木古庭・上山口・下山口・一色地区は 葉山清寿苑内) (堀内・長柄地区は社会福祉協議会内)	地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの3つの事業を管理し、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした中核機関です。
逗葉地域医療センター	逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、社団法人逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会の協力の下に急患診療事業、特定健診事業、介護予防健診事業及び訪問看護事業を行い、健康保持増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。
シルバー人材センター	高齢者の生きがいを目的に、様々な仕事の斡旋をしています。
老人福祉センター	福祉文化会館内に設置しています。無料入浴サービス、老人いこいの日の開催場所となっています。
老人クラブ	各地域の高齢者により、50人以上で組織されている団体が、ボランティア活動、生きがいと健康づくりのための各種活動を行っています。 2017年(平成29年)現在18団体があり、老人クラブ連合会を組織し、各クラブ間の連携を保ちながら、各種事業を実施しています。

※ 高齢者の権利擁護、生活相談等は、木古庭・上山口・下山口・一色地区の方は葉山町地域包括支援センター清寿苑(046(878)8905)、堀内・長柄地区の方は葉山町地域包括支援センター(046(877)5324)へご相談ください。

※ 振り込み詐欺、還付金詐欺が疑われるケースは、葉山警察署生活安全課(046(876)0110)へご相談ください。

第8期（2021年度（令和3年度）

～2023年度（令和5年度））

葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）

2021年（令和3年）3月

発行

葉山町福祉部福祉課
〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135
電話 046-876-1111（代表）
FAX 046-876-1717

第8期葉山町介護保険料（案）				資料3			
第7期介護保険料 （基準月額4,800円）		年額 （単位：円）	基準段階に 対する割合	第8期介護保険料 （基準月額4,900円）		年額 （単位：円）	基準段階に 対する割合
第1段階	・生活保護受給の人又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	17,280	0.30	第1段階	・生活保護受給の人又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	17,640	0.30
第2段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人（第1段階に該当しない人）	25,920	0.45	第2段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人（第1段階に該当しない人）	26,460	0.45
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の人（第1段階・第2段階に該当しない人）	38,592	0.67	第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の人（第1段階・第2段階に該当しない人）	39,396	0.67
第4段階	・本人は町民税非課税の人で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	54,720	0.95	第4段階	・本人は町民税非課税の人で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	55,860	0.95
第5段階	・本人は町民税非課税の人で、世帯の中に町民税課税者が含まれている人（第4段階に該当しない人）	57,600	1.00	第5段階	・本人は町民税非課税の人で、世帯の中に町民税課税者が含まれている人（第4段階に該当しない人）	58,800	1.00
第6段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が120万円未満の人	72,000	1.25	第6段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が120万円未満の人	73,500	1.25
第7段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が120万円以上160万円未満の人	72,576	1.26	第7段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が120万円以上160万円未満の人	74,088	1.26
第8段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が160万円以上200万円未満の人	73,152	1.27	第8段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が160万円以上200万円未満の人	74,676	1.27
第9段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が200万円以上400万円未満の人	88,128	1.53	第9段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が200万円以上300万円未満の人	89,376	1.52
				第10段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が300万円以上400万円未満の人	90,552	1.54
第10段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が400万円以上600万円未満の人	89,856	1.56	第11段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が400万円以上600万円未満の人	92,316	1.57
第11段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が600万円以上800万円未満の人	100,800	1.75	第12段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が600万円以上800万円未満の人	102,900	1.75
第12段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が800万円以上1,000万円未満の人	102,528	1.78	第13段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が800万円以上1,000万円未満の人	111,720	1.90
第13段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が1,000万円以上1,500万円未満の人	120,960	2.10	第14段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が1,000万円以上1,500万円未満の人	123,480	2.10
第14段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が1,500万円以上の人	122,112	2.12	第15段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が1,500万円以上2,000万円未満の人	135,240	2.30
				第16段階	・本人が町民税課税者で前年の合計所得が2,000万円以上の人	147,000	2.50
第8期介護保険準備基金見込額		328,046,457円					
第8期介護保険準備基金取崩額		200,000,000円					

第8期（令和3年度～5年度）葉山町介護保険料（案）									
所得段階別人数 （令和3年1月時点）					第7期 （4,800円）		第8期 （4,900円）		差額（第8期－第7期） （単位：円）
	所得段階別 人数割合	所得段階別人数 （単位：人）			年額 （単位：円）	基準段階に 対する割合	年額 （単位：円）	基準段階に 対する割合	
第1段階	13.7%	1,459	第1段階		17,280	0.30	17,640	0.30	360
第2段階	5.7%	607	第2段階		25,920	0.45	26,460	0.45	540
第3段階	5.2%	555	第3段階		38,592	0.67	39,396	0.67	804
第4段階	16.2%	1,716	第4段階		54,720	0.95	55,860	0.95	1,140
第5段階	12.3%	1,305	第5段階		57,600	1.00	58,800	1.00	1,200
第6段階	9.8%	1,045	第6段階	120万円未満	72,000	1.25	73,500	1.25	1,500
第7段階	8.5%	904	第7段階	120万円～160万円未満	72,576	1.26	74,088	1.26	1,512
第8段階	7.2%	770	第8段階	160万円～200万円未満	73,152	1.27	74,676	1.27	1,524
第9段階	9.2%	978	第9段階	200万円～300万円未満	88,128	1.53	89,376	1.52	1,248
第10段階	4.4%	466	第10段階	300万円～400万円未満			90,552	1.54	2,424
第11段階	3.5%	375	第11段階	400万円～600万円未満	89,856	1.56	92,316	1.57	2,460
第12段階	1.2%	127	第12段階	600万円～800万円未満	100,800	1.75	102,900	1.75	2,100
第13段階	0.8%	86	第13段階	800万円～1,000万円未満	102,528	1.78	111,720	1.90	9,192
第14段階	0.9%	94	第14段階	1,000万円～1,500万円未満	120,960	2.10	123,480	2.10	2,520
第15段階	0.4%	45	第15段階	1,500万円～2,000万円未満	122,112	2.12	135,240	2.30	13,128
第16段階	0.9%	93	第16段階	2,000万円以上			147,000	2.50	24,888
	99.1%	10,625							
							第8期介護保険料		4,900
第8期介護保険準備基金見込額			328,046,457円						
第8期介護保険準備基金取崩額			200,000,000円						

意見票

回答期限：令和3年2月5日（金）までにF A X又は返信用の封筒に入れてご回答ください。

氏名 _____

○議題1 パブリックコメントの結果について

意見：あり・なし（どちらかに○をしてください。）

[]

○議題2 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について

意見：あり・なし（どちらかに○をしてください。）

[]

○議題3 第8期葉山町介護保険料（案）について

意見：あり・なし（どちらかに○をしてください。）

[]

○議題4 今後のスケジュールについて

意見：あり・なし（どちらかに○をしてください。）

[]

※資料1 第7回葉山町介護保険事業計画等運営委員会会議録（概要）について、
修正等ございましたらご記載ください。

修正箇所：あり・なし（どちらかに○をしてください。）

[]

委員各位

葉山町福祉課長

第8回葉山町介護保険事業計画等運営委員会 質問に対する回答について

標記の件について、先日書面会議を開催させていただきましたが、委員よりご質問があった件について事務局として回答させていただきます。

また、議事録についてご指摘をいただき、一部修正させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【質問】

(議題2) 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について

国システム導入に対して、高齢者の理解・協力はどの様に必要か知りたい。

【回答】

移動手段を持たない高齢者への支援体制、また、今回の新型コロナウイルス感染症を代表される感染予防対策としても、今後、インターネット等を活用した情報通信システムづくり(ICTの活用)が求められるところです。

現段階で、高齢者向けの国のシステムはありませんが、例えば、人工知能(AI)を活用したケアプラン作成を開発している民間事業者もあり、今後ICTの活用が高齢者支援として求められてくると考えます。

葉山町においては、昨年、社会福祉協議会に委託している地域支え合いづくり研修会において、インターネットを活用した地域のコミュニケーションづくりについて町民向けに研修を行っているところであり、今後、高齢者の理解・協力をいただけるよう周知していきたいと考えていますが、具体的な内容については、第8期計画期間中に検討し、また、国や他市町村の動向を踏まえ、第9期計画以降に記載する方向で検討したいと考えております。

【議事録修正箇所(P. 8)】

	修正前	修正後
下から7行目	・・・ <u>海岸</u> まで来るのに・・・	・・・ <u>会館</u> まで来るのに・・・
下から4行目	そして、 <u>3月</u> と11月に・・・	そして、11月に・・・

問い合わせ先 介護高齢係 大渡
電話 046(876)1111 内線232